

# 中平家屋敷記録保存調査報告書

令和4年3月



四万十町

空撮



屋敷上空



大井川 中央は大井川城址 右端に屋敷

棟札

一本屋一棟之作

查棟梁高岡郡吾桑村吾井解生  
現全郡窪川町住

北川春次 尚五十三才

並大工右同村

大場保馬

全 伊豫

稲葉三郎

全 西上山村野及川

平野和之助

全 奔川

伊藤長吉

一明治四年十月三日建築着手翌年  
 四月末落成

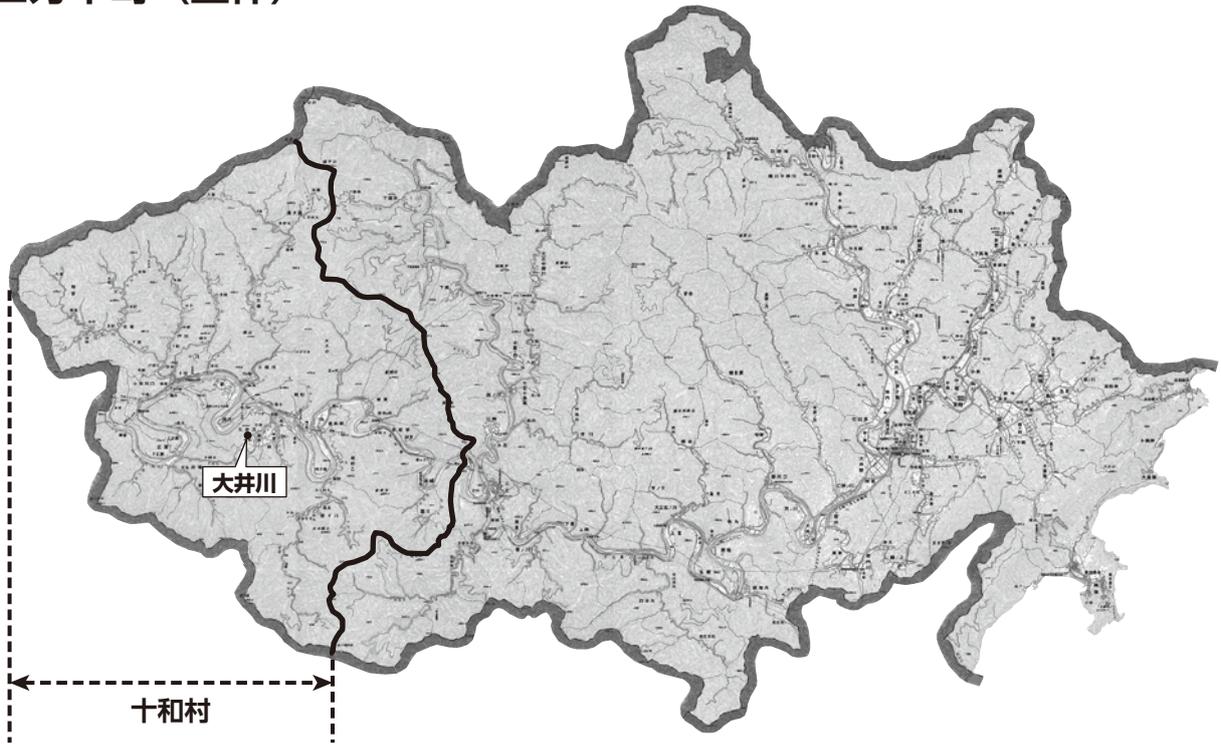
富家夫中平殊久治(中平幸吉)

高精加賀 白米十六束 酒四十二斗

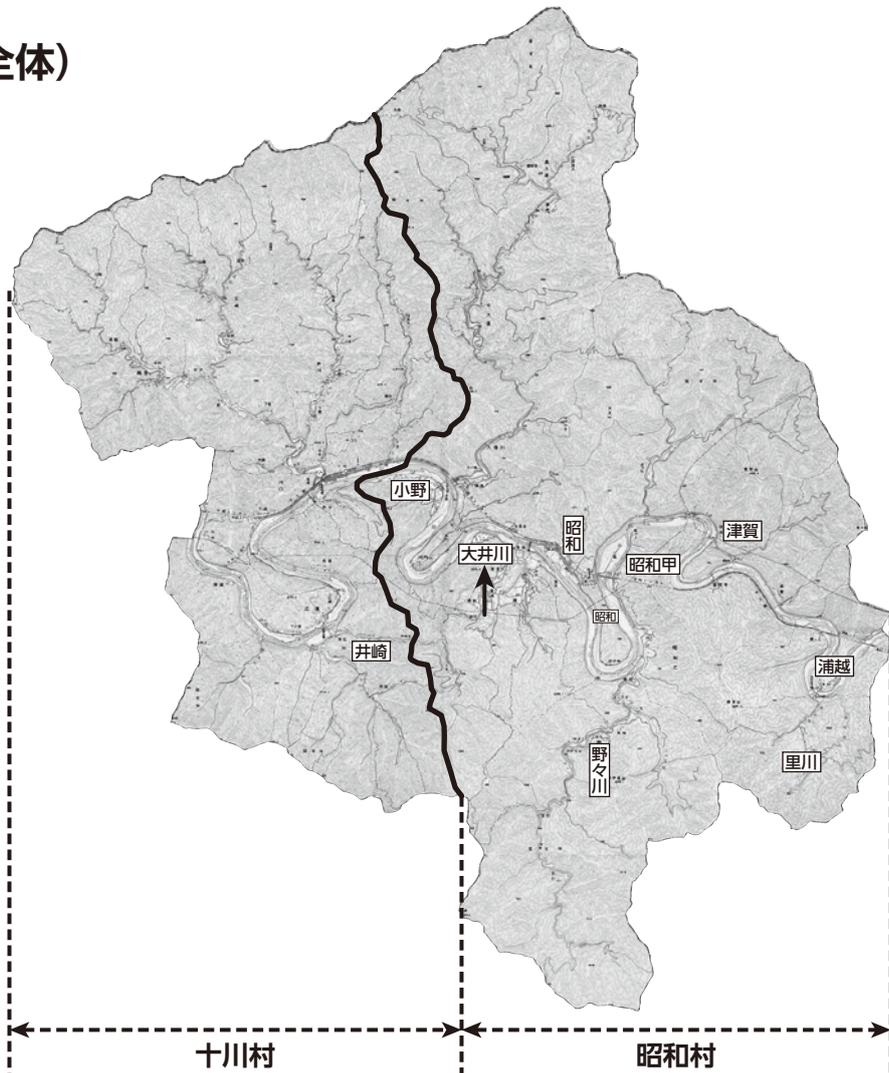




●四万十町 (全体)



●十和村 (全体)



# あいさつ

今回、解体撤去を行った中平家屋敷は、四万十町十和地域の大井川集落内にある建物です。

四万十町十和地域は、中心部を東から西に四万十川が蛇行して流れ、川沿いに点在する農地と総面積の約9割が山林という自然豊かな地域です。

その大井川集落のある昭和地区は、昭和3年11月10日に改称により「西上山村」から「昭和村」となっています。その後、昭和32年には、「昭和村」と「十川村」が合併し、「十和村」に、平成18年3月20日には、「窪川町」、「大正町」、「十和村」が合併し、現在の「四万十町」となりました。

中平家屋敷は、町（村）指定文化財として、平成5年1月20日に「母屋・木小屋・蔵」の3棟が「庄屋屋敷」として指定され、文化財指定後は、地元住民のご協力により、戸の開け閉めによる家の換気や、周辺の草刈り等献身的な維持管理を行っていただいていたいました。平成24年には、当該施設を文化財の価値を残したまま改修するための諸調査や概算工事費の積算等を行い、文化財保存に向け取組みを進めてまいりましたが、その後においても雨風による腐朽や経年劣化に伴う損壊が散見され、建物倒壊の危険性が高まり、保存や活用をすることが難しくなったため、令和2年3月31日に「母屋・木小屋」の2棟を指定解除し、解体撤去することとしました。

この建物については、解体撤去は行いますが、「西上山村」から「昭和村」、「十和村」そして「四万十町」へと移り変わってきた長い歴史の中で、先人たちが築き上げてこられた大変貴重で素晴らしい建物であるため、調査報告書として取りまとめ後世に残すこととしました。

この報告書が町民の皆様にとって建物から得られる歴史を知るきっかけになればと願い、また今後の教育・研究の一助になることを期待するものです。

これまでの保存調査と今回の解体工事にあたり、関係者の皆様からいただきました多大なご協力と様々なご指導等に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和4年3月

高知県高岡郡四万十町教育委員会  
教育長 山脇 光章

# 中平家屋敷記録保存調査報告書目次

口絵A（空撮）

口絵B（板図－1）表・裏

口絵C（板図－2） ㄥ

地図（四万十町全体、昭和村大井川付近）

あいさつ（四万十町教育委員会）

第1章	はじめに	1
第2章	大井川の歴史	3
	1 大井川地区の教育・大井川小学校	3
	2 インフラ整備	5
	3 人口・産業・歴史	6
	4 大井川神社	7
	5 少し前の大井川	8
第3章	中平家の歴史	9
	1 四手城址	9
	2 大井川城址	9
	3 門脇家御山控帳にみる大井川	10
	4 土地にみる歴史	10
	5 墓誌にみる中平家の歴史	13
	6 中平家の生活史	15
	参考図（中世古城址調査図）	
	参考資料 土陽新聞	
	参考資料 特用林産	
第4章	標識にみる建物の経緯	34
	1 標識からみる建物の経緯	34
	2 板図－1の詳細	35
	3 板図－2の詳細	37
第5章	中平家建築の姿	38
	1 在りし日の中平家（平成24年頃）	38
	2 「木小屋」にみる生活	45
	3 「木小屋」の全体写真	47
	4 「木小屋」煤の痕跡	49
	5 「木小屋」解体後全体写真	50
	6 幻の建物（便所棟、倉庫棟）	53

7	解体された付属棟、釜屋、主屋	54
8	主屋の位置にあった建物	55
9	「木小屋」の変遷	60
10	高知新聞掲載	63
第6章	解体作業	64
第7章	解体からみえる大工の伝統工法	72
1	板図	72
2	仕口や番付	72
3	建物概要（構造・意匠）	80
第8章	跡地の活用提案	89
1	活用について	89
2	NHK「ブラタモリ」	89
3	中世古城址と蛇行する四万十川	89
4	跡地活用提案として	90
第9章	保存部品	91
1	保尊部品一覧表	91
2	保存部品の説明	92
第10章	図面	99
	主屋解体図面	99
	「木小屋」解体図面	121
	「木小屋」解析	122
	主屋建築時図面	123

参考資料

後付

# 第1章 はじめに

国道381号線沿いに四万十川を下る。海岸から離れる方向へ下るという不思議がこの四万十川の魅力である。旧昭和村の中心部から少し下ると、昭和大橋が架かる。これを渡ると大井川地区となる。

100万年前ともいわれる四万十川蛇行の跡をなぞって大井川へ入る。右手には大井川城山が見え、その裾野に大井川神社の参道がある。城山の裾野を右へ廻ると、1段高い位置に大きな蔵と屋敷が待ち受けている。少し前に新聞等で紹介されたこの屋敷の下段は桑畑であったが、現在は近代的な住宅となっている。

屋敷入口には木製の標識が設置されている。その横には小さな門の構えがある。その標識にこの屋敷の紹介がある。標識は縦書きであるが、ここではそれを横書きとして紹介する。



令和3年調査時の姿

## 【標識】

村の重要文化財

庄屋屋敷（中平家）

一、所在地

幡多郡十和大井川782番地

一、事由

現中平家は中世における四手城主中平隠岐守重熊を開祖とする。十和村での中平家の台頭は、室町中期の長祿年間(西暦1457～59年)に始まり、江戸末期の嘉永5年(1852年)から中平道助重清を初代として明治に至る17年間、3代にわたり

大井川と四手両村の庄屋を務めていました。この屋敷は、この地が「土居」という字名で呼ばれていることから大井川城に勤める武士の館の跡地に建てられたものである。現在屋敷は中平家の当主行雄氏の祖父茂久治氏が一代で財を成し、明治中期から順次増改築したものです。

## 一、指定物件

土地 327.18平方メートル

付属屋一階（明治中期建築）

59.27平方メートル

主屋（明治42年改築） 135.27平方メートル

土蔵（大正12年建築） 62.94平方メートル

木小屋（大正年間） 20.36平方メートル

付属屋二階（昭和四年増築）

47.60平方メートル

平成3年1月20日

十和村教育委員会

以上



標識には庄屋屋敷(中平家)、その所在番地、略歴、建物の数、その用途と面積を建築順に表記されている。この度、調査を行った時点では、付属屋1階及び2階はすでに解体されており、主屋、土蔵、木小屋(指定当時の名称と思われる)の3棟が残されていた。標識横にある門構えは蔵と木小屋の間にあった位置から移設されたものである。



古写真出展：十和の文化財平成6年

撮影時期は不明であるが、主屋、蔵、2階建ての付属屋の屋根が奥にあり、一番手前に便所・浴室棟が撮影されている。手前に広がるのは桑畑と思われる。撮影時期から文化財指定前(平成3年)である。指定されるまでの期間に、手前の便所・浴室棟が解体され、主屋内部に便所と浴室が改装されている。正確な時期は不明である。

主屋及び「木小屋」の劣化に伴い、令和2年3月四万十町文化財指定解除となり、令和3年主屋及び木小屋の腐朽に伴う解体及び記録保存調査の実施を行うことになった。文化財指定時の資料及びその後、解体された付属屋に関する資料はその存在が不明であった。その為、それらに関連する部分については、調査から判明できた以外は推測となる。又、解体以前の聞き取り調査についても記録することとした。

屋敷名称は庄屋屋敷(中平家)とあるが、この屋敷が建築された明治後期には中平家は庄屋としてのお役を勤めておらず、元庄屋の表記が正しいかと思われる。庄屋時代同じ場所に居を構えていて、お役を果たしていた庄屋当時に関する資料は乏しい。

標識に「土居」という字名と記されているが、登記制度が始まって以来、字は「駄場」である。恐らく通称名として「土居」の名称が使用されていたと思われる。「土居」とは城主やお城に努める武家が居住したエリアの総称である。

標識には【中平家の台頭は、室町中期の長祿年間(西暦1457～1459年)に始まり、江戸末期の嘉永5年(1852年)から中平道助重清を初代として明治に至る17年間、3代にわたり大井川と四手両村の庄屋を務めていました。】とある。

四手城の土居については、旧昭和村役場があった

近くに字名「中平」が存在する。四手城の土居はこの字名のある位置と考察されている。《十和村史》中平家が何時頃、四手を離れたかについての資料は乏しいが、上山郷の各地で庄屋の勤めをしていた記録は残っている。

『大海集』によると『四手村には中平古城土居有。此土居屋敷。人居かたく、家を作て3度焼亡するとある。』四手を離れた要因の1つかもしれない。

幕末からは大井川にて庄屋としてお役を務め、明治維新以降大いに繁栄した。その足跡を家から探してみる。

## 第2章 大井川の歴史

中平家が繁栄した明治時代、大正、昭和、戦後。その時代の大井川の社会、産業、農業、環境、教育等の概要からその時代背景を訪ねる。

### 1 大井川地区の教育・大井川小学校

明治5年(1872)の国の「学制」頒布を受けて全国的には明治5年末以降、いわゆる「近代学校」が誕生する。高知県についても同様な傾向をたどっている。(高知県の教育史より)

#### 概要

名 称：大井川小学校

地 名：大井川村

小学校名：第46中学区、81小学区

設 立：明治8年

校 舎：旧民家 公有

教 員 数：男性1名

生 徒 数：男子37名（女子は0）

(以降は高知県近代教育史による)

授 業 料：有

扶助金配布金：14円11銭5厘

#### (十和村史より)

昭和小学校の歴史抜粋

明治7年四手小学校（四手、轟、津賀、茅吹手）

のち大井川、久保川、浦越に簡易小学校設立

明治27年～30年 大道、浦越、大井川、久保川に  
分教場を設置

明治31年 四手尋常小学校と改称し、前記4分教場も独立校となる。

明治42年 大井川校より、5、6年生は四手校へ通学となる。

昭和10年 村名改称により昭和尋常高等小学校と改める。



蛍雪の碑 大井川尋常小学校跡（南面）  
県営船戸渡船二代ル沈下橋架設ヲ以ッテ  
四手尋常高等小学校ニ統合（西面）  
明治40年創立（東面）  
昭和8年廃校

旧大井川小学校は大井川神社の参道の横1段高い敷地であった。大井川でも中心地である。この碑は大井川小学校のあった敷地とその西の敷地の境目南側に設置されている。若干西よりではある。記録によると公有とある。



中央にある建物位置が元小学校跡

古公図によると、地目は畑となっている。

閉鎖登記簿によると、土地の所有権が登記されたのは、明治32年1月9日家督相続で大井川92番屋敷の中平角次外9名とある。小学校が無くなった後は

売買されている。土地面積は581.20㎡

記録から明治7年に簡易小学校が設立とあることから、当時の所有者との間で、賃貸等の契約にて、学校が設立されたこととなる。人数からして1学年6名程度、先生が一人であることから、教室も1つか2つ（低学年と高学年）複々式式教室のようなものと思われる。授業料は有料とある。その為か、生徒は男子だけで女子がいない。四手小学校の場合は教員1名、男子21名、女子10名の記録がある。記録時幡多郡の約30%の小学校では女子は0名であることから、特別珍しいことではないようだ。

小学校設立以前の教育環境は私塾や寺子屋がある。その記録をみると、習字、読書、算術を教える寺子屋は、北ノ川村、田野々村、西ノ川村、等に存在していたが、明治2年～5年には廃業している。

こうした記録には残っていないが、大井川にも寺子屋があった。場所は大井川神社の階段参道の中ほどの東に存在した。現在建物はなく、平地の土地だけが残っている。茂久治もここに通っていたと思われる。

中平家としては、大井川に小学校ができる情報は早くから知り得る立場であったと思われる。

中平茂久治氏は年代的に小学校設立一期生として元気に家から東側へ降りたら小学校、飛び跳ねて通った事であろう。

当時の学校の概要は、教室は2つあり、東端が職員室となっていた。北詰めに校舎があり、南側は校庭となっており、運動会はここで開催された。

ホール	廊下		職員室
	教室1	教室2	
沓脱			

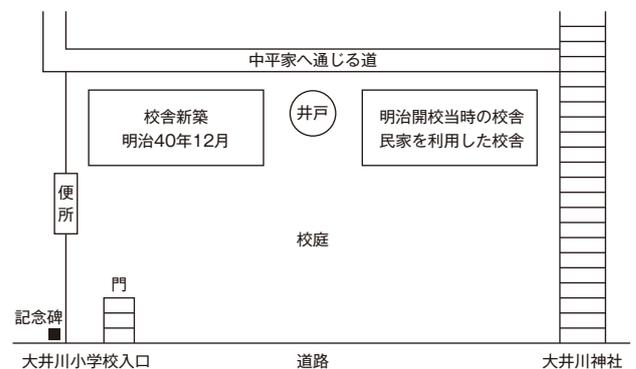
明治40年に改築された大井川小学校校舎間取り（便所は外）



屋根は瓦屋根、外部は引き違いガラス窓が南面に並んでいる。外壁腰は下見板張である。

（この写真は明治40年以降）

この写真は、大井川小学校の卒業式の後、撮影されたものである。小学校建物を背景としている。中央が当時の校長先生、その向かって右は女先生である。男子4名、女子4名の卒業生である。時代は大正期。そして、この中央の校長先生こそ、茂久治の長女の婿の行治（ゆくじ）氏である。



大井川小学校全体の概要

大井川小学校の概要は、入り口階段は西よりであった。校舎は東北隅。その西に井戸があった。この井戸は今も存在している。敷地南は校庭であった。便所は西と共同使用となっていた。明治40年の改築で校舎は西北隅となった。

中平家への道は現在とは異なり、大井川神社参道横、校舎の北から上へ繋がる道があった。江戸時代からの生活道であった。

## 2 インフラ整備

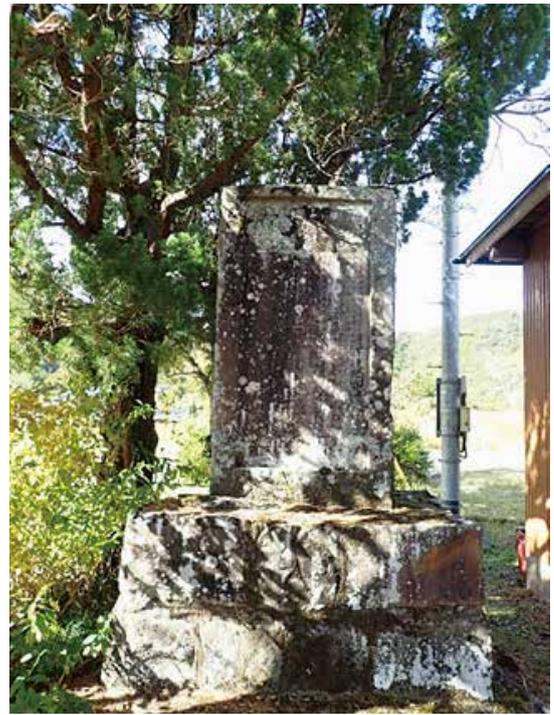
大井川地区は四万十川の左岸にあり、穀倉地帯であったが、川を渡ることが一番難な処であった。昭和村となり、学校合併が進められる中で、昭和9年3月大井川沈下橋が落成する。この橋の完成の前年昭和8年、昭和尋常高等諸学校へ合併が議会で可決。昭和9年4月四手尋常小学校新築落成。



大井川沈下橋



昭和大橋（昭和52年7月完成）



大井川住民センター敷地の南側にある記念碑

大井川部落のインフラ（道路、橋など）の不便さの解消を図る目的として大井川土地改良区を設立した。昭和28年10月17日。



大井川土地基盤整備記念碑、平成4年3月

更に十和村国土調査事業筆地調査完了した記念碑（着手昭和51年度完了平成4年度）もある。

一段高い場所にある中平家から見える、大井川盆地は緑豊かな穀倉地であり、昔も今も住民の努力と協力により栄えている様子が伺える。

### 3 人口・産業・歴史

#### 《十和村史》

	M35	T元年	T10	S5	S13	S15	S21	S25	S30	S40	S50
西上山村(昭和村)世帯	529	508	533	714	605	645	710	721	838	137	136
人口	2,779	3,214	3,318	3,419	3,212	3,448	3,835	4,044	4,324	647	536
男	1,313	1,594	1,658	1,740	1,631	—	1,864	—	2,197	—	—
女	1,466	1,620	1,660	1,679	1,581	—	1,971	—	2,127	—	—

M35～S50間は十和村史による

大井川の人口の推移を一覧表とした。大井川地区が特別ではないが、戦後急激な世帯数減、人口減となっている。

農業面積昭和50年統計大井川地区

耕地 61.0ha

農家 104戸（比率 76.5%）世帯比率

国有林地区別分布 昭和51年度

大井川地区 485ha（国有林3962ha）

#### 《歴史にみる大井川・庄屋・中平氏》

##### 《十和村史》長宗我部お上山郷より

「上山郷地検帳」は慶長2年(1597)のもので、長宗我部支配も終わりに近いが、これによる十和村地区の名本は以下である。

村名：大井川村

名本の名：吉□□\*

支配村：大井川、四手

上山郷の在地武士一覧集計は以下である。

面積：156町5反6代2歩

給人：43人

大工給：3人

寺領：2人

残38人 侍（野伏—一領具足）領地

慶長5年(1600)2月4日

この年関ヶ原合戦によって長宗我部は滅びる。長宗我部氏の最終段階をまとめる。

上山郷総地高：400町5反（100%）

侍領地（給地）：156町5反（39%）

蔵入地と推定：244町（61%）

《「上山郷地検帳」と慶長5年(1600)文書》から  
給人：小野源五郎、小野源三郎、中平六之進となる。

十和村小村の地高

大井川：527反 現大井川、昭和

屋敷と農業経営

大井川屋敷数：66

天和山検地にみる上山郷天和元年(1681)

大井川村：長野山（高さ10町横4町半、立木480本）大井川村の本田36町5反44代、家数91軒山守下番が置かれていた。

「西筋郷中見分帳」にみる村々宝永7年(1710)

大井川村の家数126軒、620人、馬67疋、牛6疋、留山6ヶ所

#### 《地検帳が語る幡多の歴史》より

幡多士族年譜（提出明治6年9月）（1873）

大井川 徳弘 勇次郎 郷士

大井川 徳弘 圓衛 別戸立

大井川 中平 重之助 別戸立

大井川 山脇 重正 庄屋

外に中平氏の存在は以下である。

鶴江 中平 重信 庄屋

田出川 中平 重盛 別戸立

悪瀬々 中平久三郎 地下浪人

和田 中平 重延 庄屋

福良 中平 重則 庄屋

? 中平 蕃直 庄屋

※文中□印は参考文献の表記のまま

#### 4 大井川神社

参道入口、石の立派な鳥居には「大井河神社」と書かれている。(鳥居は昭和53年)



この神社本殿工事が大正期に行われている。その際の記念板木を紹介する。

##### 大井河神社合祭記録

大正5年3月17日(1916)

古来大井川部落には2社ありて、1つは仁井田神社と号して字宮添に鎮座ましまして西部の鎮守となし、1つは河内神社と号して字新開に鎮座まし東部の氏神とおなせり。之等両鎮守は、祭日を異にしての祭事を行ひ。いやまし1部落なるを両分し、如何にも他部落の観なきにあらざして、思わしからざる故を以て将来に於いて部落を憂ひ、民心の円満を欠ぐが如きの類を牡門はか慮りここに有識者、先覚より互いに相図り来して人心の統一、和を以て部落議始むるの日として茲に起こしたるも議論正に亘に渉り象議再旦に旦を迎えしも未だ決せざるま。満3年瀬。号新たなる大正3年を迎うるに至り議茲にして暫く塾し神の御くじのもと定められ給う新たなる社地に、他無格社をも含め合併をなす事に決し即ち字中串林に移転合祭の出願を祈り成し、大正4年4月20日(1915)許可を受け爾来誠魂を以て、〇〇〇〇社殿造営に日をかけ、大正5年3月に至り工を竣え17日棟上の儀式を挙たり、之が合祭結果は、元、大元神社に生立つ樟樹、目通り回り4丈1尺の大樹なりしものを以て価額800有余円に売却其の他の社地に存立せし類種の樹木、又100余円にして工事の償ひとなし、跡地は耕作地として整理し保存の途に立つ留仁至りたるもの也。以上を銘記して永久に紀念するもとする。

大正5年3月17日

当時神社社掌	平野右近馬 (*1)
氏子総代	中平富次 (*2)
	田中作一
	伊藤波之助
部落区長	青木 伝 (つたえ) (*3)
建設委員	中平茂久治 (*4)
	伊藤源吾
	伊藤波之助
	伊藤清太郎
	中平富次
大工	西山良吉
	伊藤長吉 (*5)
	大森勢太郎

以上板木からの写し

右記録にみる、此の合祭の目的がどうあったかを考えた場合、此の円満な1つの部落に從來両分して執行されて来た祭事が万一、将来和を欠ぎ統一をくずす恐れがあるかもしれないという憂いを用心深く先の杖とした点は 実に感銘深いものを覚える。今日私共住民は、現在のような文明の中に在ってややもすれば古来の長所、美点を失いがちである事に気づかねばならない。茲に古老、先覚の話聞き、古書を読み「古きを温ねて新しきを知る」事が、調和の取れた人間関係、社会を創るうえに非常に重要であると考え、先輩の残した有形、無形のもの偉大さに認識を新たにするとともに、中心より敬意を表すものである。

尚、右記録は現在の板木から移したもので、文字の判読し難いヶ所が多く、補読推察した点があることを御承知下さい。

昭和48年2月10日

館長・区長 青木久弥



落成を祝う住民(住民の数の多さに驚く)

青木氏の注意書

- 慮「リヨ」深く考える
- ト「ボク」うらない
- 卍「マンジ」いりまじる
- 爾来「ジライ」そののち
- 工を竣え「たくみをおえ」
- 樟「クス」楠
- 板木の文字判読ができない部分は〇〇とした

中平家の歴史と関係ある人物

- \*1) 方帳箱にあるカタカナのウ
- \*2) 木炭信用組合大正末期の理事長
- \*3) 大きな梁「青木」を送った人か
- \*4) 本家 ご当主
- \*5) 本家に参加した大工の一人

神社参道を上げると、左右に灯笼と阿吽の獅子が並んでいる。大正期に作成されたもので、その台座には、合祭の際中心になった住民の名前が刻まれている。建設委員をしていた、中平茂久治の名前も入っている。

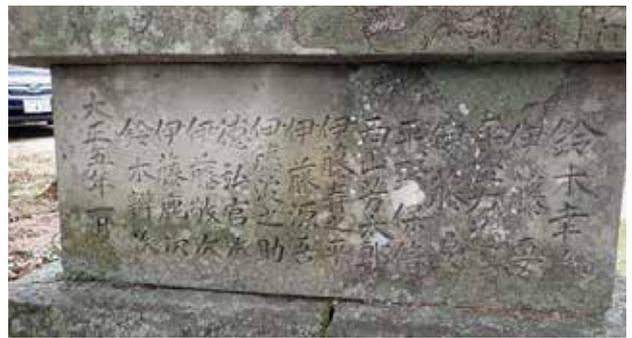


右手側



台座大正5年（1916）

中平茂久治・青木勝・青木傳・中平富次・田中作一・大正5年1月



左手側

記録名以上の住民名が書かれている。

5 少し前の大井川



土地改良区による道路整備以前の風景  
矢印上：中平家土蔵・解体された西端便所  
矢印下：大井川小学校校舎（寄棟）



昭和小学校

矢印：大井川小学校を移築して講堂として使用していた。集会や映画もここで行った。



大井川小学校の門前での記念撮影  
門に飾り付を行っている  
子供もいるが、大人の数が多い、合併による閉校式典か  
行治氏（校長）の姿も2段目にある。



### 3 門脇家御山控帳にみる大井川

昭和57年3月31日 十和村教育委員会発行  
門脇家御山控帳 蕨川正重 編による  
宝暦6年3月28日(1756)

大井川 北向

外に4石2斗6升 庄屋給

1. 地 365石8斗9升5合 本田(詳細略)  
外に1石1斗6升 庄屋給

1. 地 102石6斗3升7合 新田

1. 地 32石2斗8升9合 領地

1. 地 6石7斗 切畑

1. 銀 296匁1分2厘 田銀

1. 銀 9匁1分2厘 竹役

1. 鉄砲 4挺

1. 家数 113軒

1. 人数 589人 内男306人 女283人

1. 牛馬 59疋 内牛18疋 馬41疋

1. 寺 1宇 多宝山 宗福寺

1. 堂 1宇 十王堂

1. 宮 1社 仁井田大明神

1. 御留山 2か所

右ノ内(右とは上の事)

長野山 天和3年留り 木品松生立

目細井山 正徳3年留り 椎、檜、栈木有

1. 古城跡 二か所有り

1. 大井川村東西60町、南北45町

在所の北を大川通る也

1. 竹屋敷村江4里有也

以上

### 4 土地にみる歴史

#### 1) 直近の登記簿より

所在：幡多郡十和村大井川字駄場

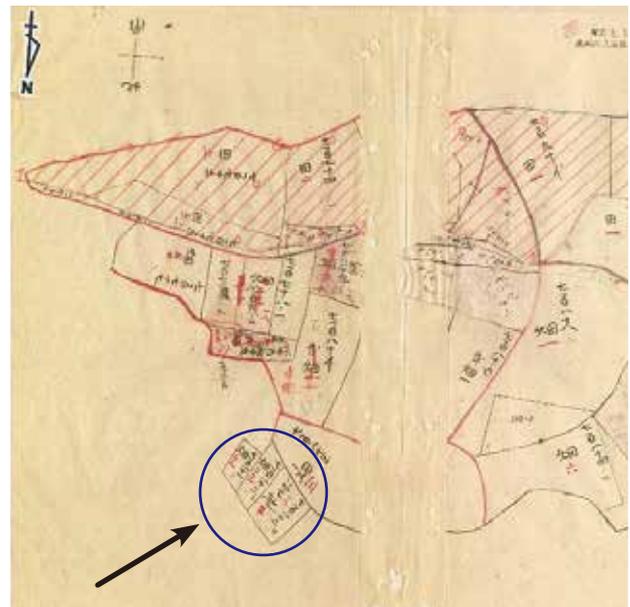
平成18年町村合併により、高岡郡四万十町大井川字駄場となる。

地番は782番2(782-口、781番、782番イ)を合筆(国土調査による成果)平成7年2月10日

面積：710.65㎡

地目：宅地

所有者：幡多郡十和村平成7年2月10日登記とある。



古公図  
注意) 南北が逆になっています

古公図によると

781番：畑

782のイ：畑

782の口：宅地

となっている。国土調査により、782-口が782-2と名称を変え3筆が合筆された。

この古公図には、赤色の数字が記入されている。

782-口には2, 訂正後18

782のイには23, 781にも23である。この数字の意味は旧土地台帳から判明した。

元々、登記は土地、家からの税金を徴収する目的があり、それらの地目により、どれだけ価値が高いかを評価しなければならない。旧土地台帳には782-口地目宅地には、当初2級、その後18級となり、古公図ではここまでであるが、その後訂正され23級となっていたことが判明した。畑の地目の2筆についても同様で、畑として23級を意味している。

このことは、土地台帳が作成された明治31年当時、大井川の中心位置にあり、重要な宅地であったことを証明している。昭和6年に法律により、18級に変更され、更に昭和11年法律により、23級へと変更されている。

閉鎖登記簿より

明治39年4月6日幡多郡西上山村大井川中平茂久治の所有権として登記されている。土地の登記制度はこれが始まりである。

平成5年10月5日受付、中平行雄に所有権が移っ

ている。原因として、大正14年10月5日中平行治家督相続、昭和6年1月29日家督相続とある。

平成5年10月8日受付、幡多郡十和村へ贈与された。

以上

登記は明治39年に始まるが、土地台帳には、明治31年当時の所有者は中平房吾とある。明治39年4月6日所有権移転により、中平茂久治となった。登記と土地台帳は日付ともに同一であった。

中平房吾(江戸末期)→中平茂久治(誕生明治元年)→(行治)→中平行雄登記には行治の名前は出てこない。行治が若くに病気にて没したことが原因であろうか。

## 2) 地券



6枚  
その裏面

明治14年12月20日  
持主：中平 房吾（茂久治氏の父）



上：明治19年5月26日  
持主：中平 房吾  
下2枚：明治21年2月28日  
持主：中平 房吾

内容

土地の地番・所有者名・地目・面積・地租  
発行者：高知県幡多郡長 栗原諫戒平(明治15年)  
現在保管されている分。

明治15年9月1日  
持主：中平 重虎・中平 房吾  
下段はその裏面

## 地券一覧表

	年	月	日		字	地目	面積	地価	地主
明治	14	12	20	大井川村1051番	竹 窪	畑	24歩	73銭	中平 房吾
明治	14	12	20	大井川村1912番	上中串	田	2反1畝24歩	95円66銭	中平 房吾
明治	14	12	20	大井川村1919番	〃	田	1畝12歩	1円99銭	中平 房吾
明治	14	12	20	大井川村783番	駄 場	畑	5畝16歩	12円14銭	中平 房吾
明治	14	12	20	大井川村781番	駄 場	畑	10歩	7銭	中平 房吾
明治	14	12	20	大井川村916番口	〃	〃	5畝27歩	4円32銭	中平 房吾
明治	15	9	1	大井川村3170番	松ヶ奈路	薪炭山	6反5畝23歩	32銭	中平 房吾
明治	15	9	1	大井川村1081番	下モ中串	芝 地	3畝2歩	3銭	中平 重虎
明治	15	9	1	大井川村2234番	橋詰上林	薪炭山	3反5畝21歩	13銭	中平 房吾
明治	19	5	26	大井川村2197番～	弥久谷山	山 林	7反8畝10歩	24銭	中平 房吾
明治	21	2	28	大井川村1098番	上中串	田	18歩	86銭	中平 房吾
明治	21	2	28	大井川村782番イ	駄 場	畑	1畝3歩	2円1銭	中平 房吾

### 《地券の歴史》

明治政府が土地所有者に交付した証券。所有者、地目、地積、地価などを記載。1872年(壬申(じんしん)の年)制定、壬申地券ともいう。同年の土地永代売買の解禁に対応し、地券により土地所有権＝納税義務を表示・公認し、地価を確定した。

地券の発行は、旧来の町名主や庄屋を取り込んだ戸長役場においてなされ、割印を押した一通を所有者本人に渡し、役場で控えを「元帳」に綴じ込み保管した。この元帳を地券大帳といい、毎年その写しを大蔵省に提出させることとした。この、地券大帳が後の土地台帳の基礎となる。

公証制度の整備(公証人規則制定)や登記法の実施(明治19年(1886年)8月13日公布、翌年2月1日施行)によって近代的登記制度が公法的に導入され、地券は、法的な意味合いを失い、明治22年(1889年)3月22日の土地台帳規則制定とともに廃止された。

一覧表から地目に注目すると、田や畑の他に、薪炭山という地目の箇所が2か所存在。芝地という地目がある。薪炭山は現在の地目は山林、芝は原野となっている。

中平家は薪炭を製造する山を2つ持っていたことが判る。登記が始まった時には、所有権として、中平茂久治の名としている。房吾の名前は出てこない。現在地の敷地781番、782番イは地券があるが、782番口宅地の地券は保存されていない。それらの所有権の扱いと同様に田畑、山林等の登記されている。

明治39年に家督相続をしたか、手続き上、近い内にある家督相続を見据えて、茂久治氏の名前として

登記したと思われる。所有地はこれが全部ではなく、残された地券と考える。

一覧表にある中平重虎は恐らく親族の一人と思われる、後に中村市(現四万十市)へ転出している。芝は萱場であった可能性はある。又、大井川村2197番には萱芝山までと追記されており、用途は萱場である。古い地目はその用途が連想でき、非常に合理的である。

## 5 墓誌にみる中平家の歴史



大井川盆地東側中央にある墓所

### 中平家先祖の墓

中平茂久治	58才	T14年10月5日
中平行治	36才	S6年1月29日
		喜久穂の夫養子 (喜久穂は茂久治の長女)
中平梅野	97才	昭和40年2月9日
		茂久治の妻 (中平實 一族から嫁に行く)
中平喜久穂	74才	昭和50年9月15日
		行治の妻

中平行雄 89才 平成24年11月7日  
 行治の長男  
 (茂久治の孫)

中平愛三子 92才 令和元年6月1日  
 博史の母  
 (行雄の妻・中平實の姉)

中平家納骨堂 昭和50年2月吉日  
 中平行雄  
 中平善博 建立

東南の隅

明治27年 中平正父春 外1色 地蔵

中平良徳 44才 昭和12年3月9日  
 實の父

中平 米 92才 昭和34年7月30日  
 實の祖母

中平正子 61才 昭和35年11月30日  
 實の母(政子)

中平伊勢次 ○○ 昭和41年○月○日  
 続柄 不明

中平晴喜 58才 平成11年2月19日  
 實の二男

納骨堂 中平家 令和元年12月吉日  
 中平實 建立

墓所では中平茂久治の父、中平房吾の墓は存在せず、茂久治より前は先祖となっていることから、他の場所にあった墓所を大井川へ移したか、改墓をしたと思われる。今、大井川盆地の中央に静かに眠っている。

東南の隅にある墓所について。中平一族になる中平實氏が、中平行雄家族が大井川から離れてしまい、墓所を守る人がなくなったことから、別の墓所からここへ移してきた経緯。この中平實氏の一族から茂久治氏へ妻梅野として嫁いでいる。又、實氏の姉は中平行雄へ嫁いでいる。深い関係の一族といえる。

喜久穂女は二人の息子をを持った。兄は行雄、弟は善博である。中平行雄・愛三子夫婦に子供が無かったことから、善博の子供を養子として迎えた。それが博史である。

墓所の北半分は伊藤家の墓所となっている。茂久治・梅野夫婦には二人の女の子がいた。長女は養子

を迎えた。それが中平行治(ゆくじ)である。次女は大井川の伊藤家へ嫁いでいる。伊藤家現御当主は行雄氏とは従妹となる。



上の写真は中平梅野女の米寿(88才)のお祝いをした席である。場所は表の間、縁の障子を取り除き広くしている。縁の外には雨戸しかないが、縁の障子を雨戸の位置へ移動している様子である。(夜の宴席で雨戸を閉めていると思われる)紋付袴腰姿の男性陣である。昭和32年(1957)矢印が梅野女である。相当しっかりしていたと当時を知る人はいう。

松の枝を使った皿鉢料理は当時米寿の祝いの席で使われた。



上の写真。前に2人後ろ4人の記念写真である。前の左側の着物を着た女性が喜久穂女である。母梅野女と似た面長の美しい方であるのは写真からもうかがえる。

## 6 中平家の生活史

### 1) 板戸の裏張り



表の間西側縁の奥にある物入の建具  
銘木板による舞良戸、棧漆仕上げ



裏面、多数の銘木が使用されていた



写真では解りにくいですが、全面に新聞（土陽新聞）  
が貼られている。確認できた日付は以下である

明治41年 1月12日 (1908)

〃 1月20日

〃 2月7日

〃 2月14日

屋敷の落成は明治42年4月末（1年少し前の新聞を使用したことになる）

上記の中で重要な記事があるのは、2月7日、及び1月12日である。これらは資料としての現物は部分的であるため、土陽新聞アーカイブから資料として添付する。参考までに土陽新聞と高知新聞について記しておく。

#### 《土陽新聞》

第2次大戦前、高知で発行されていた自由党系、後に政友会系の日刊紙。《海南新誌》と《土陽雑誌》が合併改題し、明治10年(1877)創刊される。翌年78年4月休刊するが、明治13年(1880)立志社の機関紙《高知新聞》(第2次)の身代り新聞として明治14年(1881)12月14日、第2次の《土陽新聞》が創刊された。身代り新聞とは民権派の新聞が、発行停止を武器とした明治新政府の新聞弾圧に対抗する手段として考えだしたもので、同じ新聞社で主力紙Aのほか、あらかじめB紙ないしC紙の新聞発行許可を得ておき、A紙が発行停止になるとすぐに代りにB紙を出す。

#### 《高知新聞》

[一] 明治13年(1880)に創刊された新聞。高知新聞社刊。植木枝盛を主幹とする自由民権派の機関紙。同15年発行禁止。

[二] 高知市に本社のある日刊新聞。明治37年(1904)立憲民政党系の新聞として創刊。昭和16年(1941)土陽新聞を合併。

日刊新聞であったが、1週間に1度程度まとめて郵送にて送られてきたであろうか。新しい時代の風は新聞を通じて感じていたと思われる。又、当時の新聞の漢字にはルビが振られている為、若い頃から読むこともできた。同時に漢字の勉強もできた。高知から遥か離れたこの地で新聞を読むことが、一代で財をなした原点といえる。

## 2) 沖の間の東（こたつの間）と北の6帖について

現状は南から土間、こたつの間4.5帖と改修されているが、創建当時は土間と合わせて6帖の広さのある土間であった。



土間であった床

ボコボコとしている。南面欄間はガラス欄間となっており、光が入る土間である。出入りは慎重であることが必要であったか、その入口は巾0.5軒の引き戸、東1軒は壁であった。この土間こそが中平家の商売の場を示している。北の6帖は帳場の用途を持つ室であった。北の窓を開けると、外の石積には窪みがあり、神様を祭っていたが、帳場の位置関係と丁度の位置となる。室内を見上げた天井の棹は太く、その丈夫さが強調された造りとなっている。表の間や沖の間の華奢で上品は棹縁とは異なる雰囲気である。

土間にはツシ2階が存在する。過去の帳面などを保管するのに使用したか、調査時には多くの物は無くなっていたが、僅かに、漁具の枠、大工が使うカンナの台板や、墨坪を工作していたか、その作る途中の物などが保管されていた。そのツシにも光が入るガラス入りのツシ窓が用意されていた。



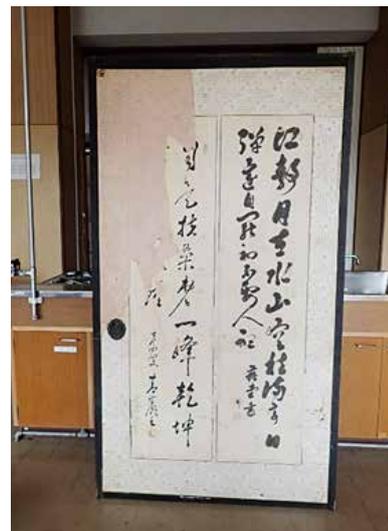
保管されていたカンナ台  
墨坪工作の途中

明治後期の建築であるが、光をどのように扱う工夫はそれまでの時代にはない工夫がみられる。中平家が新聞などを通して、新しい技術や技法、新しい考え方を持っていたからと思われる。

## 3) 表の間

1軒巾の床の間と立派な神棚のある脇棚がある。壁の色はベンガラ色\*1)（在りし日の中平家参照）8帖の広さに西面から南面に繋がる縁があり、双方の雨戸を開けると、外には、豊かに広がる大井川盆地が見渡せた。

客人がある日だけでなく、朝になると雨戸を開ける習慣があったように思う。その表の間の東面、沖の間（1.5軒）仏間（0.5軒）には、立派な4枚の襖が入っていた。それらは、保管品とした。西の縁の北にある物入に、その襖に貼られていたと思われる書が3枚保管されていた。全部で8枚の内5枚が今回明らかになった。残りの調査が待たれる。その並びはどうであったか興味深い。



保管品の襖



西縁奥に保管されていた書3枚  
中と右は同じもの

こちらは同じ署名があり、朱印も押されている。  
だれかのいたずらか23+32=55の落書きもある。

\*1) 壁仕上げをベンガラと書いたが、この地方では紅ガラと呼ばれた。

#### 4) 仏間

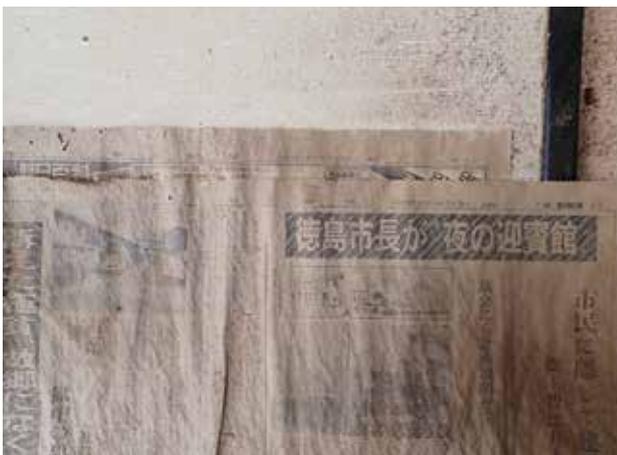
沖の間の北に隣接する。調査時は昭和の時代に改装された造り付家具となっていた。(在りし日の中平家参照) 昭和の改装では、西から1軒の押入東に0.5軒の仏間であった。

解体すると、元の痕跡があり、その高さはほぼ同じ高さ、幅も室全体となっている。但し、仏間は中央に存在した跡があった。その両サイドはどうなっていたかは不明であった。北面に作り付けの家具(仏間)がある為、室内が暗くなるのを防ぐため、仏間の上はガラス欄間(嵌め殺し)となっている。外側に鉄筋の格子が入っていた。ここでも新しい考え方が見られた。



仏間の造り付家具を撤去した処

その際でできた新聞は朝日新聞高知版、昭和58年(1983)7月9日であった。



#### 5) 当初の概要とその後

式台、沖の間、表の間+縁その全ては屋敷の「表」の部分である。大事な客人、家の行事などに使われる室である。

土間と帳場は中平家の商売の場である。そうなる、明治当初建築には家族の生活の場は存在していない。

釜場、食事をする場、寝起きをする室等がない。(井戸、浴室、脱衣、便所については別途考察)

明治42年(1909)落成の際には、敷地内に生活を支える用途のある建物が敷地内部に存在していたことを証明している。これは屋根の形からもいえる。南面は下屋を大きな杉丸太を使用している。屋敷屋根は表の間のラインである。屋根の形は下屋が南から西に繋がっているが、東面は下屋を持っていない。下屋はなく、屋敷屋根で入母屋としている。



当初の平面概要

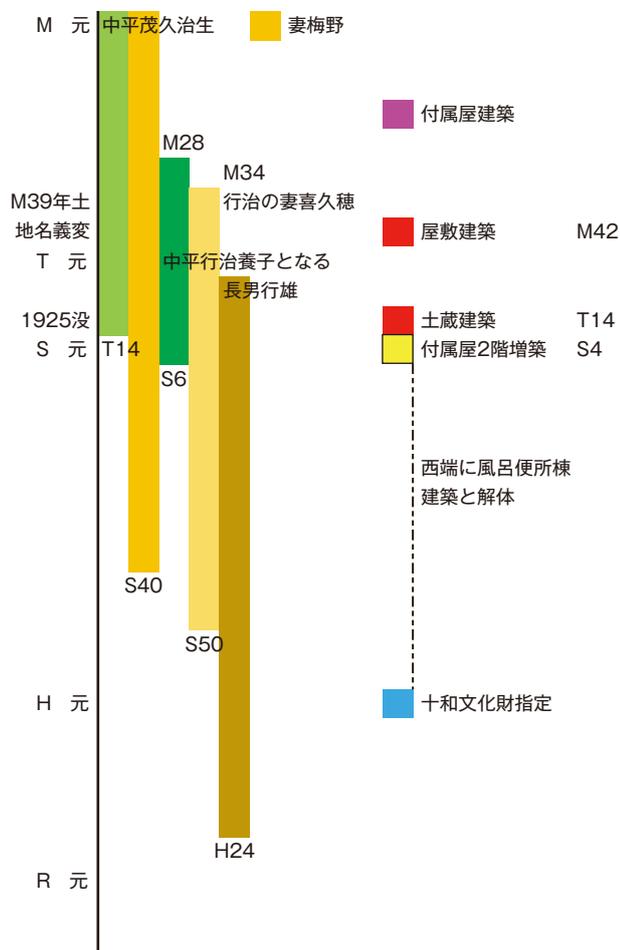
納戸と記入してある室は、納戸の用途の他に、外からも出入りができる大きさの開口(雨戸付)が存在することから、複合的な用途があったと思われる。

帳場に赤くマークをした部分は東側増築後、襖となっているが、当初は障子(出入り可能な大きさ)が入っていた。1軒巾が2か所存在する。土間の緑のマークの位置は土間~土間の出入りが可能となっていた。つまり、増築以前は帳場と土間のすぐ東に、土間である生活の場が存在したか、もしくは別の用途の建物の存在の可能性を示している。

東側増築後、土間の部分と一部屋ができた。その後、西端にあった浴室便所棟が屋外にある不便さを改善するために、屋内化する。その際、北東の1間が無くなる。

6帖土間をつぶして踏込と茶の間となった時期は、

それより前の可能性もある。掘こたつが作られる。浴室は再度改修される。その頃、土間周囲の痛みがあり、改修が必要となり、ステンレス流し台やアルミ窓、アルミ勝手口が土間に入っている。



### 中平家と建築史

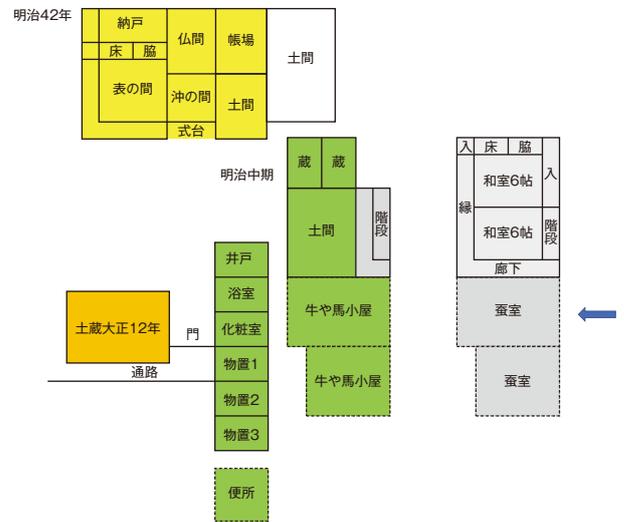
こうしてみると、屋敷建築は娘に養子を迎える時期と重なっている。屋敷建築と土蔵は茂久治氏が采配したであろう。ただ、完成後まもなく茂久治氏はまだ若くして亡くなってしまった。妻梅野は昭和後期まで、長生をし、中平の家を切り盛りした。

付属屋1階の建築は標識によると明治中期とある。「主屋より古い」聞き取り調査があったと思われる。「木小屋」は同時期に建築（改築）されたと推測される。付属屋2階増築は中平行治家族の生活の場を拡充する目的が考えられる。

敷地の西に風呂便所棟が新築されたのは、昭和30年頃の戦後、この風呂便所棟が新築、その際、幻の便所棟は解体し、埋め戻されたと思われる。

生活の場は東増築部にあったと思われる。南の2

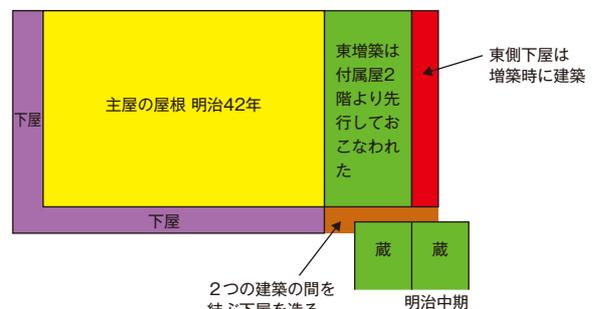
間は当初蚕室として利用し、その後改装して人に貸していた時期もある。この2階部分は神社への道（上段）からも入ることができた。現在はスロープで埋まっている。



概要図

付属屋1階の明治中期・主屋の明治42年上の概要図で白色部主屋東側の増築部の建築年代が明らかになっていない付属屋蔵の位置関係が主屋の下屋より北へ入り込んでいる。更に2階の増築に当たっては、北の柱は1階の蔵の外へ2階用の通し柱を設置している。

木造構造軸組の造作面から主屋や「木小屋」、土蔵と若干違っている。1つには、使用材の多くが転用材であること。2つにはその仕口が主屋とは異なること。その為、茂久治氏が使った大工達（主屋、土蔵）とは異なる大工達か、板図にあった伊藤長吉か？



- 1 東側増築
- 2 付属屋2階増築
- 3 隙間部の下屋

主屋部分だけを抜き出してみた。主屋の下屋部の位置へ蔵が入り込んでいる為、少し苦勞をしたのではないか。付属屋2階増築、東側増築（東面下屋を

含む)の工事がなされ、完成後主屋と付属屋の隙間部分を主屋からの下屋と同じ高さとし、取り合いを谷樋としたと思われる。



下の矢印は2階通し柱が残る。文化財指定後柱切断し、下屋の修理を行う(修理された野地板が白く映る)谷樋がうまくできなかったか、雨漏れの跡が柱に残っている。どちらが先かという点、東側増築と思われる。前に出した帳場の赤い印のある部分の襖の下張りにあった大福帳の日付が大正年間である。帳面は5年~6年は保管する為、付属屋2階増築年より先行して東側増築が実施されたと思われる。

用途としては、屋根裏の煤をから、この土間が釜場であったと思われる。釜場は現在の風呂の位置にあった。

主屋建築の際に(明治42年)存在していた建物が老朽化し、建て替えが必要な時期となっていたであろうか。当初から増築計画があったとは考えにくい。何故なら東面も入母屋となっており、増築はその入母屋を直して東へ繋げている。当初計画は用途別の分棟方式ではなかったろうか。



東面・東下屋と南面繋ぎ下屋部分の不思議な下屋が交差している。付属屋が解体された際、南面を整える形に修繕された。

ステンレス流しが設置された頃、井戸をポンプ化し、水道配管を実施している。

## 6) 西端に作られた風呂便所棟

その姿は古写真に残されている。(参照:はじめに)又、当時を知る方々からの聞き取りもある。その姿の概要は以下である。

北から

A外から使う小便所

B和便所3

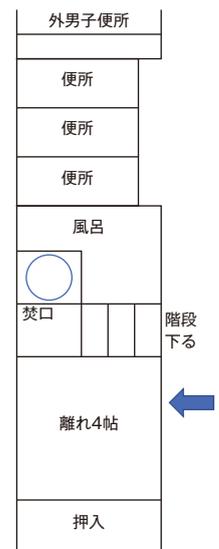
西側下の段の桑畑に汲み取り口有り

C風呂場、鉄製の五右衛門風呂、階段を下った位置に焚口があった。脱衣は風呂の中で行った。

D階段は焚口へ下がる

E離れ約4帖程度、東側から入る。

F南の端は押入



F南の端は押入  
この建物は昭和30年以降の建築と思われる。(聞き取りによる)それ以前だと(戦時中)、鉄製の五右衛門風呂釜が手に入ったかどうか疑問がある。その後、便所を屋敷西北の隅部の室内へ改修。風呂は同じく屋敷東北隅に改修され、この建物は解体される。基礎石もそこには残っていない。

幻の建物南の端にあった便所が老朽が原因だと思われる。同時に浴室の問題も原因であろう。「離れ」室は、農業などを手伝いにきていた、男女の奉公人の休憩の室として使用された。便所の改修が主の目的であったとして、井戸との位置関係から、他に適切な位置がなかった。とはいえ、立派な座敷の一番景色のよい場所に便所と風呂があるのは、屋敷全体でいえば、早々に家の中にその用途を移し、解体した事は理解できる。

## 7) 沖の間の下にある芋坪



北からみる芋坪

沖の間の床下には大きな芋坪があった。その大きさからして、建築当初からのものである。4.5帖の沖の間の約半分ほどの大きさであった。深さ約60センチあった。沖の間床からだとも1mを超す深さであった。付属屋1階土間にも大きなイモ坪があった(聞き取りによる)



芋坪の断面

周囲の後張りの石と土と汚れを取り除くと、赤土と石が混じった地盤であった。上面から15センチほどの土の色の若干変化があった。その下はその昔、大井川へ四万十川が蛇行した。その後穿行し、川の跡へと土砂が流れ込んでできた丘であろうか。



解体作業で飛散した赤土の清掃作業

丸味のない石が混在した地盤となっており、大井川地区の特徴ある地盤だという。この赤い土は家の土壁や、屋根葺き土として使用されていた。解体途中、その細かい赤い土は周辺を赤く染めた。壁土や屋根葺き土は地産地商といえる。

茂久治氏の妻梅野女は長生きであった。老後は仏間を主の室として使用した(聞き取りによる)

## 8) 中平家の経済

標識には「十和村での中平家の台頭は、室町中期の長禄年間(西暦1457~59年)に始まり、江戸末期の嘉永5年(1852年)から中平道助重清を初代として明治(明治元年1868)に至る17年間、3代にわたり大井川と四手両村の庄屋を務めていました。」とある。又「現在屋敷は中平家の当主行雄氏の祖父茂久治氏が一代で財を成し、明治中期から順次増改築したものです。」とある。

そこで歴史を追ってみる。

### 《大正町誌》によると

長宗我部が検地をやるまでは、上山郷には番頭大庄屋の如きは配置されていないその時代は各所にちっぽけな領主のようなものがたくさん居って、武威を張り、お寺までも、威光をかざして、それによって民・百姓は、屈服させられてきたのである。

### 《長宗我部地検》とは

豊臣政権期に土佐国主であった長宗我部氏が実施した、土佐一国の総検地帳。天正1(1587)年から数カ年かけて行われた検地の成果で、土佐七郡全域にわたる368冊が現存する。初代土佐藩主山内一豊は慶長6(1601)年の土佐入国時、長宗我部氏の居城浦戸城に入城し、地検帳を接収。七郡の郡奉行がそれぞれ保管し、初期の土佐藩政に利用した。その後写本を作成し、原本は実務的な使用からは離れるが、近代まで土佐一国の基本台帳として大きな意義を持った。

### 《大正町誌》のつづき(庄屋の仕事)

上山郷(大正町、昭和村、大川村)の支配者達には、中平惣十郎、中平六之進の名前が存在する。

山内時代の上山郷の行政は、上分と下分に分割されていた。上分と下分には各々番頭大庄屋が任命常置されていた。

番頭大庄屋は郷中各村の庄屋、名本を監督するか

たわら郷中から輸出する農林産物等の口銀を取り立てる役目をも兼ねていたのである。番頭大庄屋の下には、庄屋、名本（名元とも）老役（年寄役）が任命配置されており、各村内には、総組頭、組頭、五人組があった。

庄屋、名本、老は年貢物の取立上納を第一として地方の保護、送り公用夫の確保、御留山の生育管理、用材の払下、村人の治安維持等々に任じてきたのである。

上山郷には、御留山が各村々に広大な反別のものがあり、この山林の植付、育生、切仕成、払下、跡地始末、関所林、預山等見廻。管理、状況視察のために御山役人が多数連れ立って出張してくる機会が多かった。

庄屋には役地（付地、給地）という物があって平素男女奉公人3、4名を雇い使った、地下人の奉仕等によって、その土地の耕作に従事させるのである。（注意）同じ村で長く継続するとも限らない厳しいお勤めであった。

藩政時代からの行政区画移りかわり一覧表より（抜粋）

上山郷上分番頭・大庄屋は上田野々村に在住－（その下）庄屋（老）四手村・轟村－庄屋（老）大井川、（名本）野々川村（抜粋）

支配村区域として江師村29軒、小石村5軒、小家ヶ内村26軒、下道村16軒は後年東上山村に編入となる。

江師4ヶ村庄屋氏名年代

役名：庄屋

氏名：中平道助重清

年代：文政元戊寅（1818）

を確認できる。

#### 《大正町誌》第4章郷制と幡多より抜粋

幕府の崩壊により、藩政退脚となって、明治2年土佐藩は高知藩と改め藩知事を置くことになり、旧藩主山内豊範が藩知事となる。藩内の町村は依然として旧のままで、上山郷内の各村々には庄屋名本による昔ながらの制度が存置されていた。

明治3年維新の新政にもとづいて郷制を布いた。上山郷の新政施行の統治区域は概ね庄屋時代からの区域そのままであった。明治4年9月から県下全管

内230区に区分され幡多郡は33ヶ区に区画されることになった。第7区の村は、上山郷下分後に合併して西上山村と称す。浦越村、茅吹手村、津賀村、四手村、大井川村、野々川村、小野村、久保川村、大道村、細々村、黒川村、轟村計12ヶ村となった。各区には戸長1名、副戸長1名が任命された。その後、区政制度と同時に戸長は村長と改称することになった。大井川村と野々川村を1つとして、村長岡村可馬が誕生する。

（注意）庄屋時代は明治4年に終わる。

以上から中平家の名前を別の資料と合わせてみる。

#### 《十和村史》より

神社名・鎮座村名・年号

中平由来の名前を抜粋

- 祇園牛頭天王・小野村・元久元（1204）  
中平重熊嫡子福井主善養子同重行（※）
- 三島大明神・四手・天文16（1547）  
中平右馬助重則・子源七郎・同与三郎・源左衛門尉綱久
- 三島大明神・四手・天正6（1578）  
中平左衛門大夫重綱・大井川名本七郎五郎
- 三島大明神・四手・慶長4（1599）  
中平六之進重良

以上4か所の資料が確認された。

（※この棟札の年代に関しては、その裏面に元龜3年（1572）建立棟札記あり、その札に四手村在住中平重熊嫡子同重則養子有也。重熊嫡子の時代としては元久元年では古すぎるので、ここでは、元龜3年建立に妥当性がある）十和村史に注意書あり。

中平重熊に由来する年代に少々違いがみられる。江戸時代前長宗我部地検以前、中平家は四手を中心に在住。記録から江戸時代以降上山郷の支配者として、中平六之進の名前がある。その後江戸後期（1818）は江師庄屋として中平道助重清が勤めている。その後四手・大井川の庄屋となったのであろう。詳細は歴史家に委ねたい。明治に入り、明治4年大井川と野々川村の村長が誕生し、中平家の庄屋の勤めは終わる。

庄屋の役割を大正町誌から引用したが、上山郷の庄屋は山の仕事、管理など、広く山と関わり合いの勤めを行っており山の仕事に関する実績があった。

明治の時代にこれらの実績を活かした活動は、いうまでもない。御留山の払い下げも多く行なわれていた。山を知る者こそ、維新の動きを注意深く観察していたと思われる。

《十和村史》より

木炭は古来林産地帯の重要な副産物で、戦前は勿論戦後もしばらくは、十和村においてあらゆる産物の首位を占め、木炭王国ともいわれていた。しかし

その後、燃料革命-石油、ガスなどの利用が圧倒的に多くなり、木炭の需要が急減し、本村の産額も最盛期の10%内外となり、昔日の面影は全くない。

《幡多郡誌》より

木炭に関しては幡多郡に於いて最重要な事業であった。その為、組合基礎を確固として経済上の各種団体中自治的強味を有する上に於いて第一位にある。と幡多郡誌に書かれている。（組合抜粋）

木炭産額の統計（統計は十川郵便局の統計）

年代	M36	M37	M40	M44	T15	S4	S10	S17		
木炭	31.3	20.6	16.0	6.4	15.0	8.0	3.0	1310t		単位：表記無しは万俵
年代	S25	S40	S45	S48	S50	S51	S53	S54	S55	
木炭	730	530	425	294	140	94	0.934万俵	1.362万俵	0ではない	単位：表記無しはトン

売上約3千万

幡多郡 統計	木炭	M24	M25	M26	M27	M28	M29	M30	M31	M32	M33	
	産 額	467,400	379,912	548,911	539,042	633,766	576,754	1,314,250	1,308,577	1,213,823	752,593	単位俵
高知県 統計	價 額	83,370	75,982	137,228	204,836	240,831	230,702	525,700	392,573	364,147	301,037	単位円
	高知県				30,957,920	15,011,440	10,833,230					単位円
高知県 統計					0.66	1.6	2.12					単位%
	木炭	M36	M37	M38	M39	M40				T10	T11	
	高知県	647,126,339	751,774,572	736,460,867	656,962,882	770,983,149		高知県 統計	産 額	16,116,721	17,046,181	単位貫
									價 額	4,769,430	4,427,314	単位円

組 織：有限  
 名 称：西上山村信用販売購買組合  
 場 所：西上山村四手  
 設 立：明治44年5月30日  
 区 域：西上山村一圓  
 出 資：4,390円  
 1口 10円

組合員：436名

これをみると、幡多郡他の組合と比較して設立時期が早く、出資金の多さ、組合員の数は群を抜いている。西上山地区の木炭産業は大いに盛んであった証拠といえる。設立当時の理事は確認できなかったが、設立後14年余後、理事は中平富次となっていた。

木炭を県外へ輸出する方法はそれだけであつたらうか？そんな疑問を感じ、十和村史には掲載されていない明治36年以前等について資料を集めた。

本ページ上2段は幡多郡統計の中、幡多郡としての統計となる。明治前期産業発達史資料による。中段（M27～M29）は高知県統計高知県商工家案内に

よる統計となる。その下段は高知県全体に占める幡多郡産の占める割合を%として示した。最下段は土佐名鑑による統計。但し、数量は額で示している。

別紙統計に国の特用林産基礎資料から抜粋。単位は貫(3.75kg)木炭の生産が減少傾向となるのは、戦後昭和26～27年となっている。(参考資料：明治32年～昭和40年までの統計)

炭俵の重さについて、現在はダンボール梱包が主流となっている。1梱包の重さは俵時代と同じで12kgである。様々な種類の炭であっても、重さは同じとして1俵（1梱包）とする。

この俵には、焼き鋺で木札に刻印をし、生産者というか販売者がわかるようにしていた。恐らく、その焼き印は○の中に横一、中平家の家紋ではなかったろうかと想像したが、山傘にカタカナのモであることが後に分かった。中平性は沢山あり、皆が○に横一であったため、混乱することもある。解体時、この焼き印を目にすることは無かった。少々残念であった。



上の写真は四万十町郷土資料館にある松煙の俵に使用していた刻印である。炭俵にも似た刻印の木札が使用されたと思われる。



この写真も同じく郷土資料館にある民具である。俵の蓑の部分（こませ）を造る道具である。縄のついた重りを前へ後ろへ交互にその間に藁を縫ってできる。素朴な道具である。俵の用途はお米や麦などの穀類から、海からの塩、木炭など、様々な品物を運ぶ入れ物として活躍した。

	納戸		仏間	帳場
	床	脇		
	表の間		沖の間	土間
			式台	

主屋東側増築の際、障子から襖に変更された場所

がある。上図の赤くマークした部分。この位置は北側が1軒巾引違襖、柱、南側1軒巾引違襖となっている。この南側この南側1軒巾に入っていた襖の下張り部に和紙の大福帳が重ねて使用されているのが見えた。

取り外し可能な襖は保管した。取り外しが不可能なその襖1枚だけは周囲をカッターで切り離し、専門家の手を借りて、下張り約100枚を掘起すことができた。それらには、収入のお金、出たお金、買った物、売った物等、商売・生活そのものすべてが書かれていた。正確な日付があるものから、途中のページで月日しかわからないものなど、様々である。

その中から、木炭に関する部分を出してみた。炭の製造所の名前、そこの責任者、炭の種類が明らかになった。屋敷にも納戸があったことも分った。これは幻の倉庫か、付属屋1階か。

下田という地名がでてくることから、炭は下田まで筏で運ばれ、数を集めて大阪方面へ搬送されただろうか。

大福帳のその他の解析が望まれる。又、明治期の襖の下にはなにがあるのか、興味は尽きない。



蔵に残る方帳箱

山傘にカタカナのモ = 茂久治氏の商標

山傘にカタカナのウ = 平野右近馬か

商売の際には、これを担いで出かけたと聞く。筏船頭さんの帰りは筏を下田へ木材として置き、歩いて山を越えて帰ってきた。川を見て、空を見て、風を見て、下田へ行く日を決めた。当時は今より水位が高かった。雨が降ったすぐあとには筏は出せない。雨が降りそうとか、風が強い日も出せない。天気予報のない時代、気象を肌で感じて、筏を出した。

時代は明確ではないが、高知県木炭検査所が出し

たポストカードがあり、その古い写真を伊藤氏が持っていた。（伊藤氏と中平家の関係は墓誌による項参照）



山の木炭製炭所



検査風景

左の統計により、木炭の金額が明らかになる。この金額そのものが、生産者が受け取る金額であるかどうかは不明だが、一応生産高と金額が明らかになった。

明治7年は俵数であらわされているので比較ができないが、右の表により、明治12年と38年を比較してみると、生産額、一貫当価格共に2倍以上に増えていることがわかる。これは日清日露の両戦役を契機としてわが国に近代工業が発達し、熱エネルギーとしての需用が多くなった。つぎのブームは大正4年から10年にかけての急激な変化であるが、これも世界第一次大戦の影響で、日本が好景気に湧いた時期と合致し、値段も大正4年は貫当り約7銭3厘であったのが大正7年には18銭3厘と急上昇し、10年には29銭6厘まであがっている。大正に入って幡多郡では木炭の生産及び品質向上に力を入れ、幡多郡

#### 高知県の木炭生産高

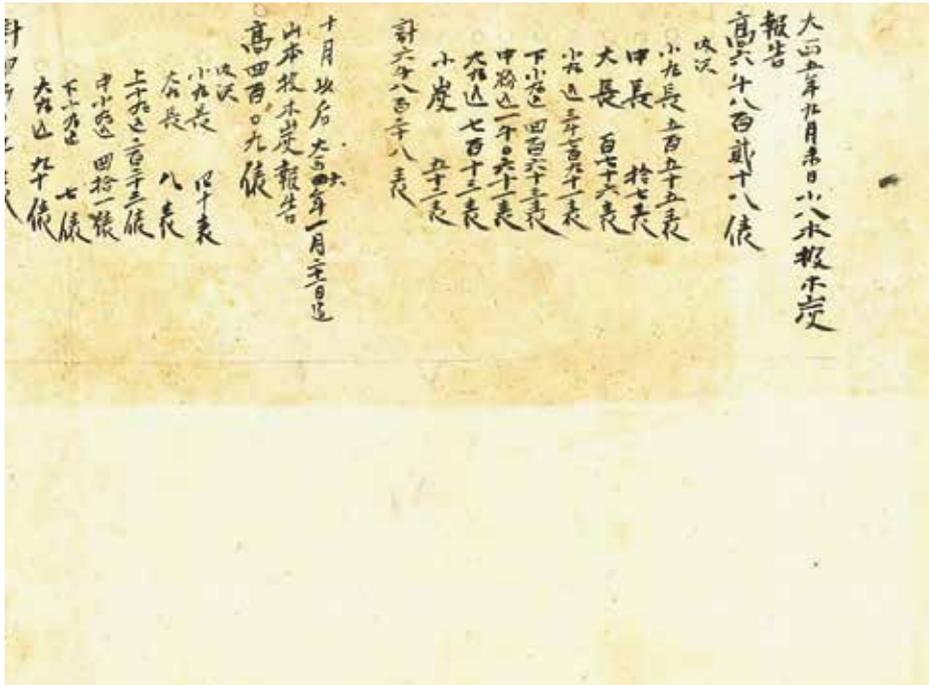
年次	数量(貫)	金額(円)	貫当金額(銭)	
明12	4,529,761	93,306	2.1	
38	11,045,910	558,079	5.3	
39	11,774,073	806,265	6.8	
40	9,877,548	543,007	5.5	
41	12,824,117	900,435	7.0	
42	10,374,318	660,562	6.4	
43	10,952,427	740,251	6.8	
大正元	10,908,710	951,909	8.7	
2	11,948,775	972,788	8.1	
3	9,857,016	747,012	7.6	
4	13,127,035	953,945	7.3	
7	18,876,042	3,458,917	18.3	
10	16,116,721	4,769,430	29.6	
11	17,046,181	4,427,314	26.0	
12	15,049,899	4,017,635	26.7	
13	16,122,992	4,210,955	26.1	白 29.3 黒 21.2 その他 16.0
14	17,938,372	4,338,014	24.2	白 27.9 黒 17.9 その他 15.7
15	18,076,109	3,766,739	20.8	白 21.6 黒 19.3

金額は貫当りの金額（1貫=3.75kg）の表示である  
高知県全体についての統計を  
『日本木炭史』より抜粋

内の木炭関係者による、幡多郡木炭同業組合を大正4年4月1日に設立し、木炭の改良、取引上の利益の増進をはかるのを目的として木炭検査所をつくり、検査員をおいた。

検査所及び検査員は、下田港2名・宿毛港(片島)2名、小筑紫港1名、三崎港(下川口港)1名、上川口港1名、佐賀港1名、江川崎村1名、大正村1名、計10名である。《宿毛市史》

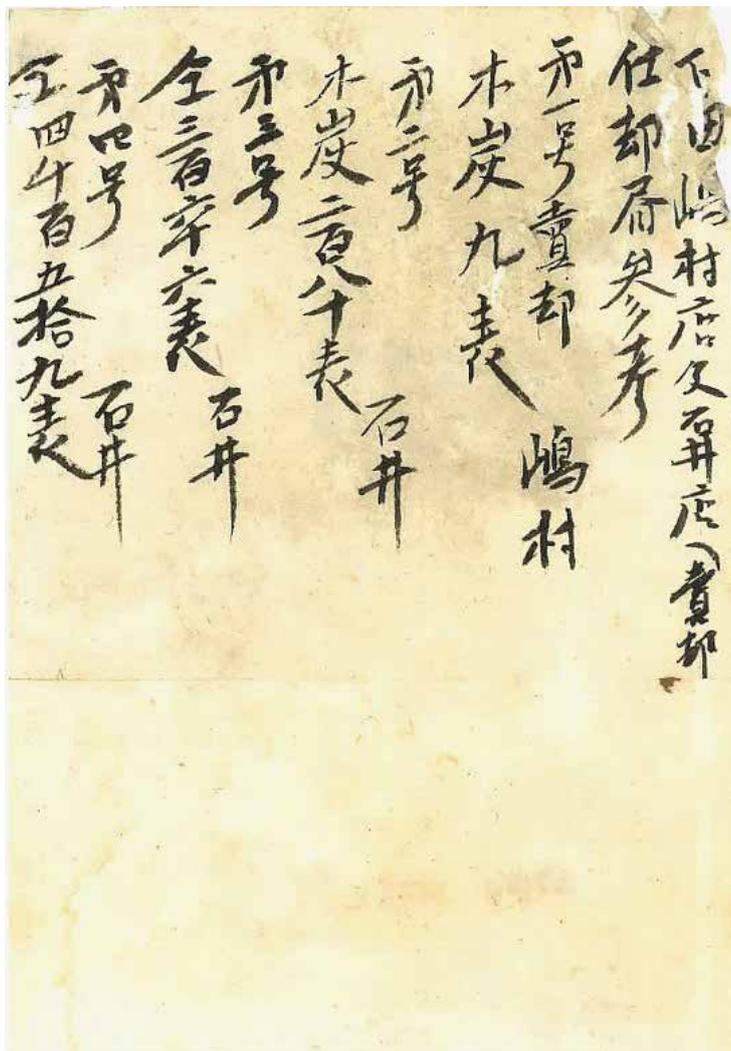
9) 襖の下張りからでてきた大福帳



大正5年9月末日  
小八木扱木炭

報告	高	6828俵
内訳	小丸長	555俵
	中長	17俵
	大長	176俵
	小丸込	3791俵
	下小丸込	463俵
	中粉込	1061俵
	大丸込	713俵
	小炭	52俵
	計	6828俵

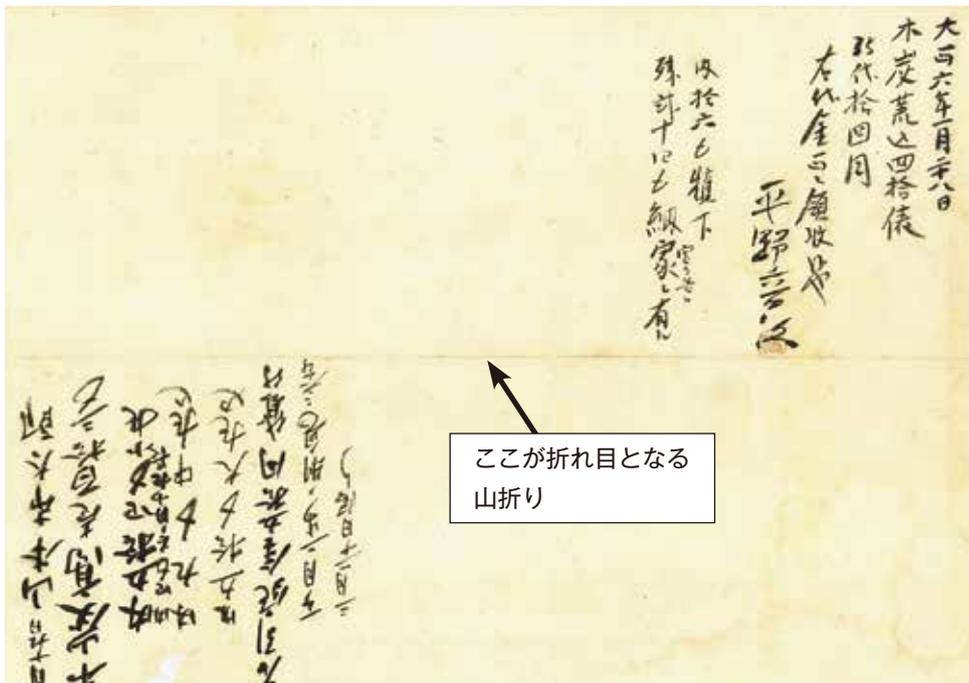
大正4年の金額は1,595円となる  
 大正7年の金額は3,998円となる



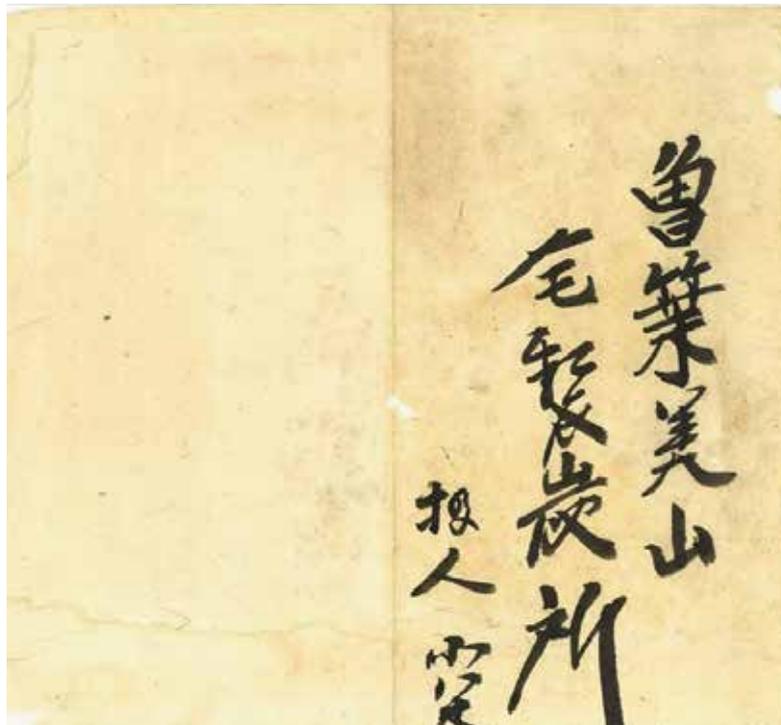
下田 嶋村店○石井店 (売部  
 仕却○参考

- 第1号売却 嶋村  
木炭 9俵
- 第2号 石井  
木炭 280俵
- 第3号 石井  
同 366俵 (木炭)
- 第4号 石井  
同 4159俵 (木炭)

注意) 俵を表と書かれている。  
 $4159 \text{俵} \times 12 \text{kg} = 49 \text{t} 908 \text{kg}$   
 1年の合計だろうか



大正 6 年 1 月 28 日  
 木炭荒込40俵  
 35代拾四円  
 右代金〇〇領収書  
 平野六〇久  
 内16も積下  
 残り24も納家に有る  
 (宮の善口)



曾築美山  
 山傘にカタカナでモ  
 茂久治氏のマーク  
 製炭所  
 (炭をつくる所)  
 扱人 小八木

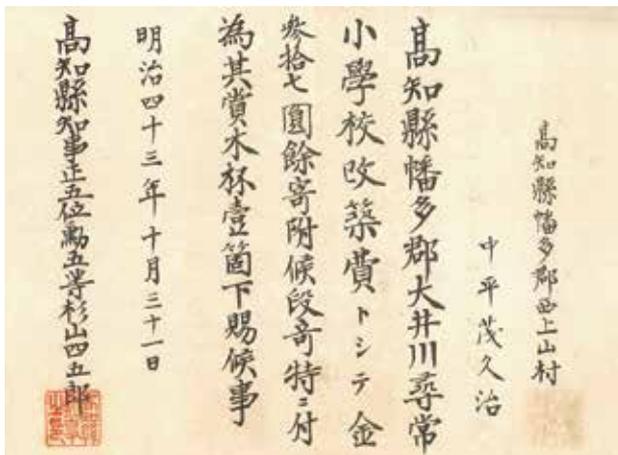
製炭所の名前  
 取扱人 (責任者)  
 炭の種類が詳細となった。

この襖の下張りはほぼ、大正 4 年から 6 年の間であった。全部の襖の下張りについての研究は専門家に委ねたい。

「木小屋」にあった縄ない機が残されていた意味合いがこの木炭の数をみると理解できる。当時の炭の俵は上下に木の枝等と縄で作られた座布団のように蓋をする。周囲は茅を編んで作ったものを丸めて俵とした。縄はそれらに重要な素材であり、上の数から沢山の縄を造る仕事が必要であった。

## 10) 本家としての志

小学校の建て替え工事に際し、37円余りの寄付を行った。明治43年10月31日（1910）



大正5年2月10日（1916）

こちらは大井川部落有志代表者の名前である。晩年にいたるまで広い志を持つ人物であったといえる。こういった賞状はこの2つしか残っていないが、数多くあったと想像できる。

## 11) 第二次世界大戦と戦後

戦争の影は大井川まで及んでいた。日本政府の集金の必要に応じて、債権の販売というか、買わされていた。2枚だけが残っているが、もっと沢山あったかもしれない。当時の貨幣価値からみても多額の債権である。



昭和17年8月（1942）

中平家は、茂久治氏が大正14年、長女の婿行治は昭和6年に若くして亡くなった。行治氏は農業ではなく、学校の先生後に校長をしていたので、残された梅野女と長女の喜久穂の二人で、男女の使用人の手を借りて、農業を続けていた。木炭の商売は茂久治氏亡き後はやっていたようだった。戦時中物資をうける衣料切符の職業欄には農業と記されている。

村の子供たちが口ずさむ歌に、♪大井川には大きな3つのモチがある。○○家は金モチ、中平家は地モチ、△△家はヨイ子モチ♪というのがあった。広大な田や山を持っていた中平家。そして本家。ただ、家の中心となる男はいなかった。ふたりの女当主の厳しさは、相当なものであったと思われる。

## 12) 戦後 農地改革

### 《西土佐村史》より抜粋

#### (ア) 農地改革より農業委員会へ

太平洋戦争終結後昭和20年11月(1945)連合軍の指示によって土地制度改革の意向を明らかにする覚書が翌年12月に第一次農地改革を実施することになった。その骨子は次のとおりである。

1. 自作農創設の強化
2. 小作料の金納化
3. 市町村農地委員会の刷新

#### (イ) 第二次農地改革

第一次農地改革はその後不十分とされ、昭和21年(1946)対日理事会の示す新しい改革案に基づいて、政府は農地改革に関する法律「自作農創設特別措置法」及び「農地調制法」を修正可決し、公布実施をした。これに基づいて全国の市町村で農地委員の選挙が行われ、県、国にも順次農地委員会が発足し、その計画が樹てられた。その改革要旨は次のとおりである。

農地は市町村農地委員会の計画により、国が強制的買収、売渡を行い、地主と小作との直接売買は認めない。

1. 買収対象農地は不在地主の農地全部と在村地主の農地平均1町歩以上の小作地(本県は7反歩)を所有する場合はその面積を超える小作地
2. 住所のある市町村の区域内に所有する小作地と自作地の両方の面積の合計が本県では1町歩9反を超える小作地
3. 買収価格は全国平均田1反歩760円、畑480円、報奨金は田1反歩220円、畑130円
4. 土地購入者は代価の3割以上を現金で支払う。
5. 買収農地は農地証券で買収するが、土地購入者の現金支払いにより、買収価格4,000円以下の分には現金で支払う。
6. 農地の所有者、永小作権、賃貸権その他権利の設定、使用目的変更、小作地取上

げは一定期間制限を強化する。

7. 米は一石75円、麦は24円30銭の金納となり罰則規定も設けて強行する

上の基本により農地委員会は農地台帳を作成しこれと世帯を基にして買収条項に該当する農地又は国有地山林についても開拓適当と認めるものについて抜粋し所定の計画書に記載、農地委員会を開催し検討の結果適当なりと認定あったものについては公告を行い10日間一般の縦覧に供し異議の有無を確かめて異議申し立てのある場合はこれを裁定して買収計画書を県に提出し、県においては提出された計画書を検討して県農地委員会の承認を得て買収令を発行する。

昭和22年(1947)から昭和25年(1950)までの間に、農地は買収された。中平家にあっても、避けることができない農地改革であった。昭和40年(1965)梅野女が長寿を全うする。その10年後長女喜久穂も亡くなった。二人は並んで大井川に眠っている。

### 13) 中平家の新築費記帳

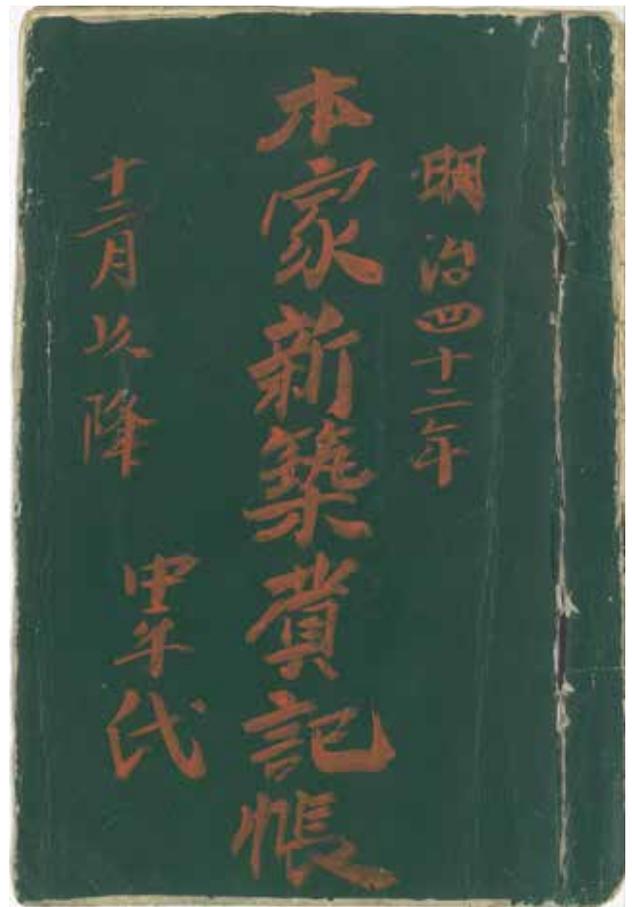
文化財になった際、不用な道具類は処分されたと聞いた。少しの道具類と行治氏が使った教材が沢山残されている。皿鉢類は空き巣の被害にあって、今は1枚も残っていない。

そんな中、小さな抽斗の箱（机の抽斗）があり、その中に、書簡と僅かな紙類が残されていた。茂久治氏の妻梅野さんへの高知県知事溝渕増巳から老人の日に寄せた書簡3通。明治時代の地券12枚、感謝状2枚など、茂久治氏の時代から大事にしていた書類が入っていた。その中でも一番大事な書類は、中平家の建築に係る費用一覧等を記した手製の綴りである。

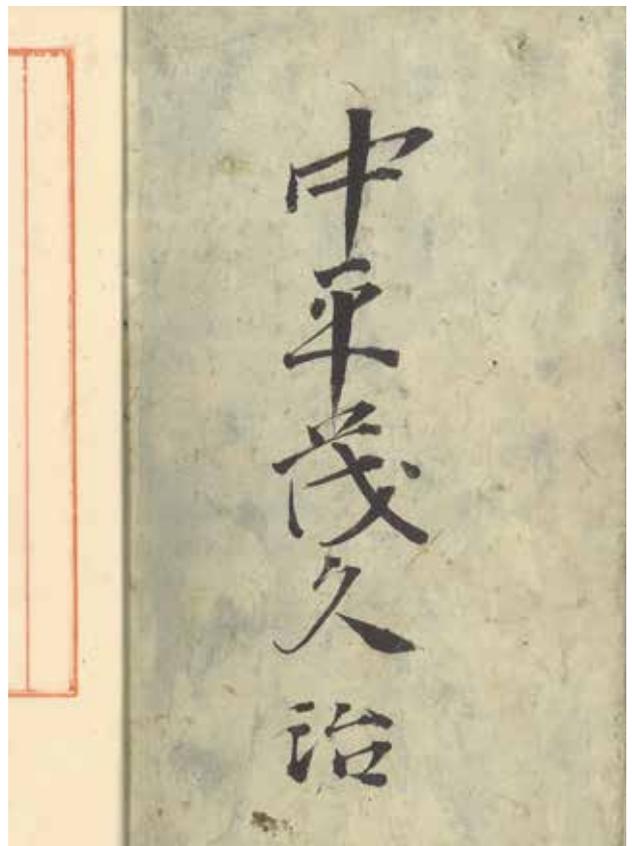
保険書の表紙を再利用している当りは、流石である。表紙の裏には大きな字でサインもあり、几帳面な面も読み取れる。恐らく茂久治氏以外は見ているのではないかと思われる。明治42年(1909)113年後に広くみてもらえるのを喜んでもらえると思っている。

板図にある建築年代についての疑問はこの記帳にて、はっきりした。工事の支払いは毎年12月にしており、最初の支払いは明治40年12月より42年の2ケ年間で記されている。板図大工棟梁の勘違いであったことが事実となった。

支払いがあったのは40年12月、41年の12月、42年の12月なので、本来は3ケ年であるのが、40年12月から計算すると2ケ年という意味である。



表紙



裏面のサイン

## 《貨幣博物館HP》

明治政府は、明治4年(1871)「新貨条例」を制定し、「円」を基本の貨幣単位とし、「円」の1/100を「銭」、「銭」の1/10を「厘」としました。それに基づいて、金1.5g=1円とした近代洋式製法の新貨幣が発行されました。円の起源については、貨幣の形状を全て円形に統一したため「円」と名付けたといわれています。

金価格から換算すると、当時の1円=11,641(令和4年2月現在)となる。感覚的には1円=20,000円となるとの試算もある。

## 本家新築費記帳

記帳では縦書であり、金額についても縦書である。その為、読みやすくするため、横書とした。参考として本文は資料として付けてある。

## 本家新築に付入用記

明治42年12月迄で決算 但し40年12月より42年2ケ年間

		円	銭	厘
1	用材買入に付代金支払い	114	40	0
2	ソマホ挽賃支払い	98	7	5
3	木工賃支払い	262	40	0
4	石工賃支払い	38	2	0
5	瓦代金支払い	132	47	0
6	チリ灰80表及び左官賃共	150	75	0
7	トタン板買入代及樋製作賃金	32	0	0
8	釘代及び諸品買入	47	79	0
9	畳製作費支払い	43	75	0
10	雑費支払い金	114	90	0
11	役賃金支払い	28	39	0
	合 1,462円94銭5厘	1,058	494	5
		1,062	94	5

以上が工事として支出した合計。若干合計にズレがある。

## 本家新築に付幸六日役人各記

10人役	中平猪之助	10	
6人8歩役	伊藤熊次	6	8
7人役	中平信次	7	
7人9歩役	中平長作	7	9
6人2歩	平野右近馬	6	2
4人役	中平力松	4	
2人役	田中作一	2	
4人役	中平苗吉	4	
2人5歩	伊藤虎吉	2	5
1人5歩	中平清吉	1	5
1人役	中平角次	1	
5人4歩	伊藤春美	5	4
2人役	中平雄吉	2	
2人役	西山芳太郎	2	
1人役	西山宗次	1	
1人役	青木芳太郎	1	
1人役	中平茂春	1	
1人役	中平富次	1	
1人役	伊藤長吉	1	
1人役	中平繁治	1	
1人役	中平亀松	1	
1人役	平野保信	1	
8人役	武内伊太郎	8	
2人役	川村芳吉	2	
計 81人1歩		77	33

是ヨ1日50銭の賃とすれば合40円55銭となる

この表は出役一覧表である。この出役1日当り50銭として換算もしている。「本家中平家」だけ中平性は多い。

## 用材進上物人名及び価格記

1	3円	杉1本	中平富次
1	2円	ヒノキ1本	平野右近馬
1	1円	杉1本	中平猪之助
1	40銭	松1本	中平信次
1	20銭	竹1カタギ	西山茂平
1	25銭	竹1カタギ	西山宗次
1	20銭	ホウ〇1丁	西山芳太郎
合	7円15銭		

この表は建築に必要な用材を頂いた一覧表である。これも合計をしている。

「青木」と書かれた大きな梁があったが、この表には記入されていない。

概家は完成した。その後少しなにかあったようで、追記がある。

43年6月より同7月迄13人7歩役、岡田浅次この賃金6円16銭5厘

合計金 1116円81銭

43年は完成後1年後となる。1年後落ち着いた屋敷の時期である。これは家として考えると、庭の整備あるいは、周囲の塀の工事ではないかと思われる。期間も2週間程度である。

3つの項目の合計は若干ズレ（これは書き直しをしたこちらに問題があるかもしれないが）が存在していたが、最終合計ではその差は1円程度となった。

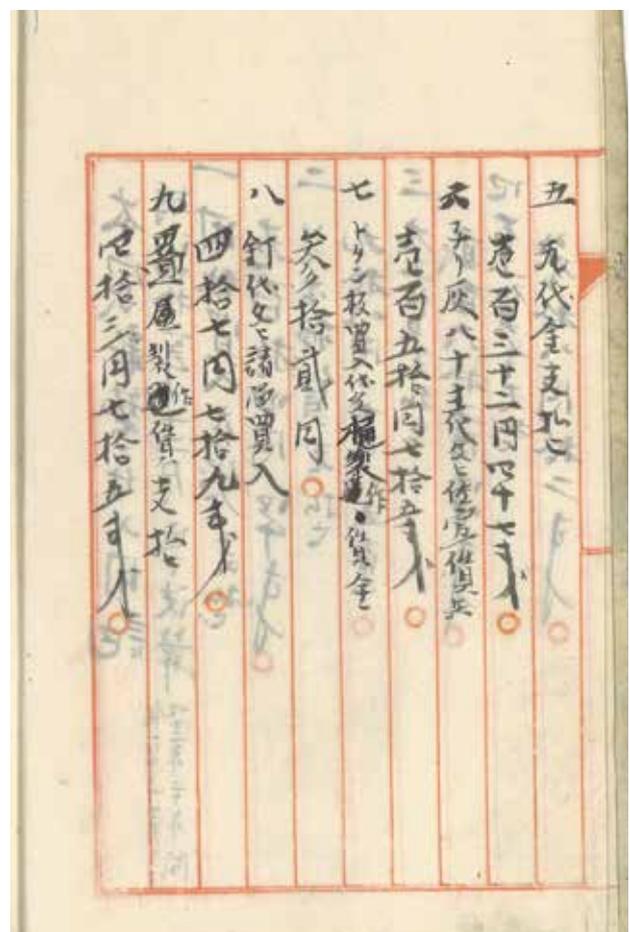
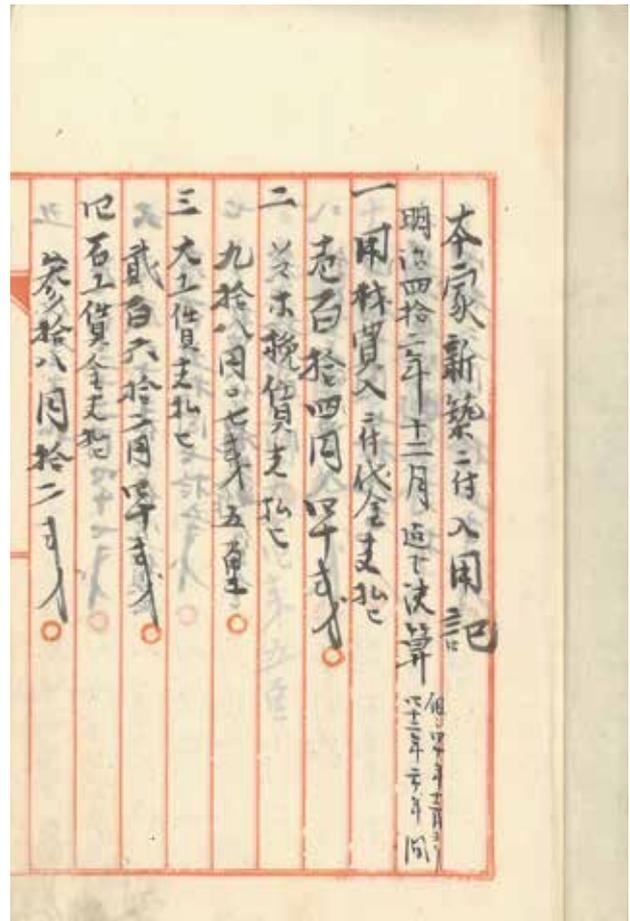
沢山の方々の手伝いがあり、その人役まで細かに記録をしている。多分この記録簿の元になった帳面があると思われる。



蔵にあった方帳箱の1つは茂久治氏の商標であったことが判明した。その隣にある山笠にカタカナのウはだれであったかに疑問が残っていた。商売を協力してやっていた為、蔵に残っていたと想像できる。

家の手伝いできてくれた人達の中に、名前でウが付く人が一人いる。「平野右近馬」この人の方帳箱ではないだろうか。

《本家新築費記帳》表紙とその裏を除く



本家新集二日章六日役人名記

十八役	中平精之脚	一人役	中平清吉
十六役	伊藤熊次	一人役	中平南次
十七役	中平信一	五人役	伊藤春美
十八役	全三	二人役	中平雄吉
十九役	平野吉進	二人役	西山芳太郎
二十役	中平力能	一人役	全宗次
二十一役	田中作一	一人役	吉本芳太郎
二十二役	中平清吉	一人役	中平茂春
二十三役	伊藤虎吉	一人役	中平富次

十雜費支取七全

志百拾四同九十才

十二日役賃金支取

貳拾八同并九才

合志千二百二同九十才五厘

一人役	中平力能	一人役	西山芳太郎
一人役	中平信一	一人役	吉本芳太郎
一人役	中平清吉	一人役	中平茂春
一人役	伊藤虎吉	一人役	中平富次

以上賃金六同拾六才五厘

合計賃金千二百拾六同八才五厘

一人役	中平清吉	一人役	西山芳太郎
一人役	中平信一	一人役	吉本芳太郎
一人役	中平清吉	一人役	中平茂春
一人役	伊藤虎吉	一人役	中平富次

志人役 伊藤長吉

志人役 中平清吉

志人役 中平建次

志人役 平野保信

志人役 武内伴太郎

二人役 川村芳吉

計八十志人志人役

合志千二百五十九才五厘

以上賃金六同拾六才五厘

甲林進上物名及價格記

廿二月 杉志本 中平富茂

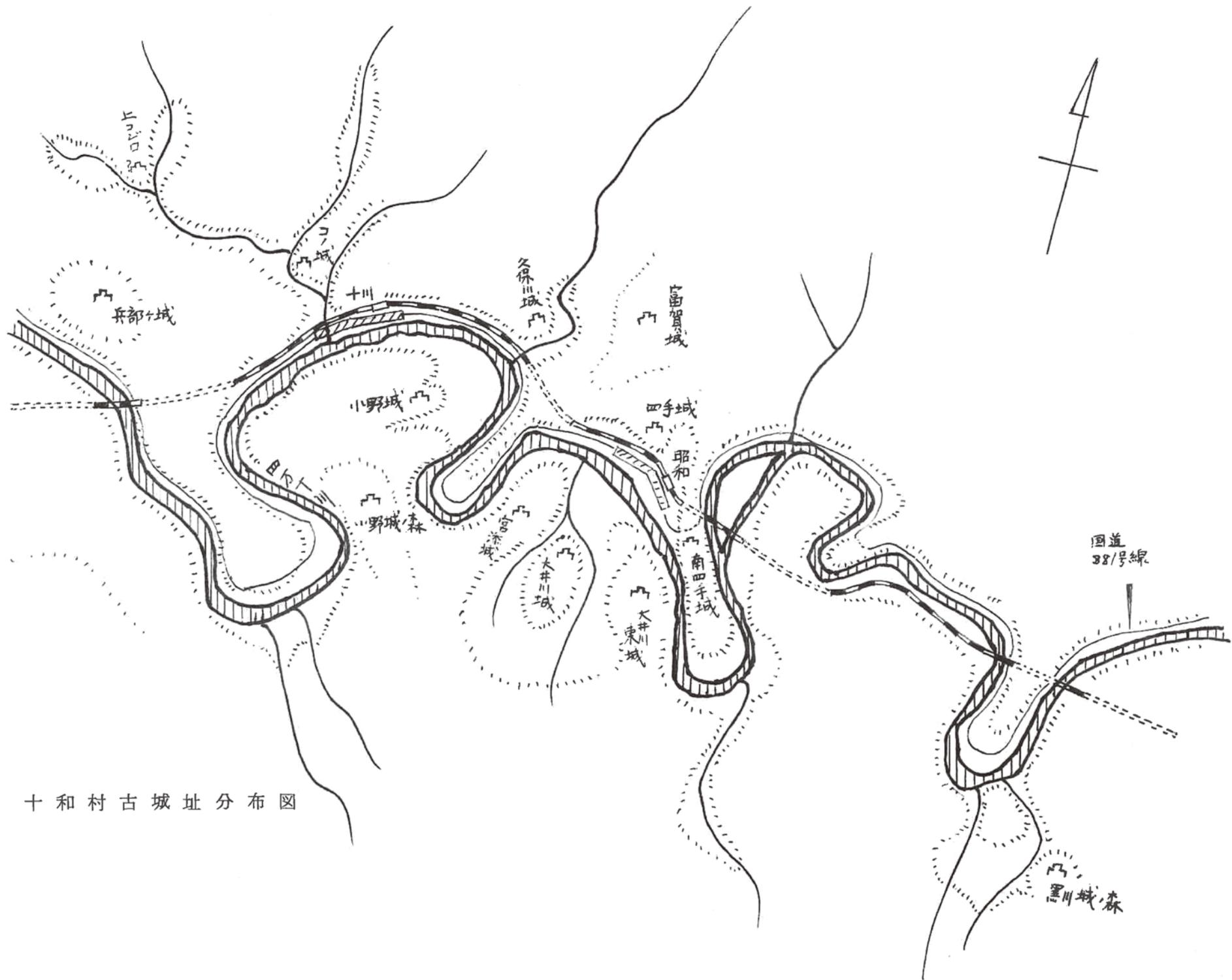
合計志年百拾六才記月五百五拾

廿三年六月... 此貨全之月拾六才五厘

合計志年百拾六才記月五百五拾

廿二月 杉志本 中平富茂

合計志年百拾六才記月五百五拾

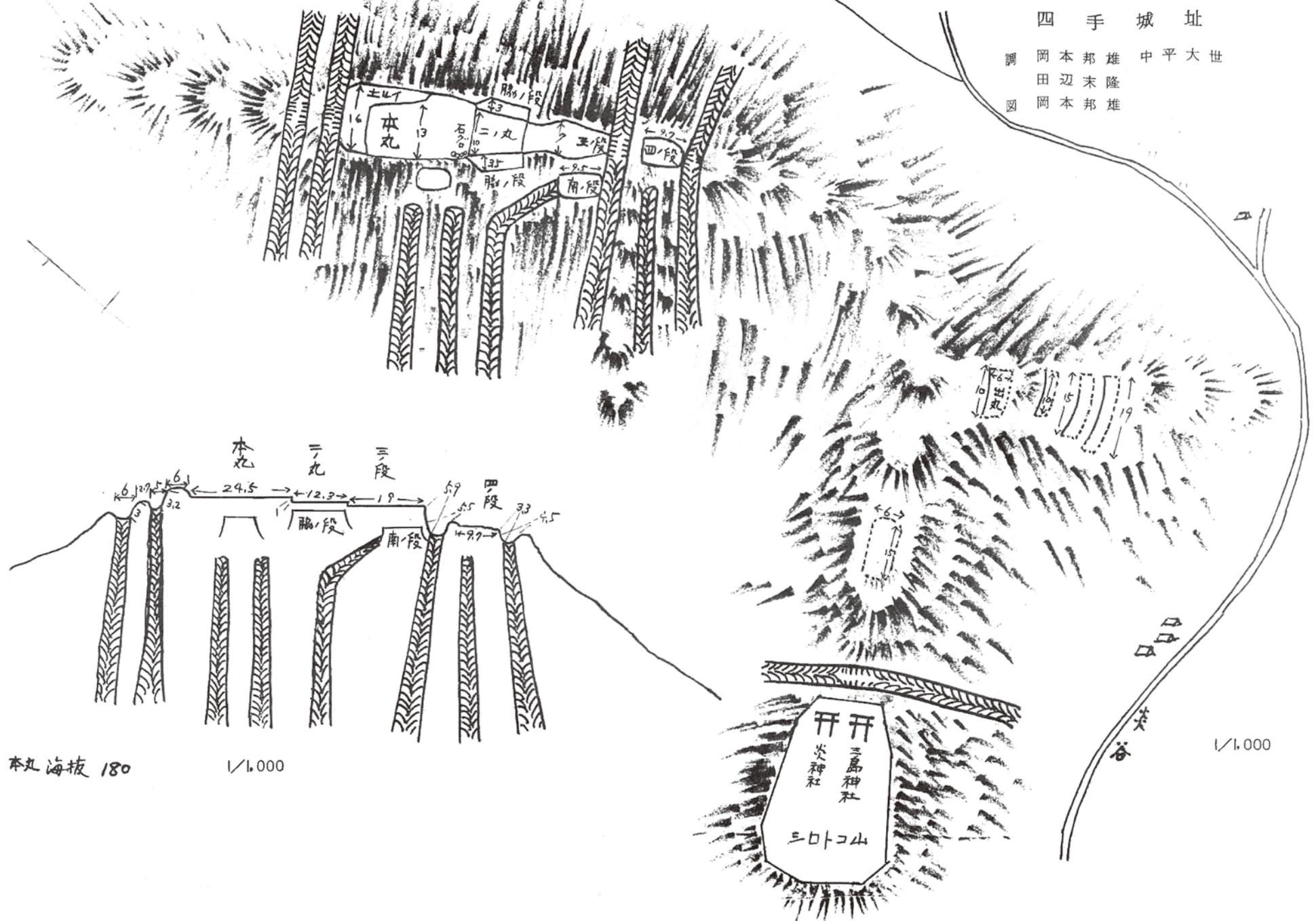


十和村古城址分布図

山ノ神谷

四手城址

調 岡本邦雄 中平大世  
 田 辺末隆  
 図 岡本邦雄



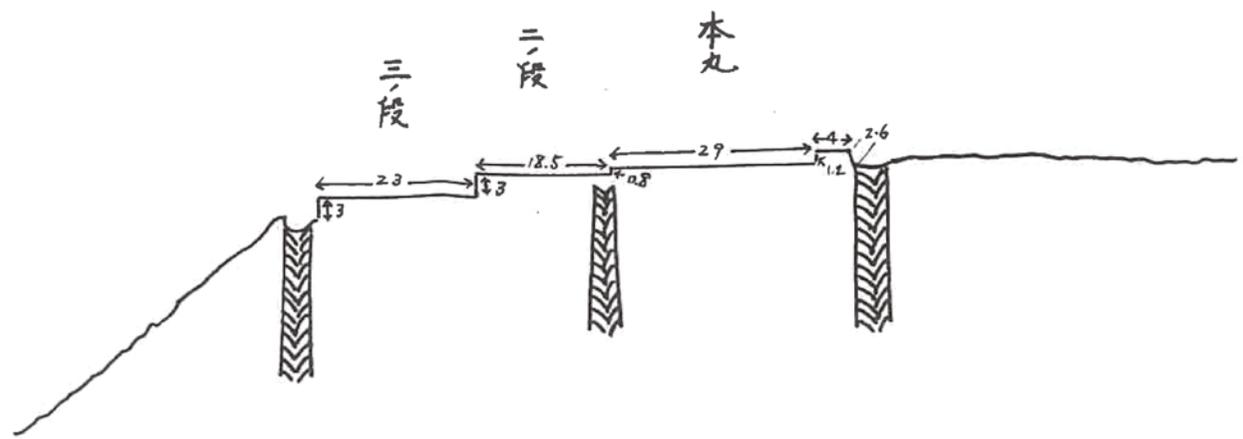
本丸海拔 180

1/1,000

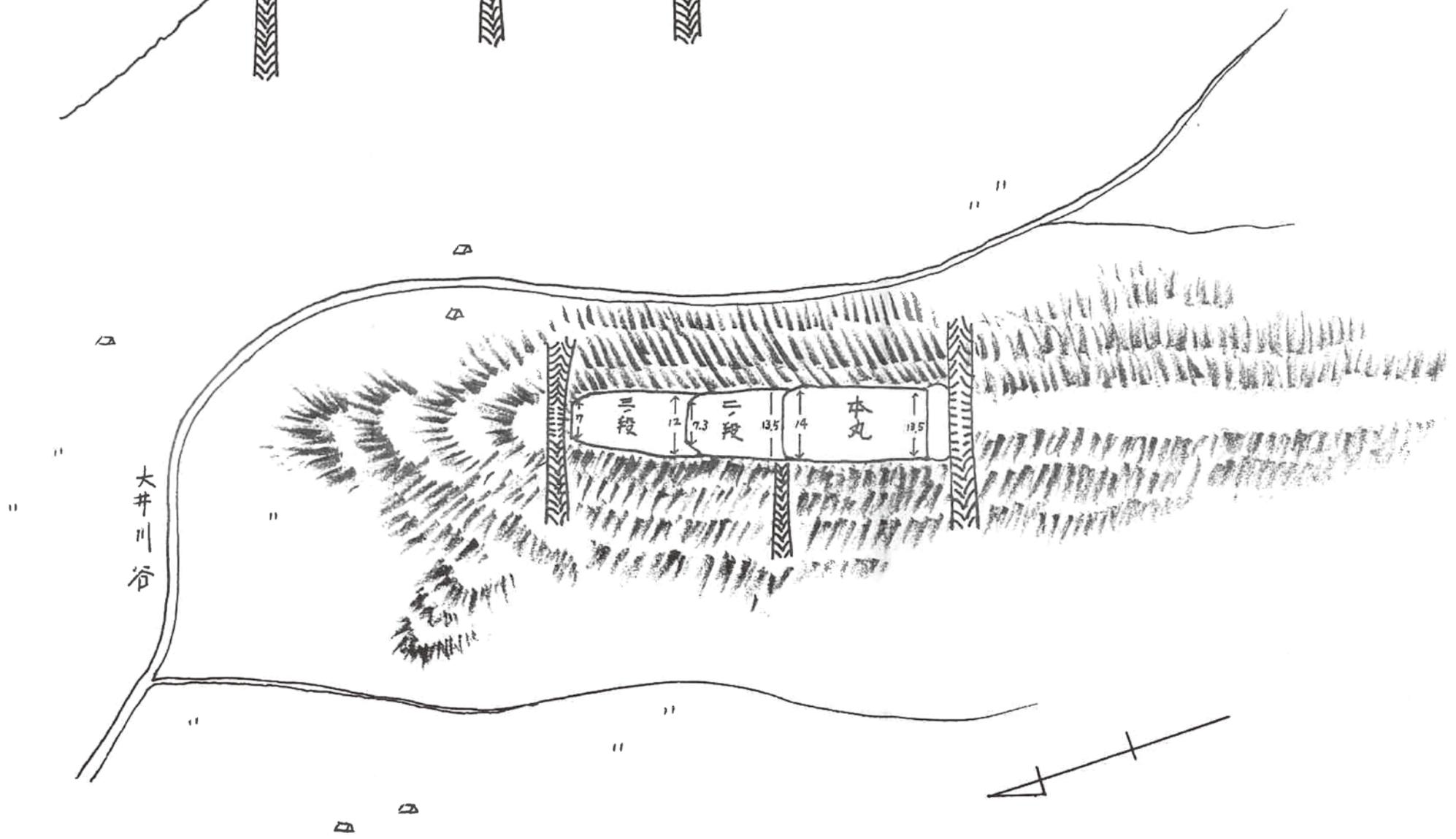
1/1,000

大井川城址(仮称)

調 中平大世 巖川正重  
 中山 進 岡本邦雄  
 図 岡本邦雄



本丸海拔140







### 特用林産物生産量

年次	木炭			合計
	黒炭	白炭	その他	
	貫	貫	貫	
明治31年				
明治32年				
明治33年		2 156 800		
明治34年		1 413 333		
明治35年		2 130 109		
明治36年		1 791 579		
明治37年		2 070 575		
明治38年		1 766 767		
明治39年		2 113 009		
明治40年		2 223 251		
明治41年		2 261 654		
明治42年		2 054 263		
明治43年		2 138 983		
明治44年		2 359 899		
大正元年	2 238 491			
大正2年	2 162 138			
大正3年	2 346 422			
大正4年	1,575,404	630,166	53,363	2,258,933
大正5年	1,644,076	647,570	50,370	2,342,016
大正6年	1,790,640	1,198,630	78,850	3,068,120
大正7年	2,093,798	1,292,155	190,316	3,576,269
大正8年	1,886,960	1,841,487	275,870	4,004,317
大正9年	2,177,968	1,983,680	202,485	4,364,133
大正10年	2,610,554	2,429,700	201,427	5,241,681
				0
大正11年	1,991,768	2,334,120	110,065	4,435,953
大正12年	2,091,418	2,241,720	95,010	4,428,148
大正13年	1,947,879	1,846,158	63,706	3,857,743
大正14年	2,078,637	1,680,736	60,620	3,819,993
				0
昭和元年	1,610,940	1,648,770	...	3,259,710
昭和2年	1,914,527	1,934,373	...	3,848,900
昭和3年	1,776,479	2,022,145	...	3,798,624
昭和4年	1,698,513	2,119,987	...	3,818,500
昭和5年	1,750,080	2,025,680	...	3,775,760
昭和6年	2,336,466	2,470,786	...	4,807,252
昭和7年	3,195,949	2,919,941	...	6,115,890
昭和8年	3,182,862	3,171,427	...	6,354,289
昭和9年	3,764,378	3,146,297	...	6,910,675
昭和10年	3,299,543	2,965,992	...	6,265,535
				0

年次	木炭			合計
	黒炭	白炭	その他	
昭和11年	3,094,019	2,508,159	...	5,602,178
昭和12年	3,171,197	2,532,864	...	5,704,061
昭和13年	3,527,988	2,769,720	...	6,297,708
昭和14年	3,229,689	2,237,638	78,063	5,545,390
昭和15年	3,467,665	1,592,474	77,160	5,137,299
				0
昭和16年	3,082,908	1,940,328	695,910	5,719,146
昭和17年	1,298,648	1,317,132	301,768	2,917,548
昭和18年	2,796,696	1,449,076	552,153	4,797,925
昭和19年	2,767,980	814,260	525,358	4,107,598
昭和20年	2,979,008	97,412	63,928	3,140,348
				0
昭和21年	830,786	173,099	-	1,003,885
昭和22年	4,038,614	148,438	6,567	4,193,619
昭和23年	2,784,532	516,388	21,312	3,322,232
昭和24年	928,392	1,002,684	140,529	2,071,605
昭和25年	3,968,379	701,867	600	4,670,846
				0
昭和26年	15,725,180	4,741,920	...	20,467,100
昭和27年	9,604,537	4,177,933	...	13,782,470
	kg	kg		
昭和28年	10 874	4 724	...	
昭和29年	11 945	5 240	...	
昭和30年	11 050	4 998	...	
昭和31年	11 254	4 821	...	
昭和32年	12 215	4 981	...	
昭和33年	10 702	3 205	...	
昭和34年	8 249	2 337	...	
昭和35年	9 144	2 518	...	
昭和36年	7 997	1 846	...	
昭和37年	7 166	1 809	...	
昭和38年	5 020	2 016	...	
昭和39年	4 819	1 652	...	
昭和40年	3 011	1 053	...	

## 第4章 標識にみる建物の経緯

### 1 標識にみる建物の経緯

「はじめに」にある標識（建物について）

（単位表記を略）

付属屋一階（明治中期建築）	59.27㎡
主屋（明治42年改築）	135.27㎡
土蔵（大正12年建築）	62.94㎡
木小屋（大正年間）	20.36㎡
付属屋二階（昭和四年増築）	47.60㎡

調査時には解体されていた付属屋については、聞き取り調査が行われており、概要の平面図が存在する。又、基礎石については南側が一部上段からのスロープを作った際に埋まってしまったが、他は残っていた。

その建築年代は、1階は明治中期、2階は昭和4年とある。位置関係は敷地の東の端であり、当初から付属屋の位置関係及び使用目的も付属屋であった。

主屋（明治42年改築）この表記が混乱を招いた。主屋は明治42年であるが、その後大正期に増築を行っている。時代の表記としては明治42年新築後大正期に増築が正しい。それを詰めて改築と表記したものであるか、又は主屋の位置関係に、主屋の役割をした建物が存在し、それを解体し、立派な主屋を建築したのを改築と称したのかもしれないが、建物の面積は大正期の増築と合わせた面積となっている。

本家新築費記帳と表紙に書かれた費用一覧表が発見できたので、明治42年新築、大正期に増築が正解となった。

「つし」として造作されていた部分は18.19㎡合計すると延べ床面積は139.37㎡となり、標識の面積に近くなる。

「はじめに」にある古写真には、西の端に便所浴室棟があり、付属屋の2階建てが撮影されている。年号から推測すると、昭和4年(1929)以降、平成3年(1991)までの62ヶ年の期間に建築され、解体されたこととなる。主屋増築部にある浴室は薪風呂の焚口をのこしたまま、浴室は再改装していることから、五右衛門風呂の時代の後、浴槽を新しくする経緯を辿っていることが分かる。（この五右衛門風呂釜は西にあった便所浴室棟にあった五右衛門風呂の転用かと推測される。主屋西北部に便所が改装されてい

るが、その扉類は同じく便所浴室棟からの転用材と思われる。）

土蔵については、今回調査を実施していないし、現存する為、詳細は省略する。

「木小屋」（調査ではB棟）と称する建物がある。この標識が書かれた時代は付属屋が既に解体されていた為、その解体材がこの小屋に沢山保存されていた。その為、木小屋の名称が付いたと思われる。建物の大きさ、柱の位置関係から、木小屋の目的で建築されたものではない。

「木小屋」の主の用途は井戸である。まず水が無い所では暮らしは成り立たない。建物として一番古いのはこの「木小屋」ではないかと、推測される。井戸は水神様であることから、井戸の部分は屋根の形からしても、ここが神聖で大事な処である精神が宿っている。大正12年建築とあるが、部材の痛み具合から大正12年頃、補強や改装と合わせて屋根をセメント瓦に葺き替えたことの意味なのではないかと推測される。

井戸の上部壁はセメントで補修されているが、井戸深く迄、丸い石を積み上げられており、井戸掘りをした時代の素晴らしい手仕事は今も残っている。水もコンコンと湧いているのが、水面からも分かる。立派な井戸である。井戸本体は大井川城の「土居」としての役割をしていた時期からのものではないだろうか。

## 2 板図-1 の詳細



【表面】落成時記入



【裏面】着手時に記入か、もしくは記念として落成時に記入か。

表面の詳細

棟札

一、本屋一棟ヲ作ル

大工 棟 梁 高岡郡吾桑村吾井郷生

現全群窪川町住

北川春次 満53才

並大工右同村 大場保馬

全 伊 豫 稲葉武三郎

全 西上山村野口川ノ板戸口

平野伊之助

全 大井川 伊藤長吉

一、明治41年10月ヨリ建築着手翌年4月末落成

當家主人 中平茂久治(42年亥日)

當時物價 白米16奉 酒42奉

裏面の詳細

平面図の柱割とその番号をかいてある。(別図による)

【表面】工期の不思議

【明治41年10月ヨリ建築着手翌年4月末落成】とある。

上記は工期を示し、一般的には着手時(どの作業

をいうかは別にして)明治41年10月より始め、翌年とは明治42年4月末に完成したと書いてある。計算すると工期7ヶ月となる。この家の大きさや工法からしてこの工期では短すぎる。

完成が明治42年4月については、御当主の年齢から問題ない。(御当主は明治元年生)棟札を書いた棟梁は自分の年齢を満53才と書いてある。御当主の年齢を聞き取りし、記入したと思われる。その際御当主がカゾエ年齢42才を言ったとすると、年代は合致する。



上の写真は入母屋隅梁の東仕口に書かれた落書きである。文字からすると、棟梁ではなく参加していた大工の字と推測される。10月29日伏とある。建て方の日である。

六曜で確認すると以下である。

明治41年10月29日 友引

明治40年10月29日 先勝→可能性大

明治39年10月29日 友引

落成時に記入した板図【表面】にある建築着手年代は、記念に落成時に記入したと推測され、この家の場合は土を多く使うことから、大工が入らない時期が長くある。その為、着手年代を間違ったと思われる。概の工程表からも明治40年10月に建て方を実施し、42年4月に落成したが正解と思われる。

この工程だと、当時の建築工法で着手から完成までの工程が可能となる。ここでは着手は建て方を示したもので、それ以前の作業は含まれていない。現在でいう地鎮祭などを着手と考えるのは異なっている。

沢山の建築用木材を集める時間が必要となる。又、

それらを乾燥させ、丸太から角材への製材、運搬の必要がある。更に家としての加工が必要である。遠い場所で加工をした後、運搬してくることも当時は難しいのではないかと思われ、中平家周辺の土地に加工為の仮小屋を建築し、更に大工の住む仮住まいを用意していたと想像される。

レッカーのない時代に大きな梁を持ち上げる等の作業は、全て人力、人の数で勝負した。板図には地元の大工名が書き込まれている。地元の大工を集める協力をする役割を果たしていたと想像できる。又、大工でない土工などの作業も当時は地元の人力が頼りとなることから、それらの人を集める事も必要となる。基礎石の設置では自然石と犬走りや表の基礎石など加工されていることから、石工が必要であるが、それらの場合でも熟練の石工とその他大勢による人力作業による成果と想像できる。

【工程表の説明】工程からして、建て方が10月29日としてそれらの木材を集める集材期間、木材を加工する期間が相当に必要である。その間に、もし、既存に居宅があればその解体作業、その後基礎石加工と設置。犬走り廻りの石工事は家全体が完成後である可能性もある。基礎自然石の天端はハツリとし、水平を確保する加工も行われている。

板図にある伊予の大工はこの屋根工事に大いに役に立ったと思われる。屋根瓦の形式や、鬼瓦から瓦は伊予方面から工事に来ていたと思われるが、瓦に刻印はなく、同業者が集まって納材したと思われる。又、大正期に東側を増築するが、その際も同じ型の瓦が使われている。10年間程度は同じ型の瓦は存在したと思われる。

屋根工事後、壁の土壁塗り作業と乾燥期間この間の大工作业はほぼない。この期間が長いことが工期記入の間違いに繋がったのではないだろうか。

土壁乾燥後、仕上げ塗、大工仕上げ作業建具切込、タタミ、襖等、最終仕上げとなる。概工期24ヶ月

(2年)と計算できる。

工期が短期間であることから、この工事は増築ではないかという考察もあるが、裏面の板図は増築を示していないこと。表に、「本屋1棟を作る」とあることから、板図にある本屋(主屋)の建築であると推測した。そうすると、工期が問題となり、上記のような考察をした。概実際のな工事を掴まえることができた。

屋敷建築を計画し始める。一番先はやはり木材(建築用材)である。中平家は山持ちであったであろうから、所有の山から必要な材を伐りだしてくることは可能である。その時、大きさ、長さ、本数など建築に長けた人が近くにいないと、材料を集めることはできない。大井川の大工伊藤長吉がその役目を果たしたとも考えられる。

記帳から、材は自分の山からの調達もあるだろうが、必要な材は購入している。更に、製材にて賃引きを依頼している。お祝いとして木材も頂いている。

木材については山を持っていた御当主であることから、伐採後、山で葉枯らしをし、降ろしてくる手法も考えられる。その後、積重ねて自然乾燥を行う。これをどこで行ったかは不明。明治中期には、営林局の製材技術が四万十川流域にも普及始めた頃である。丸梁は別として、柱材など、角材は一旦製材所で製材された後、自然乾燥されたであろう。その後、現場近くの加工仮小屋へ運ばれたであろう。それから、本格的な家への木造りがはじまる。

集材から乾燥までどれだけ時間が必要であるか検討する。大きな梁では、葉枯らしに1年、自然乾燥に約5年は必要ではないだろうか。

それらの時間を検討すると、屋敷建築計画は御当主30才頃から考え始め、建築目途が立ち、実際に材を集め始めたのは、32才から34才頃ではないかと思われる。

御当主中平茂久治氏が一代で財をなし、とあるこ



とから、商売を15才か18才から始め、30才には相当な財を成している計算となる。時代は明治。そういうこともあるのかもしれない。

建築的要素の外に、落成時のお供え物も大層なもので、「白米16奉 酒42奉」とある。それらの単位は、お米は俵、お酒は樽と思われる。主屋の落成に相応しいお供えである。この板図は間違いなく、主屋の建築を表している。ところで、俵を積み重ねて、4段積だと10俵、5段積だと15俵となる。では16俵とはどのようにしたかこれも不思議である。酒42は御当主の年齢と同じであることは偶然だろうか。銘柄はなにであったか、少々気になる処。大宴会が3日3晩行われたであろう。

地元大工伊藤長吉氏について、聞き取りを行ったが、昭和15年頃まで、大井川で大工をしていたが、その後大井川を離れているとのことであった。

大正に大井川神社の合祭に参加した大工に伊藤長吉の名前がある。

### 3 板図-2 詳細



【表面】



【裏面】

こちらの板図は大正12年完成の土蔵の図であるが、板図には建築年代は記載されていないが旧5月26日ヨリと日付がある。主屋の記録と同じであれば、建て方の日付けであろうか。又、裏面は矩形図のようであるが、書きかけのようにもみえる。全ての詳細は土蔵調査に委ねたい。

これらの板図は実際にどこに保管されていたか不明である。一般的には屋根裏の大事な柱や梁に取り付けられるが、色が黒く煤けていないことから、屋根裏ではなさそうである。令和3年の調査時は表の間の床の間に置かれていた

## 第5章 中平家屋敷の姿

### 1 在りし日の中平家（平成24年当時）

協力：上田建築事務所

外観



外観 西より



外観 主屋東より



外観 主屋西より



外観 南縁外回り



外観 西縁外廻り



外観 式台付近



外観 式台袖壁



屋根 下屋隅棟鬼瓦



外観 大正期改築部東面



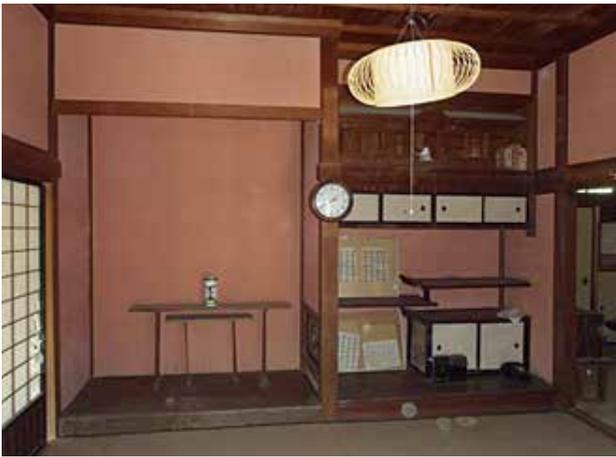
屋根 棟仕舞



外観 同上



外観 東神社通路より



表の間 床の間・飾り棚



表の間 東方面をみる



表の間 西面



表の間 床の間脇欄間



表の間 東面



表の間 南面



表の間の南縁 東面



沖の間 南面



表の間の西縁 北面



沖の間 西をみる



式台 外部



沖の間 東をみる



仏壇の間 北面



仏壇の間 西面



仏壇の間 東南をみる



6帖 北面



6帖 南面



6帖 東面



4.5帖 北面



内玄関 東面



4.5帖 西面



内玄関 南面



4.5帖 こたつ



内玄関 土間



土間 西面



土間 北面 (改築され浴室になった面)



土間 南面



屋根裏 西面 (入母屋妻面の裏面)



土間 東面



中央が中平家主屋と蔵、右に「木小屋」がみえる。2階建ての付属屋、西の便所・風呂棟は解体されている。下の段右端は元大井川小学校敷地跡。2階建ての養蚕所が映っている。下の段左、現在は存在していない。

## 2 「木小屋」にみる生活

「木小屋」にあった生活と、機能を失った後の生活をみる。



井戸場の天井・井戸の滑車



井戸場

左にある井戸の時代は古い。右の流しは近年に改修されたもので、当初は木製の流しがあったのではないか。



奥からの排水路と大きな石の蓋



道具類

縄ない機、などが整理なく置かれている。



建具（板戸）ムロフタ



建具類、どこに使用されていたか不明。



石を加工した道具



四万十町郷土資料館にて

「だいがら」という名前のある道具の一部  
説明には米や麦をついたり、モチをついたりする  
足踏み式道具をいう。



道具の全体

加工された石は道具の支点となる部品であった  
(この石は現地保管)  
その隣に縄を通す穴のある石の重りのような加工  
品があった。左上写真矢印の左側にある。こちらは

なにに使用するか不明であった。(現地保管) 地盤  
を固める為に落とす石に似ている。解体に参加した  
地元の大工に聞いたが、よくは分からないとの事であ  
った。



足踏み縄ない機 (四万十町郷土資料館)

「木小屋」にもこれと同じ機器があった。二つあ  
るラッパのような口に藁を差し込む。足で上下に踏  
むとその先は簡単な歯車で上下運動が回転運動とな  
り、くるくる回りながら縄を編み、後ろにある太鼓  
へ巻いていく。実際に動かすと大変面白い道具であ  
る。中平家では、この道具は処分したが、郷土資料  
館にあるので、小学生に実演して欲しい道具の1つ  
である。

炭を運ぶために俵が必要である。俵はその表面を  
覆う茅か藁でできたものを円形に巻く、底と上に丸  
い座布団のようなものが必要である。これは地域に  
よって異なる。炭にならない枝を使用する物も多い。  
俵とし、荷がほどけないように表を縛るのも縄であ  
る。「木小屋」は建物として高さが低いこともあり、  
この俵を造り、できたものを保管する場所の可能性  
もある。

### 3 「木小屋」全体写真

通り記号は解体図参照



北東より北面



南西より南面



北西より西面



西面X1～X4通り



北東より東面



北東よりX1～X5通り



東面X1～X2通り外部

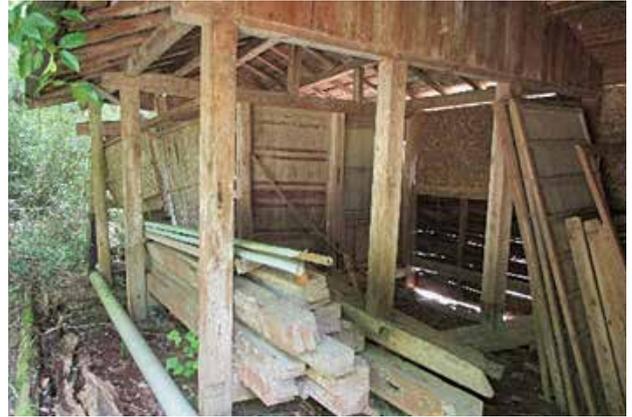


西面X8～X5通り

通り記号は解体図参照



西面外壁ディテール



木材保管状況 1



X2通り建具ディテール



東側外壁



木材保管状況 2



西面X2~X4通り

4 「木小屋」 煤の痕跡

通り記号は解体図参照



X5通り



X7通り



X5通り内部垂木及び瓦棧



X7通り内部垂木及び瓦棧



X4～X8通り東側より俯瞰



X5通り瓦棧



瓦棧切り落とし部分



左写真拡大

5 「木小屋」解体後全体写真



北側より木小屋後全景



礎石のある雑木林 (左写真拡大)



木小屋周辺に野積みされた瓦類



軒先瓦ディテール



鬼瓦 たちばなに栗2つ



鬼瓦 火災の厄除け

1) 礎石 写真 通り記号は解体図参照



礎石 8い



礎石 8に



礎石 7い



礎石 7に



礎石 5い



礎石 5に



礎石 4い



礎石 4に



礎石 3い



礎石 3に

礎石番号は解体図参照、通り記号は図面参照（B, C）



礎石2い



礎石1に



礎石1い



礎石Cに



礎石Cい



礎石Bい



礎石2に

## 6 幻の建物（便所棟、倉庫棟）



「木小屋」の南側に基礎石だけが残る建物跡がある。(図面参照)その西側には、入口と思われる石積が2か所ある大きな基礎石が残る建物跡がある。



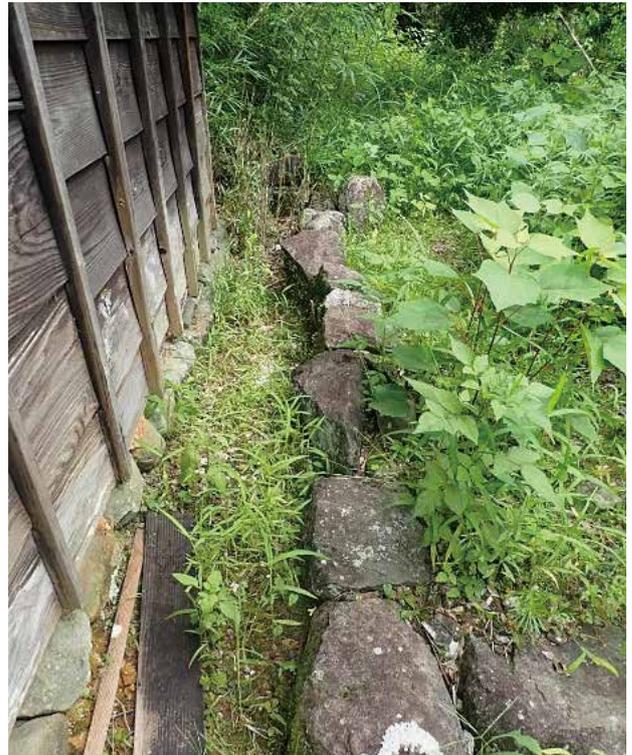
左が土蔵、奥が「木小屋」右手の石積  
倉庫の跡と思われる石積



幻の倉庫西面石垣  
石積をして造成している



左が「木小屋」→は踏み石（入口）



「木小屋」南面水路のような石積

空撮にある「木小屋」の南にある□形がある位置に元便所があったと思われる建物跡。大きな□形は倉庫があったと思われる建物跡である。便所は西端へ新築された際、解体されたと思われる。倉庫は門への入り口へ続く位置関係であることから、中平家の倉庫であった可能性もあるが、それ以前の大井川城の土居の時代の可能性もある。

## 7 解体された付属屋、釜屋、主屋



解体されていた付属屋は右の長方形  
主屋の増築時に解体された釜屋左の□形  
主屋建築前にあった主屋下の□形



「木小屋」の東に残る付属屋の犬走り



基礎石が残る付属屋跡

付属屋は文化財指定後、解体されている。



解体時に現れた付属屋の一部  
(葺と2階梁)



大正期増築部東面妻面

この妻面に使用された外壁板には、煤と横材の痕跡がる。増築の際に解体された釜屋の天井板、それ以前に解体された主屋の材と思われる。



増築東面下屋内部から撮影

下屋の野地板にも煤と横材の痕跡の板

## 8 主屋の位置にあった建物

中平家は文政元戊寅(1818)中平道助から江師4ヶ村庄屋を勤めている。その後、四手・大井川の庄屋となっている。その勤めが終わるのは明治4年頃である。中平茂久治に土地の名義変更は明治39年である。明治中期に東側の付属屋の建築をした聞き取りがある。以上からみて、庄屋時代の建物が主屋の位置にあったと推測できる。

当時の屋根は茅葺平屋造りと思われる。旧大正町にある四万十町郷土資料館に、庄屋を務めた門脇家が移築されている。建物は茅葺平屋である。庄屋の格は門脇家が上であるが、中平家の庄屋時代が江戸後期であったこと、見回りにくる群使は庄屋の家で泊まったとあるので、門脇家と比較して多少大きくなっていた可能性はある。

高知での屋敷の構成は主屋、釜屋、納谷、便所など分棟方式であったと思われる。中平家の場合も、残された建物や解体された付属屋等から分棟方式の屋敷構えである。

主屋の建築の際、解体した元主屋の屋根材は茅なので、それは処分、構造材は1つ1つばらされて、どこかに保存をしていたのではないと思われる。その材を転用材として使用を考えていたことが見られる。

明治中期、付属屋の建築があったが、主屋がまだ茅葺の時、付属屋を瓦屋根とするとは考えにくいため、付属屋1階は茅葺か板葺と思われる。その後、昭和4年、2階部分の増築の際、増築部は瓦屋根としたと思われる。

主屋の東側への増築が準備された。その際、そこにあった釜屋を解体した。そうして解体部材が大きさは別として2棟となった。主屋東側の増築はこの2棟の構造材を主として使用し、不足分の最低限の材料だけを新調したと思われる。解体した家の天井板や野地板に至るまで、再利用した。



東側の増築部転用材、修理材が混在



増築部東北屋根裏



増築部から右手の壁位置が明治42年完成  
主屋位置壁は間仕切り壁をその際新設



増築部屋根裏・煤

屋根野地板は一部ズレがあり、煤がない。



矢印部は明治42年完成部（竹野地）  
その左側は東側増築部（板野地）



矢印は増築部屋根裏・転用材の梁  
ホゾからして横向けに使用している

東増築部は解体された建物の転用によって建築された可能性が高いため、少し写真を多く掲載した。

庄屋の建築として、旧大正町にある四万十町郷土資料館庭へ移築されている国の登録文化財門脇家を参考としてみる。



外観



土間部を見上げる。元は天井があったと思われる。帳場のナカジには溝がない。（矢印）



表の間、2方に縁。天井あり

収納	3帖	収納	入
帳場 囲炉裏		表の間	
土間	3帖	縁	

移築後の門脇家 表の間は10帖  
 ○印は大国柱、矢印には柱がない。  
 郷土資料館に移築前の資料がないため、  
 移築後の検討となる。

中平家と比較すると、建物規模は小さいが、表の間の10帖は中平家と比較しても大きい。屋根は茅葺である。屋根構成部以外は伝統的な構造となっており、それらを解体し、屋根瓦用屋根下地を造作することで、構造部材は使用可能であるといえる。

門脇家は5軒×3.5軒。東増築部は2軒×3.5軒である。平面的には可能。東側にあった釜屋も撤去していれば、色々の材が再利用可能である。

《西土佐村史》によると  
 記録に残る下山武士一覧表の中抜粋  
 氏名：中平 壱岐  
 主となる居住地：津ノ川



旧大庄屋間崎家邸宅(津野川)  
 以前は居屋の後に一棟続き、前には土蔵あり、全部高塀を廻らしていたが不用となって取毀した

写真は旧大庄屋間崎家邸宅。(津野川)  
 説明文には以前は居屋の後に1棟続き、前には土蔵あり、全部高塀を廻していたが、不用となって取毀(解体)した。

古い写真である。左端に背の低い建物がある。立面的には中平家「木小屋」とよく似ている。主屋から離れていることから、便所や土間などの用途であろうか。中央には1軒巾の瓦屋根の門。この門も中平家の移築された門と似ている。下屋付き入母屋の主屋がみえる。後の時代に増築したか、2階が奥側に見える。更にはその奥には平屋の屋根がみえる。釜屋であろうか。周囲から玉石を就いて1段高い屋敷となっている。説明にあるように、高い板塀に囲まれていたようだ。主屋は中平家より若干大きいようだ。

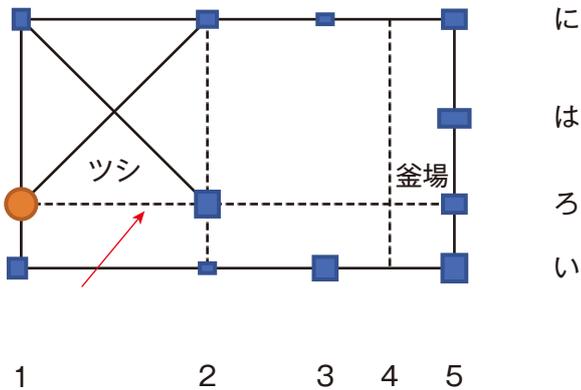
《西土佐村史》の中に中平家の記録があったので、ここに記載する。

中平氏は下山郷の一領主であった中平壱岐守の子孫で彦之進から代々番頭頭大庄屋を勤めてきたが天明3年(1471)6代目中平九郎兵衛が間崎氏に他譲した。しかし、その一族子孫には、橘・大宮・江川・大井川・江師等で庄屋を勤めた多くの人がいる。

記録には大庄屋中平彦兵進の裔として

1. 中平市郎兵衛（元禄13年卒）（1700）
2. 中平十之丞（明暦・万治）（1655～61）
3. 中平彦一太夫（元禄5年卒）（1692）
4. 中平喜平治（元禄・享保20）（1694～1734）
5. 中平弥平治（安永元）（1772）
6. 中平彦右衛門（延享2年）（1745）
7. 中平八十丞（延享～寛政55年間）（1745～1799）
8. 中平弥次郎（文化）（1804）

年代は順不同（西土佐村史に準じる）であるが、以上が記録されている。



東増築部元の平面図

平面図を90度回転させた平面図。現地では「に通」は明治42年新築の柱を利用して建築されている。

- 特徴：1-ろ柱は丸い柱を使用し増築時新設
  - 特徴：1 通ろ～に間は梁下に溝無し
  - 特徴：2 通ろ～に間は3本溝
  - 特徴：2 通い～ろ間は3本溝
  - 特徴：ろ通1～2間は溝無し、ツシの反対側に梁の後あり。（矢印）
  - 特徴：い通1～2間は3本溝あり
  - 特徴：い通2～3間は2本溝
  - 特徴：ろ通2～5間は3本溝
  - 特徴：4 通い～に間は垂れ壁（土壁）有り
- 東面下屋付近は雨漏れの為、修理を重ねている。  
屋根だけでなく、木材の取替も行っている為、多少、いくつかの建物の古材の使用が考えられる。



元梁があった位置（平面、矢印）



正面柱は2-ロ、2 通い～ろは3本溝をカンナで削っている。（他で使っていた材といえる）

解体された建物がどのような平面を持っていたか、今は判らない。しかし、材の痕跡と間取りから、検討は可能である。ここでは、その材料を残しておくことに価値があると考ええる。



ツシからみる妻壁  
矢印は2つ前の写真の内部側  
2通りから北は天井あり



ツシ東面（妻面）  
3番（解体図参照）転用材  
矢印に根太受けのホゾ穴あり



ツシからみる屋根裏南側、妻壁は東側



左右は4通、東はほ通り  
左右の材は同じホゾ穴を持っている。  
転用されているが、元材使用が同じである。  
元母屋材か

## 9 「木小屋」の変遷

標識は建築年代を大正年間と記されている。東西1.5軒南北には6マス（大小あるが）構成となっている。北から1マス～6マスと呼称する。1マスは井戸。2マス目には煤がついており、屋根裏は高い温度で焼かれた跡があり、相当に焦げている。3マス目は立ち入りできない状態であったが、西面窓に障子その外には雨戸があった。4, 5, 6マスには木材（付属屋解体の木材か）が保存されていた。



木小屋北面・西面

当初の用途を検討する。

1マス：井戸



矢印の腰壁が一番古い時代の腰壁と思われる。

井戸周囲のモルタル化粧は大正期以降であろうか。井戸は水の神様であることから、その部分の造作は他のマスと比較すると立派であった。



今も水が湧く井戸の中（約6m深）

2マス：浴室・洗濯場



2マス屋根裏



壁は上半分に煤がついている

床に排水溝がある。井戸からの板戸、3マスからの板戸が直線的に並んでいる。これらから、2マスの用途は浴室・洗濯場と思われる。浴室内で火を焚き、その熱を利用してお湯を作る方式と思われる。東から火が焚けるように入りがあっただろう。煤は東の下半分にはついていない。

### 3マス：脱衣室・化粧室



約3帖の脱衣室・化粧室

西面の窓には雨戸、障子が残されており、足元南北方向に地固めがある。床が存在した跡である。このマスは今でいう脱衣室に当たる。当時は化粧室と呼ばれたか？この室への出入りは南側の4マスからと思われる。

### 4, 5, 6マス：物置（倉庫）

西面は腰壁+漆喰壁仕上げとなっている。元門構えは木小屋と土蔵の間5マスと6マスの間当りに有った。来客は西から緩やかに上って来て、土蔵の南面から左に折れ、門に至る配置である。真正面をみると、そこに立派な式台が客人を迎える。

その為、4, 5, 6マスの西面は外壁として仕上げの必要がある。腰は押縁付下見板張り、上は漆喰仕上げである。

土蔵がない時代は生垣が南面から西面まで連続していたのではないかと想像する。土蔵の辺りは立派な庭があったか、なにか作業を行う空間であったと思われる。

4, 5マスは東側から使用するようになっており、繋ぎが存在しない。4と5, 5と6の間には柱や土台（跡）があることから、物置であるが、使用目的が異なる物置であったのではないだろうか。建具からもそれが伺える。



5と6の間



門の跡が残る



4と5マス部  
薪や炭などが保管されたか

生活を考える時どうしても必要な場所がある。井戸（水）便所、釜場（食事を作る処）茶の間（ごはんを頂く処）浴室等である。この木小屋にはその中の井戸と浴室が存在したと思われるが、その後、「はじめに」の写真にあるように、便所、浴室、脱衣室、離れが敷地西の端に南北に長く建築されている。その後解体され、その用途は主屋の中へと改築

される流れとなる。

それまではこの「木小屋」で浴室・脱衣を利用していたと考え、便所のあった位置が不明となる。井戸からみると、井戸地盤より上側、敷地同じ段は不潔になる為、作らないし、方位が悪い方向にも作らない。そうすると、元々便所はどこにあったかという疑問に行き着く。幻の建物の項目にて考察を行う。

「木小屋」の建築年代は標識によると大正年間とある。井戸はそれよりずっと前、中平家が庄屋としてお役を務めた時期より、更に前からこの位置にあったと想像できる。そうすると、現在の形とは異なるかもしれないが、井戸を囲む形で屋根がついた建物が存在したと思われる。建物の配置からいえば、井戸は屋敷の「裏」であることから、それらと連続として倉庫の類が壁のように存在したと思われる。現在は蔵の西側から屋敷に入るが、それはつい最近の移設されたもので、長い間、蔵の南側を東へ、折れ曲がって屋敷へはいる構成は変化していないと考えられる。

そう考えると、井戸を中心に井戸から東は「裏」西が「表」となる。大正年間に改築を行ったのではないと思われる。屋根材は当時はスレート瓦ではなく、板葺か杉皮など自然素材であったと思われる。

屋根材（厚型スレート）については、一部のメーカーで大正15年(1926)から厚型スレートの販売を行っているが、四国方面の厚型スレートの生産が開始されたのは昭和14年(1939)と言われている。当時は太平洋戦争直前で物資が不足気味となり、石綿の配給停止を契機に厚型スレートの生産が始まったと言われている。第二次世界大戦後も陶器瓦に取って代わる存在として厚型スレートは注目され、戦後住宅に大いに貢献した。

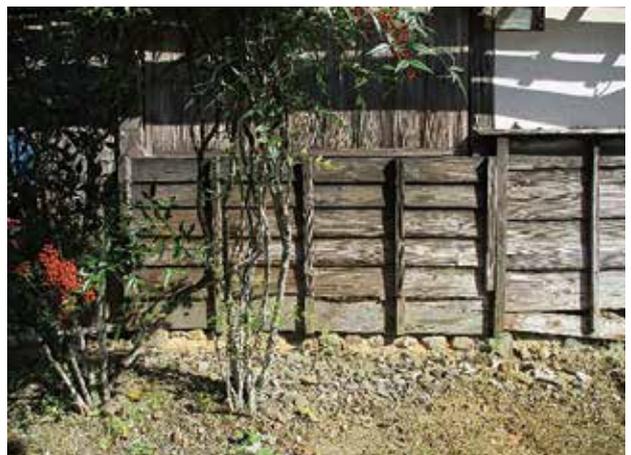
それらの経緯から、厚型スレートへの葺き替えは戦後と思われる。西に浴室用途が移転するまで、ここで使用された。解体大工によると、この形のスレート瓦は「ドイツ瓦」と呼ばれていた。

建物は何度か、修理を受けている。転用材も使用されている。当初材と思われる材もいくつか残っている。



屋根野地板の入れ替えの際、瓦は再利用しており、屋根野地板だけの入替となっている。

戦前、戦後は井戸の次のマスはお茶を炒ったり、外の釜屋として使用された。屋根の煤はその当時のものと思われる。



足元1枚下見板と押え縁の改修



当初柱と思われる。板は当初材と改修材が混在している



当初からの柱、梁、小屋組構造は折置組伝統工法となっている



南面外壁、押縁付下見板張り、防腐処理マス4と5の間の軸組土台立ちの柱足元は防腐塗装がみえる



この位置は梁間の梁を失っており代替え材が入っている



黒く塗って防腐処理をしている当初柱

## 10 高知新聞に掲載

平成7年(1995)8月26日(土曜日)朝刊シリーズ「土佐の民家 40」四万十の庄屋屋敷として紹介された。

# 60 四万十の庄屋屋敷

〈幡多郡十和村大井川〉

四万十川は過去に何度も大洪水を引き起こした歴史を持つ。ひとたび出水となれば、清流四万十からは想像もできない所まで水は達し、田畑を押し流すのである。

それ故、川沿いの人々ではできるだけ高い所に居を構え、出水に備えた。幡多郡十和村大井川の高台にあるこの建物も同様である。藩政末期の嘉永五年（一八五二）から明治までの十七年間、この辺り（旧大井川村及び旧四手村）の庄屋を務めた旧中平家住宅である（平成五年一月に村文化財に指定）。

中平家は中世の四手城の城主、中平重熊を開祖とする家系であるが、現在の屋敷はかつて大井川城に仕えた家族の館があった跡と推定されている。現存するのは主屋、木小屋、土蔵で、棟札などによれば、主屋は明治四十二年（一九〇九）の改築、木小屋と土蔵は大正期の建築である。ごく最近まで明治半ばの付属屋もあったが、傷みが激しく取り壊したという。建物の北と西に石垣を巡らしているが、

これは冬場の季節風を防いだものである。付属屋は北の石垣を基礎として利用、主屋と結んで庭を囲うようにして建っていた。また、西の石垣の中ほどに家の守護神を祭っていた跡が、その部分だけ石垣がえぐれた形で残る。

主屋はつし二階部分の質素な平屋建て。内部は型通りの意匠で、特に際立つたものは見当たらない。中央部に玄関式台を設け、その壁を赤と黒で彩色しているが、これは長岡郡大豊町の旧西峰番所にどこか通じるものがある。県内の東と西の山間地域で、共通のイメージを持つ建物が見られることは不思議といえは不思議である。趣のあるのは屋根の部分で、大屋根の鶴を組み込んだ鳥衾のデザイン、写真にもある下り棟や隅棟の造作、これらは伊予の影響の濃い様式と言われ、隣の西土佐村にも見られる。このことから、宇和島を通じて、北備に流入した様式とも考えられる。なお、使用瓦は、古くからの生産地として知られる愛媛県の菊間瓦と推量する見方があるが、これはなお調査が必要だろう。

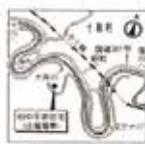


伊予の様式という下り棟、隅棟の意匠がこの建物の見どころになっている

四万十の庄屋屋敷



つし二階部分に開いている格子窓



建物概要（主屋）

**建築** 明治42年（1909）改築  
**形式** 入り母屋造り平屋建て  
**屋根** 檜瓦葺き（石瓦使用）  
**外壁** 押縁付き下見板張り、真壁漆喰塗り  
**特徴** 江戸時代末期の庄屋屋敷全体が残され、明治、大正期に増改築された主屋、蔵、木小屋などの建物が見られる。



幕末に庄屋も務めた旧中平家住宅。簡素な中にも玄関などに格式も見とれる

## 視点 水害に備えて敷地は高台に

かつて、この地域の交通は四万十川の舟を利用する方法が中心であった。特に明治時代には木材や木炭などの林産物の需要が多くなり、舟運が活況を呈した。四万十川は屈曲が多く、急流や川底の岩石が隠れた所もあり、普段の水位の時でも、舟の操作は大変な熟練を要した。乗員は二人で前後に乗り、前乗りは櫂を操り、後乗りは櫂を漕ぐ操作をした。

川舟は上流の十和村十川までは長さ九メートル、幅一・二メートルのセンチ（輸送用川舟。後述の舟母の小型）を使い、中流の江川崎までは高瀬舟（長さ十二メートル、幅一・六メートル）と称する、木炭積載量百三十俵ほどの舟に乗り変えた。これ以南の下流では舟母（長さ十三メートル、幅二メートル）が就航していた。

庄屋敷、中平家の建物が増改築されたのは、明治から大正にかけての、このような舟便が盛んなころである。敷地を神社や寺院と同じ高台に設けていることから、相当古い時代に、大井川一帯を見下ろすこの場所に定着したようである。水害の危険がなく、四万十川の川下から吹き上げる冬の強烈な北西の季節風にも耐える頑丈な石垣も構

築されていることから、常に安心して生活できる場所を選んだと思われる。

敷地内には、主屋、付属屋、蔵、木小屋、門などの建物が配置されている。蔵の横を通り、主屋正面に立つと、平屋ながらも重厚で落ち着きのある庄屋屋敷の雰囲気を感じさせる。主屋はこの地域でも大きな方で、土間も割合広くとられている。主屋囲炉裏の間の上には隠し部屋があり、動物の毛皮など特に貴重なものの収納に使われたようだ。蔵は一階に米などの穀物を保存、二階に毛皮、衣料品、皿鉢などを保管した。木小屋は小さく切った燃料用ボサやみそを保存した。

中平家の全景は敷地南下の公民館広場から見た景観が美しい。左に主屋の入り母屋屋根、右に蔵の切り妻屋根。桑畑の向こうに見えるそれは今風の歴史資料館のようでもある。建築当時は白い築地塀と使所棟が古写真より確認できる。それらを見ると近世初期のこの地の農家形態が想像できる。

四万十川沿いには、林産物を中村の下田に搬出し、そこから京阪神に出荷する回船業で栄えた当時の住居や商家が所々にある。それぞれの建物には京阪神から学んだ意匠や持ち帰った材料が見られる。四万十川とそれぞれの時代に関係した建物のウォッチングもまた楽しいものである。

## 第6章 解体作業



着手前 主屋西より



着手前 増築部東面



着手前 主屋南より



着手前 木小屋東面



着手前 縁廻



着手前 西面



シート撤去後、主屋西面屋根



外部廻撤去後、北西角部



シート撤去後、主屋屋根全景



床組中央は大国柱



表の間の南面縁



内部撤去後 床組



白あり被害を受けた床組



白あり被害を受けた床組



リフォームされていた仏間



主屋屋根瓦撤去作業



リフォーム撤去後の仏間跡



主屋屋根瓦撤去作業



内部北面



瓦が除かれた主屋西面



便所に改装されていた部分



瓦が除かれた主屋全景



屋根葺き土、野地が撤去された主屋



内部軸組



解体前の表の間の縁、西面



屋根裏部軸組



内部土間仕切り部



主屋屋根瓦・下地撤去・下屋が残る



屋根裏束柱、銘入り



内部土壁撤去 沖の間



屋根部材の撤去終了



軸組が残る



屋根部材の撤去終了



表の間の縁、軒丸太交差部



仕口



下屋部の撤去、軸組が残る



小屋組撤去終了



仕口



木小屋軸組撤去



解体終了全域



木小屋軸組撤去



木小屋周囲解体完了



芋坪部埋め戻し



木小屋石組



解体終了全域



井戸はそのまま保存



東上段からの屋敷全景



3



1



4



2



5

注意) 番号は図面に示す



6



9 文字あり



7 文字あり



10 文字あり (2)



8

基礎石の柱位置は表面を水平となるようにツツキ仕上げとしている。



平面概要図

# 第7章 解体からみえる大工の伝統工法

## 1 板図

右は板図の復元図である。ハッチ部分は下屋である。

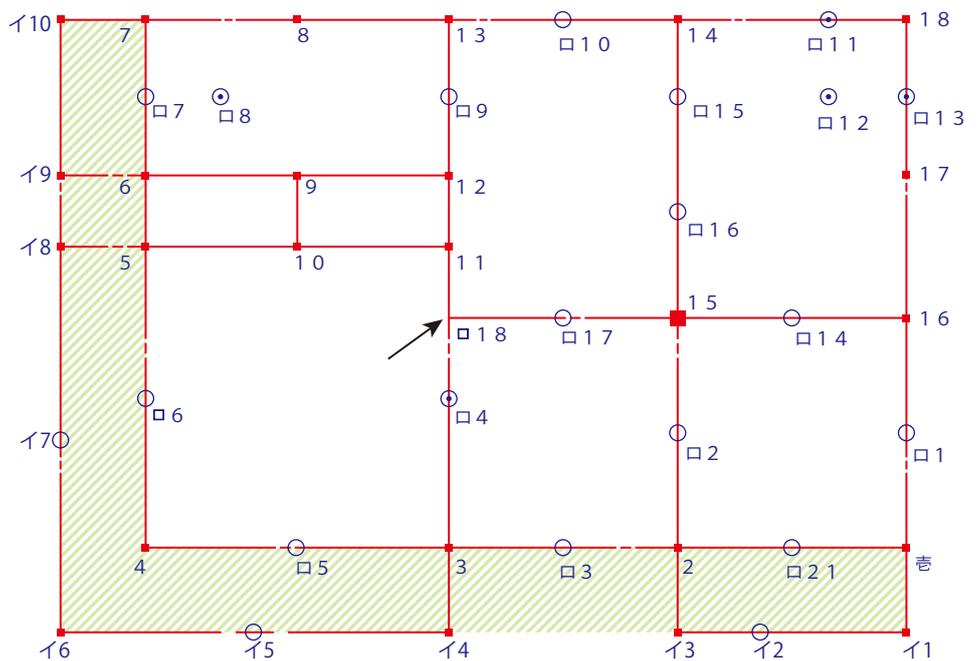
番号の振り方は担当棟梁の方法であるが、X、Y方向に、1、2、3・・・とか、い、ろ、は・・・と振られ、その交点の数字と文字で表現する方法が一般的であるが、ここでは、それと関係なく、連続番号となっている。

室の中間にある口8、口12については、屋根構造（入母屋）からくる隅木、その東のある位置を示している。柱15は大国柱となっている。

柱は番号だけ、下屋に係る柱には、「イ」が頭についている。束類には頭に「ロ」が付いている。梁に関する番号は頭が「ハ」を使っていることが判った。

特徴ある間取りとしては、表の間8帖（2軒）に対して、沖の間4.5帖（1.5軒）と接している。その為、間仕切り3～11間は表の間からは2軒巾4枚の襖に見えるが、沖間からは3枚、仏間からは1枚の襖と接している。この交点には柱は存在していない。襖～障子襖が直行に取合う。そうすると、3～11のナカジに口16～15のナカジが取合う形となる。この形式は〇〇で図を示した門脇家の帳場4.5帖～次ノ間3帖の取り合いと同じである。

軸組が交差するし、室を構成する四隅に必ずしも柱を建てないで室の用途を優先する工法は古からあったということが理解できる。



明治42年完成時の主屋復元図  
ハッチ部は下屋を示す  
柱15番は大国柱  
矢印部に柱は無い、束はある

## 2 仕口と番付



5番下と記入この位置は5-10間  
床框下に使用足固め



搬出される角材断面  
平角材以外は芯持ち材である



15と記入あり梁材  
15は大国柱を示す



足固め材継ぎ手・引独鉗  
車知はない  
数字があるが、読めない



口17（束材）番付  
口18～15に掛かるナカジ



足固め部柱元にて切断  
接手の為の欠損部が分る



上記の小口断面  
表の間は長押、仏間はナカジ見出し



建具が入ってなかったナカジに、後世に鴨居を付けて3枚障子引き違いとした矢印左は元からナカジに溝を切、2枚引き違いとしていた



梁～梁継ぎ手



仕口小口に柱番号を書き込む



梁～梁継ぎ手、長い仕口鎌接目地付



仕口が長ホゾのまま解体できた材  
番号あり（解読できない）  
ナカジの下に付け鴨居あり  
交差部のホゾ（欠損を少なくする）



上段の写真の側面（番号は解体図による）  
腰掛けが分る  
梁表面はマサカリ研り仕上げ



屋根下地梁  
矢印は束である「口ノ4前」



梁～垂木取り合い部  
折置組



屋根下地梁側面一番大きい梁『青木』あり  
地元では新築に当り、材を頂いた記念に  
名前を棟梁が記入



丸太梁～丸太梁交差部仕口「は2」  
ダボ60角  
「は」梁記号でありその2番



解体前「青木」の梁（番号は解体図）  
表の間の中央の位置  
京呂組



梁～柱（束）ホゾ 書き入れあり



折置組





柱3~11  
ナカジ (表の間~沖の間、仏間)



表の間、天井棹縁取り合い廻縁



廻縁コーナー部



束口16



軒桁取り合い束



上記拡大 芯墨あり



梁材へ4番付  
柱4に絡む梁頭記号へ



口9 (束材)



口の4前 (束材)



口10 (束材)  
仏間北面 ガラス欄間部 シブチ付



口18 (束材)  
表の間と沖の間の間、柱がない取り合い部  
欠込は表の間の長押



軒桁取り合い束



梁仕口（青木名入り梁）



表の間神棚部の棹縁



八4（梁）



西から5番目の棹縁  
同上棹縁の断面



棹縁見え係



軒桁取り帳場の棹縁  
沖の間・表の間とは違う力強い棹縁合い束

### 3 建物概要（構造・意匠）

#### 1) 構造

張間方向へ梁を架ける方式を2つ使い分けている。南面では、梁小口が外壁側へ出ない京呂組を使用し、北面では梁小口を出す折置組を使用している。部分保存品としてこの二つの仕口部を2か所ずつ保存した。それぞれ、一つは組合せを分解して展示し、一つは組んだままの状態で展示可能を考えた。



南面桁

その二つの組み方は地方により組み方というか、見えない部分が異なる。その為、組んだ状態とばらした状態が必要である。

現状大工による手刻みによる家造りが地方では残っているが、市中では機械による加工（プレカットと呼ばれている）が主流となっている。遠い未来



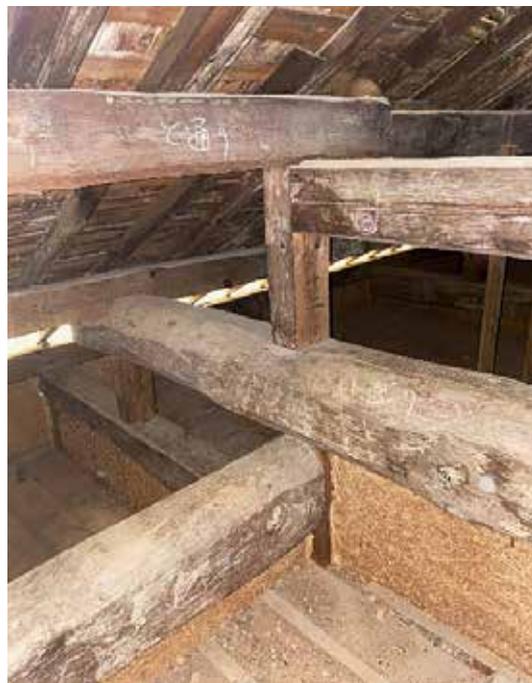
赤い ← 部梁小口折置組（北面）

ではなく、大工の手刻みは一般住宅では無くなる運命にあるだろう。伝統工法が失われた時には、伝統工法による家屋は解体されて失っている。勉強する物がなくなっている。明治後期、伝統工法を使った手刻みの部品であるが、実物を観て、触れて研究が可能になることを願っている。

屋根裏西面、梁を数段に架けている。屋根野地は竹野地（割った竹の面皮の部分を使用）を縦横に編んでいる。梁を数段組むのは伝統工法である。



西妻面内部側



増築部取り合い部



矢印部は増築前東面が入母屋  
であり隅木が入っていた処

上の写真は当初建築は屋根形式を西面東面共に入母屋としていた痕跡である。西面は下屋を持つ形式であったが、東面は下屋を持たない入母屋であった。板図では（7-1参照）ロ12記号の東の記入が隅木に掛かる束である。



赤の矢印は当初建築の竹野地板である。黒の矢印はウシ梁と東増築の際の腰掛仕口。ここにも入母屋の壁痕跡がある。このことから、入母屋妻面は土壁でなく、板壁であり、壁より梁小口を出す工法であったことが分かる。



赤矢印は当初建築の梁。腰掛として継いでいる梁が東側増築梁である。黒の矢印は当初東面入母屋壁の位置痕跡であり、土壁でないことが分かる。



赤い矢印は隅木の痕跡。黒の矢印は増築の際、当初建東端部の屋根裏を土壁塗りとしている。これは増築部が全て土間で釜屋の機能を持っていた為である。



大国柱屋根裏。東西方向、南北方向ともに多段組となっている。



西面入母屋付近、北隅部、屋根裏が板野地になっている部分は補修した後。

右写真は  
 西から東を見ている。番号は解体図参照。  
 赤矢印は床の間脇棚の天井  
 黒矢印は表の間と仏間の間の壁  
 青矢印は柱12番（板図）位置となる。番号12のある材は束材（位置が同じであるから束も12と書いている）



西妻面、入母屋下面 野地板に修理の跡がある。  
 右端に入母屋隅木がみえる。  
 下の写真の赤丸の内部側





ち通と6通交差部（北側）（解体図参照）  
この梁位置に入母屋妻面がある位置  
屋根裏は手前が当初野地、梁の向こうは増築時に  
入母屋から切妻に変更した野地板



竹組野地板



15通り西面入母屋部多段梁（2，3，4）



2通り東面妻面  
赤矢印部は土壁、釜場に近い壁  
黒矢印は転用板であり、元の釘穴から  
雨が入った痕跡



付属屋蔵が入りこんだ部分の解体から出た板である。端に大阪丸囲み三がある。大阪からの荷物を受けたのか、その板を再利用していたか？



壁中の貫材  
6下（6番柱の下の貫）



この部分は付属屋と主屋が入り込んでいた部分（矢印上）左の丸い柱の足元にホゾがある。同時に主屋の柱1番にも同じ高さに框当りが存在する。解体時には水屋が置いてあった。主屋と付属屋2階の取り合い工事が終わった後は蔵部分には台をしていた。東増築部全体が土間であったため、水屋などの家具を置く台が必要であったと思われる。

文化財指定前はこの土間は全体として床を設置していた。柱1に框の当りは上がり框が設置されていたと思われる。当初あった水屋の台は床を張る際に撤去されたものと思われる。



口17束材



口18束材



梁表面はマサカリ研仕上げ  
石加工



犬走りコーナー部（表の間縁の外）  
コーナー部は一体の石となっている



巨大な石踏み石？（表の間）



下屋部の柱基礎は加工された石



井戸の横にも巨大石、薄く広い石  
石の種類は表の間の外と同じ種類の石



自然式の基礎石、柱部は水平にツツキ仕上  
柱番号あり

石加工を誰が行ったか記録は残っていないが、記録帳から石工の職方が入っている。

## 2) 意匠と生活



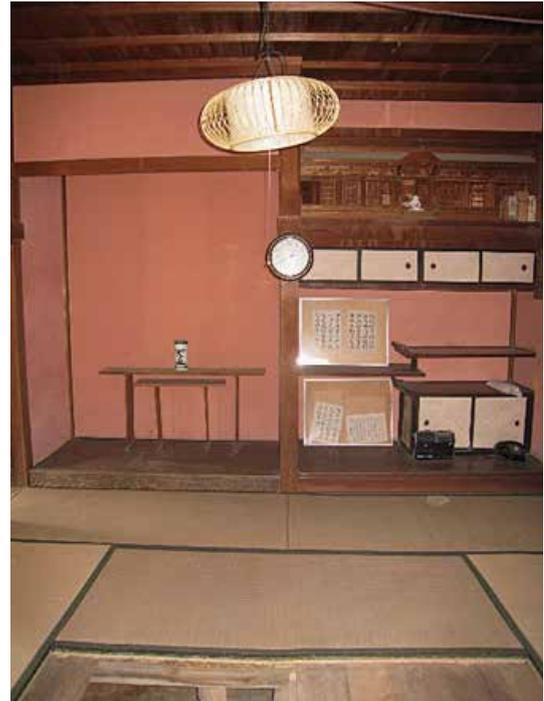
式台

下屋部分に入り込んだ式台となっている。両袖壁は瓦と漆喰によるナマコ壁を腰壁としている。上は漆喰である。式台下は引き違い板戸となっている。湿気の強い時期には開けて床下の通気をよくする工夫と来客の下駄を床下へ収納も可能であった。

赤い矢印は1.5軒を引き分け戸となっている。一番外に舞良戸次に雨戸、その中に障子、一番内側に溝が1本あるが、建具は残っていなかった。簀戸（夏場風通しのある戸）と思われる。



正面  
雨戸を閉めた処  
下屋桁下は組欄間



表の間 床の間、脇棚

広さは8帖である。南と西に縁があり、障子を外すと、12.5帖の広さとなる。祝いの席では、そのようにして広さを確保していた。北面に2軒の床の間、1軒の床框付の床の間と間の壁には腰欄間、脇棚は違い棚と、上に神棚のある立派な床の間である。床框については、解体の際に分かったが、銘木を2mm程度の薄い銘木を張った床框であった。その当時、接着剤はなにを使用していたか、不思議な框であった。一応保存部品としておいた。

縁側に書院はなく、表の間としては武家屋敷風ではない。縁側奥に0.5軒の収納がある。この扉の裏には、古い新聞が張っており、その上からトタン板を張ってあった。このトタン板は青色（表）であったが、新築の際に、トタン板を購入してあり、その時のトタン板であろう。軒樋はこのトタンを切断し、折って作った。当初の軒受け金物は残っていないので、受け金物の詳細は不明である。記録にはトタンと書かれているが、樋は銅板を使用した可能性もある。金属板の総称としてトタンと書いた可能性である。

表の間、縁、沖の間の壁はベンガラ（この地方では紅がらという）仕上げ、木部との取り合いはシブイチ（黒の漆）と呼ばれる壁見切り縁を打ちまわしている。この表の間の天井板、棹縁は華奢に仕上げ

である。縁は雨戸したかない、雨戸を開けると座敷の障子が見え、外からみても立派な屋敷構えであった。その縁の天井のデザインも表の間に合わせてあった。桁に杉の根付丸太が交差している部分であるので、武家屋敷とは違って、農村文化といえる。毎日、縁の雨戸を開け、縁の床の拭き掃除をするのは、この家の日課であった。

それ他の室は、言葉でいうと質実剛健を旨とする仕上げとなっている。

#### 沖の間

表の間と同じ仕上げとなっている。異なるのは襖にある。表の間の襖には、書道家による〇〇が1枚に2枚貼られており、周囲の意匠も表の間に相応しい襖柄が選ばれていた。

沖の間は書道家による書はなかったのではないかと思うが、これはまだ調査されていない。沖の間正面は仏間との仕切りとなる。ここの襖は下の写真にあるように、上半分が障子、下半分が襖となっている。これは仏間の北欄間にガラスの嵌め殺し窓となっており、北面からの十分な高い位置の光が差し込んできて、沖の間を暗くしない工夫となっている。写真の腰部分は当初襖ではない。後世に張り替えている。枠は漆仕上げとなっている。

北の光を取り入れる工夫は明治の文化である。



沖の間北面の襖

この沖の間の床下には大きな芋坪がある。沖の間の東側は土間であることから、床と土間の間にある板を外して、芋をそのまま放り込むことができたそうである。中から出すときには、沖の間の畳を外して、必要な分を取り出す生活であった。後に土間をタタミに改装した頃から芋坪としては使用していなかった。その代わり、付属屋の1階には大きな芋坪が2つあった。こちらの芋坪は土間を掘って作ったもので、上に板を置いて土間として使用していた。

#### 帳場

帳場の西北角は大国柱である。土間の広さは6帖である。ツシ2階が存在する土間となっている。

帳場の東面は1軒巾の襖が2か所であった。この襖は東側増築の際に障子から襖に変更されたものであるが、北1軒巾はナカジに溝がある。その次の1軒のナカジには溝がなく、紐を釘打ちして溝を作っていた。当時の外部側に、雨戸の痕跡が無く、この位置がどういう目的であったか、不明である。

例1) 大工が溝を切るのを忘れた。

例2) 壁にする予定が建具となった。但し貫の痕跡はない。

例3) 差し掛けのようなものが外部に設置されていた。等が考えられる。溝を形成する紐の跡の木材が汚れていないことから、後から建具としたのではなく、当初から建具であったことが分かる。



帳場東面西1軒の建具跡

右矢印は建具用の紐である。左矢印はそれを除いた処である。跡の木材に生活感がない。下の矢印には、紐の痕跡があり、その部分の柱面にも生活感が

ない。何故か、当初建具より高く、その高さに増築部が揃っている。



元土間を4.5帖に改造

6帖の土間を4.5帖の畳の間と1.5帖の土間（上がり部）に改装している。この写真にも土間面にコブコブが見える。

囲炉裏ではないかと考えていたが、この地域では、堀こたつとしていたと聞き取りができた。夏場は板を敷くか、タタミとしていたとのことである。周囲は石でなく、赤レンガを使用している。

茂久治氏が亡くなった後、木炭の事業からは撤退しており、土間と帳場の役目の空間は生活の場になってきた。

#### 仏間

広さ6帖の中に仏壇を1.5軒巾を造り付けとしていた。中央に仏壇、両サイドは飾り棚か収納になっていた。高さはナカジの高さから笠木がついていた。

後の時代になって、西から1軒の襖引き違いと残りを仏壇とした。その際、当初の仏壇に使っていた欄間（両面）開き障子等をそのまま使用した。襖の巾を改装当時の巾一杯を使ったが、当初の1軒と比較して狭かった。それで、仏壇の欄間と障子が中途半端になったが、そのまま使用したようだ。きっと当時の有名な絵師によるものではなかったろうか。

茂久治氏が亡くなった後、木炭の事業からは撤退しており、土間と帳場の役目の空間は生活の場になってきた。

押入の奥行は深くなって、布団などを入れるのに丁度となった。北からの光はそのまま残った。



蔵の中にのこされている絵と文字が書かれた扉。この扉は仏間に使用されていた扉と思われる。絵師の名前が同じである。寸法は幅430mm×高さ930mm見込み30mm絵師：露水之画とある。（仏間の欄間と同じ）

## 第8章 跡地の活用提案

### 1 活用について

四万十川はその豊かな自然を中心に、水、川、動物、植物、沈下橋などに関する数多くの本が出版されている。最近では川沿いスポーツも盛んである。

平成21年には国選定重要文化的景観として以下の区域が選定されている。（四万十町関連）

1. 「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」平成21年2月12日
2. 「四万十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来」平成21年2月12日
4. 「四万十川流域の文化的景観 上流域の山村と棚田」平成21年2月12日
5. 「四万十川流域の文化的景観 源流域の山村」平成21年2月12日追加平成24年
6. 「四万十川流域の文化的景観 中流域の農山村と流通・往来」平成21年2月12日追加平成23年

四万十川関連としては以上5か所の選定を受けている。大井川地区は6. の四万十川流域の中流域に該当するが、四万十川に直接、接していないことが大きな特徴といえる。

庄屋屋敷中平家屋敷は歴史があり、この地が文化財に由来する地であることは変わらない。この位置を活かした活用提案を検討した。

※3は四万十町に該当していない

### 2 NHK「ブラタモリ」

2020年2月、2回に渡り放送されたTV番組ブラタモリ。#154 四万十川～“最後の清流”に隠された秘密とは！？～ #155 四万十川・源流へ～“最後の清流”に隠された秘密とは！？～の2週連続であった。

番組は四万十川の源流域、中流域、下流域その特徴を解りやすく映像化している。

中流域では蛇行する四万十川の特徴である現在の蛇行する川と、その昔（100万年前といわれる）蛇行していた跡の集落が紹介された。その昔蛇行していた川の跡に生まれた集落こそ、大井川区域である。蛇行がなくなった後は豊かな穀倉地域となっている。

この映像は住民にとって「びっくり」であった。四万十川といえば、川本体、沈下橋など、自然、川

を紹介する番組は沢山創られてきた。「ブラタモリ」は違っていった。昔の四万十川、それも100万年前の四万十川として紹介してくれたのである。

科学的調査も実施されている。筑波大学陸行環境センター報告として「四万十川中流の穿入蛇行の成り立ち」で詳しく書かれている。

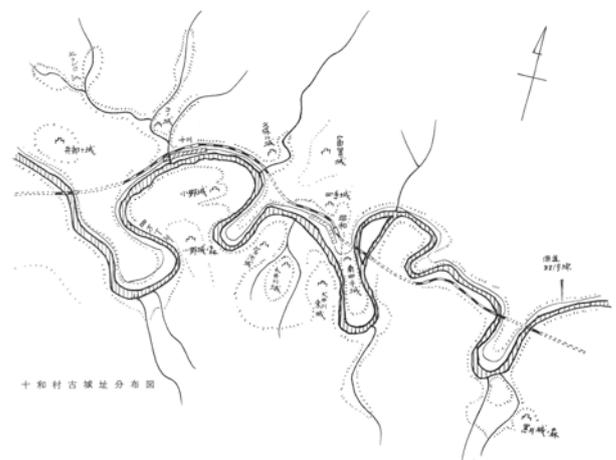


昭和大橋付近の川底に、岩群があり穿入蛇行の跡をみることができる

### 3 中世の古城址と蛇行する四万十川

参考資料「中世古城址調査図 岡本邦雄編」

大井川周辺には13の古城がある。



「中世古城址調査図」より

東から黒川城ノ森、南四手城、四手城、大井川東城、大井川城、宮添城、野城ノ森、小野城、富賀城、久保川城、コノ城、兵部ケ城、上コジロ以上13の古城址がある。古城の図にも四万十川の蛇行の不思議が現れている。ここでも大井川が中心位置である。

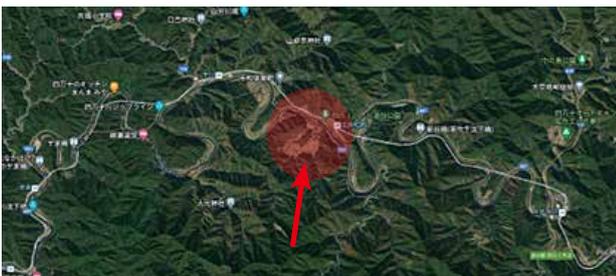


大井川城址



正面は宮添城山  
昭和大橋左岸位置

古城の山は昔のままの姿である。



航空写真丸印部が大井川地区  
中流域の蛇行

#### 4 跡地の活用提案として

活用を行う主体は行政だけとは限らない。鉄道を移動とする観光と学習を組み込んだ旅行は最近中高年を中心に脚光をあびている。

十和地区は“おかみさん”達による食の楽しみのある地域でもある。

100万年前の四万十川、古城、中世の歴史、江戸時代の歴史、山を元とした産業と盛り沢山に詰まっ

た地域こそ、国選定重要文化的景観中流域といえる。

その丁度中心位置となるのが、ここ大井川である。大井川城址の足元を廻る。川が無くなった後に山から川へ土や砂利、岩が流れ込み、河岸段丘がそのまま残った場所、丘がそのまま川へ滑ってきたのではないかという場所もある。小さい川が今もある地域もある。どこが元川か想像するのは、大変楽しい。そして、中平家屋敷地（まだ蔵はあるが）で大井川を展望し、休憩を行う。そこが中島と呼ばれた位置。そこにある歴史。年中を通じて緑豊かである大井川を望み、その昔四万十川が流れていたのを感じてもらおう。

魅力溢れる四万十川の新たな顔として、学習旅行の可能性を感じる。

## 第9章 保存部品

### 1 保存部材一覧表

	部 材	位 置	備 考
1	瓦	東鬼瓦	5個
2	〃	西鬼瓦	7個
3	〃	南鬼瓦	7個
4	〃	北下り鬼瓦	3個
5	〃	北隅鬼瓦	3個
6	〃	庇鬼瓦	3個
7	空白		
8	梁・桁木組み	ろ八	1組
9	〃	ろ十一	1組
10	〃	り八	1組
11	〃	り十一	1組
12	その他木材		5個
13	廻縁	表座敷、床の間	3個
14	長押	表座敷	2個
15	バトミントン	ツシ2階	日付あり
16	隅束	南～西隅	1個
17	欄間	床の間脇欄間	1個
18	神棚欄間	昔の神棚転用仏間	1個
19	床の間脇棚	筆返し	1個
20	長押釘隠し	表座敷円	2個
21	銅打ち出し茶たく		6個
22	ガイシ	引込部	2個
23	名入り小皿		6枚
24	名入りおちょこ		1個
25	床框張り材破片	表座敷床の間	1辺
26	井戸の屋根	セメント瓦（ドイツ瓦）	1個
27	襖下張り	大正期増築部襖1枚	2冊
28	舞良戸裏張り	新聞	1冊

## 2 保存部品の説明

中平家の様々な処に大工の手仕事、愛媛の雰囲気のある瓦、などを保存することができた。いつか、大工の手仕事が一般的でなくなった際には、貴重な資料となるはずである。

見学だけでなく、建築を学ぶ人たちに、スケッチや原寸採寸などの実施教育に利用できる。複雑な形をした根付丸太を90度にかみ合わせ、下屋の軒桁とする技など、間もなくこれができる大工は消えると思われる。



主屋鬼瓦+帆の形の鳥伏間付

中央に鳥が羽ばたいている。屋根をシートで覆った時か、その後か、羽が双方とも折れている。幸い折れた先は確保できた。



中央には中平家の家紋丸に横一。隅棟鬼瓦(南面)鬼の後ろには、船の帆のような造りとなっている。



同じく隅下り棟(北面)の鬼瓦。こちらは中平家の家紋ではなく、栗である。



鬼瓦南下り棟 お宝の袋を丈夫な縄紐にてくくっている。(お宝が減らないように)



主屋大屋根入母屋南隅下鬼瓦。こちらは甕に入ったお宝が表現されている。



主屋大屋根入母屋北隅鬼瓦。中平家家紋入り。



軒先瓦



三角冠瓦



棟ノシ瓦角棧伏間瓦



角棧伏間瓦



同じく棟ノシ瓦上から



同じく重なりが右にも左にもついている  
両棧伏間瓦



平瓦 重なりが深い



表の間、脇棚部二重廻縁



長押のある沖の間、表の間と長押のないナカジの造作



仏間とその東側の間  
棹縁 表の間の材料の違いが分かる



表の間、沖の間に使用していた、棹縁断面



檼の木の込栓



下屋隅部のそり



長押材 木目が細かい材



下屋隅梁の小口、銅板化粧包み



長押出隅部（床の間～脇棚部）



同上の小口



床の間の脇棚（材質 樅）



漁具の台か。手作り  
 (2個あるのではなく、右は影)  
 明治44年旧5月29日西上山村大井川  
 中平角次と記されている

『中平角次の名前に見覚えがありました。旧大井川小学校の土地を家督相続で受けた10名の一人。名前が出ているのが中平角次でした。しかし墓所には名前がないことから、中平家ではなく、中平家の縁者であろうか。誰かが借りたままになってしまったか、主屋のツシに収納されていた。』



表の間、床の間の脇欄間 (表面)



仏間欄間 (表面)



仏間欄間 (裏面)



露水之画

同じ名がある扉が蔵に保存されている。



表の間脇棚、筆返し



ガイシ



長押釘隠し



銅板からタタキ出した茶托  
相当に重い



中平家の家紋入りの小皿とおちよこ  
家紋は藍色、その周りに金文字で大井川



床框の表面材（タガヤサンか）

床の間框は表面を2面貼ってあった素材建築当時に張り物が存在したことが不思議である。接着材は一体なにか？今では張り物は普通であるが、当時は新しい流行りであったのだろうか？



裏面にマーク有ドイツ瓦と呼ばれている

仮保管場所は旧昭和中学校家庭科室



表の間の面に使用されていた襖、その他の襖の下張りとして大福帳が使用されている。それらの解析は今後の研究に委ねたい。この襖は右と左と字が異なることから、書家による漢詩を題材に襖に仕立てたと思われる。書の内容、作者等も今後の研究に委ねたい。



# 第10章 図面



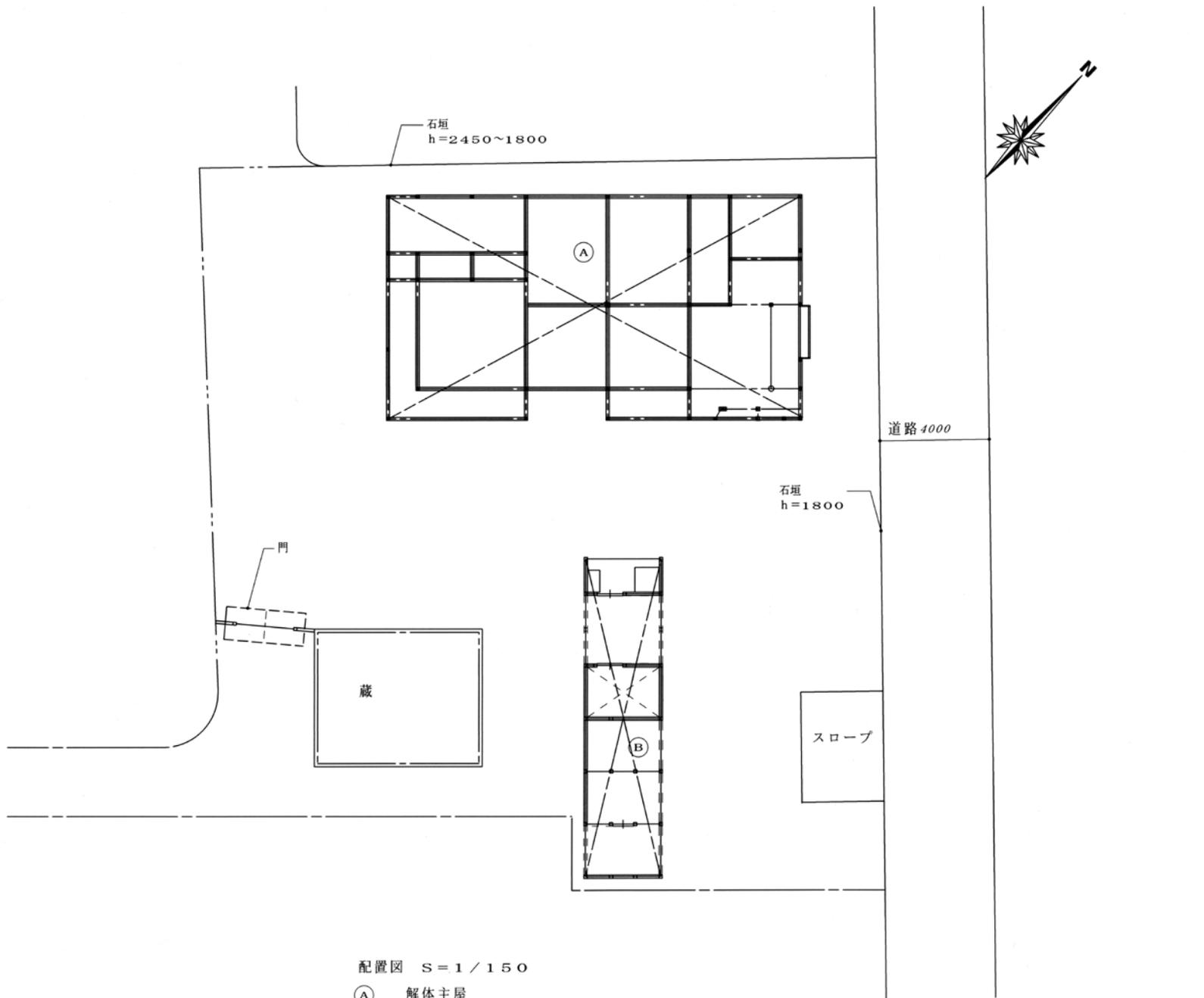
付近案内図

住所：四万十町大井川字駄場782番2



拡大写真

中平家屋敷記録保存調査	
付近案内図	
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



配置図 S=1/150

- Ⓐ 解体主屋
- Ⓑ 解体付属屋 木小屋



中平家屋敷記録保存調査	
配置図	S=1/150
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	

外部仕上げ表

屋根：割竹野地+土+日本瓦+塩ビシート覆い（勾配165/300）	① い～ろ：下見板張り	8～11：上部漆喰、窓下小波鉄板
下屋根：杉化粧野地板+日本瓦+壁取合い瓦水返し（漆喰丸面押え2段）（勾配135/300）	ろ～は：アルミ開き戸、アリ壁土壁	11～16：上部板張り、下下見板張り、部分漆喰
軒樋：塩ビ丸型	は～ほ：出窓下ブロックモルタル押え	い通 1～4：下見板張り、ササラ押え
壁樋：塩ビ60φ	ほ～り：腰ブロックモルタル押え、板張り内部土壁	
壁大屋根～下屋根間：漆喰壁	り通 1～5：腰ブロックモルタル押え、上部板張り、部分小波鉄板	
床下取合い：板ケンドン	5～8：腰小波鉄板、上板、漆喰	下屋根は一部アスファルトルーフィングの施工の施工あり（修繕の後あとか）

内部仕上げ表

室名	床	壁	天井	天井高さ	備考
式台	板	漆喰、	棹縁天井		なまこ壁、漆喰
沖の間（4.5帖）	畳	漆喰、	棹縁天井	2930	床下いもつぼ、長押
表の間（8帖）	畳	漆喰、	棹縁天井	2985	長押
床の間	銘木板	ベンガラ漆喰	棹縁天井	2885	
脇棚	銘木板	ベンガラ漆喰	棹縁天井	2885	神棚
縁	縁甲板	ベンガラ漆喰	棹縁天井	2120	
入	板	漆喰	板	2100	中棚
踏込（土間）	三和土	漆喰	板張り	2463	
茶の間（4.5帖）	畳	漆喰	つし床下地見出し板	2020	囲炉裏
6帖	畳	漆喰	棹縁天井	2710	
仏壇の間	フローリング	漆喰	棹縁天井	2700	家具として後付
入	（ラ）ベニヤ	（ラ）ベニヤ	（ラ）ベニヤ	1800	家具として後付
仏	（ラ）ベニヤ	（ラ）ベニヤ	（ラ）ベニヤ	1800	
釜場（土間）	三和土	漆喰、モルタル、板	つし床板見出し、下屋根野地板見出し	2365	ステンレス流し台
脱衣室	フローリング	漆喰	（旧）棹縁天井	2720	
浴室	タイル	100角タイル	吹付タイル	2084	旧炊き口あり
小便所	CF張り	プリントベニヤ	（ラ）ベニヤ	1800	後の改造
和便所	CF張り	プリントベニヤ	（ラ）ベニヤ	1800	後の改造
外便所	モルタル、	プリントベニヤ	（ラ）ベニヤ	2000	後の改造
廊下（便所前室）	フローリング	漆喰	棹縁天井	2460	後の改造

中平家屋敷記録保存調査

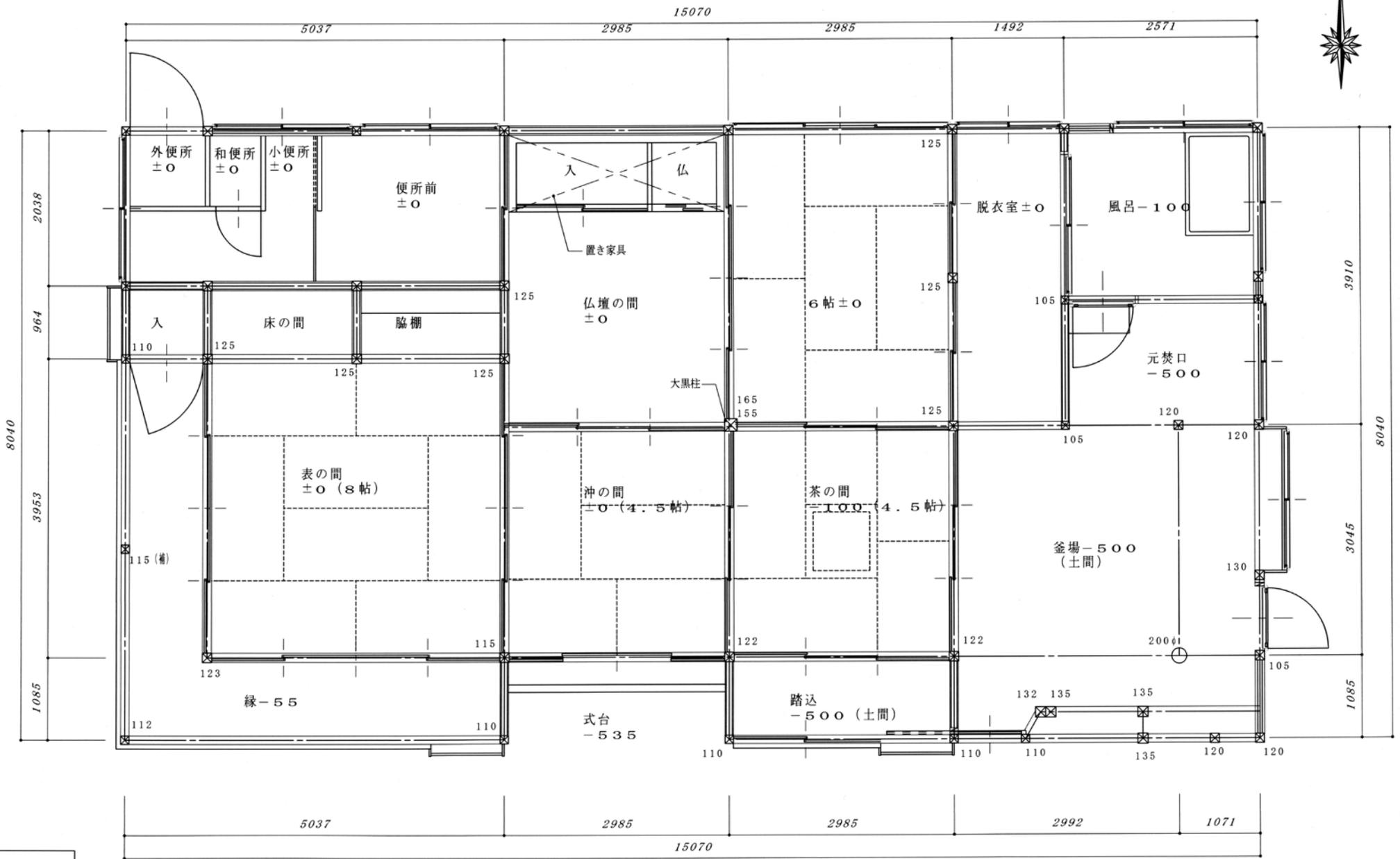
解体時 仕上表

一般社団法人 歴史的建築物文化研究会

16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

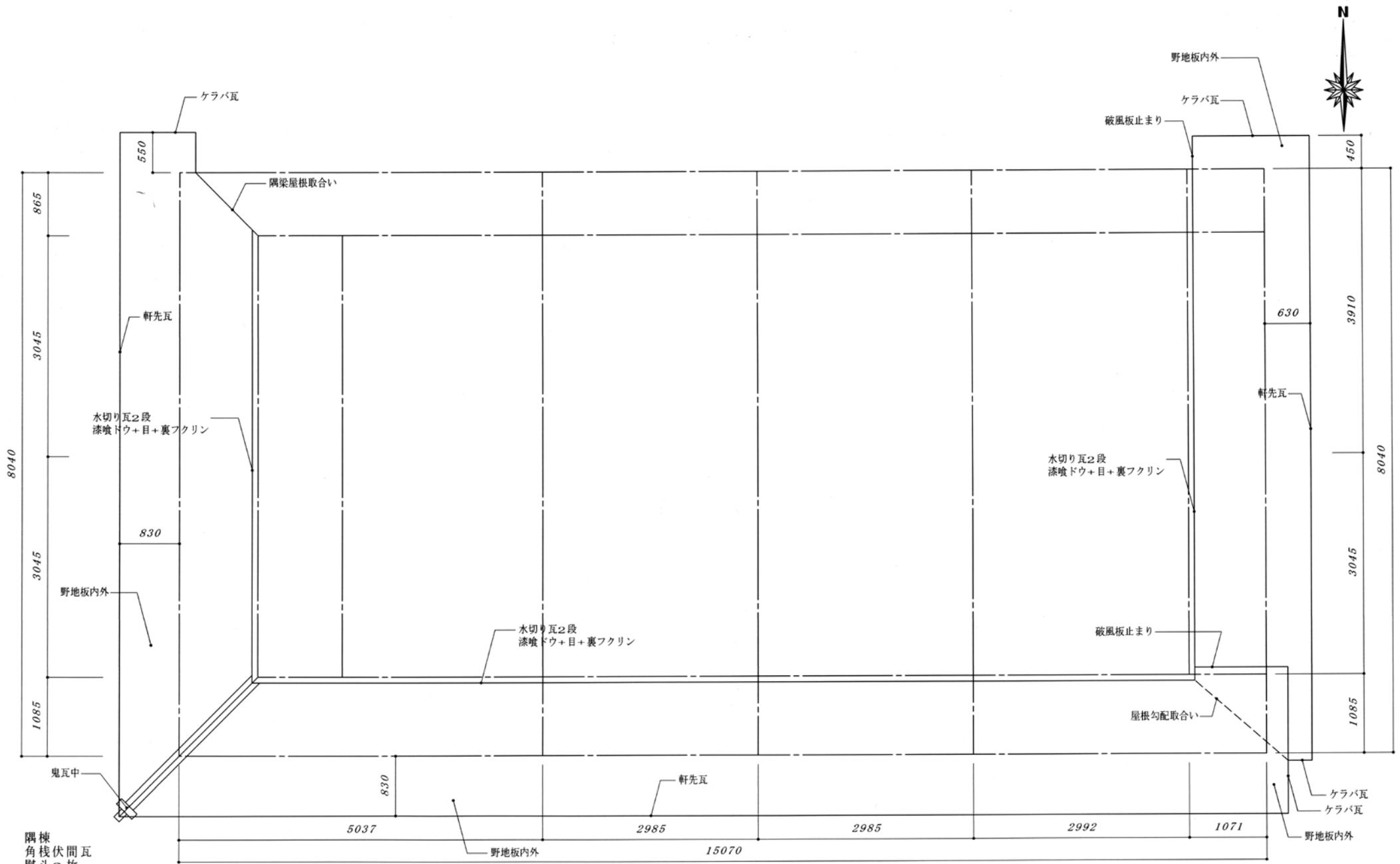


り  
ち  
と  
へ  
ほ  
に  
は  
ろ  
い



柱寸法  
1 段書は角材  
2 段書は1段=東西  
2段=南北

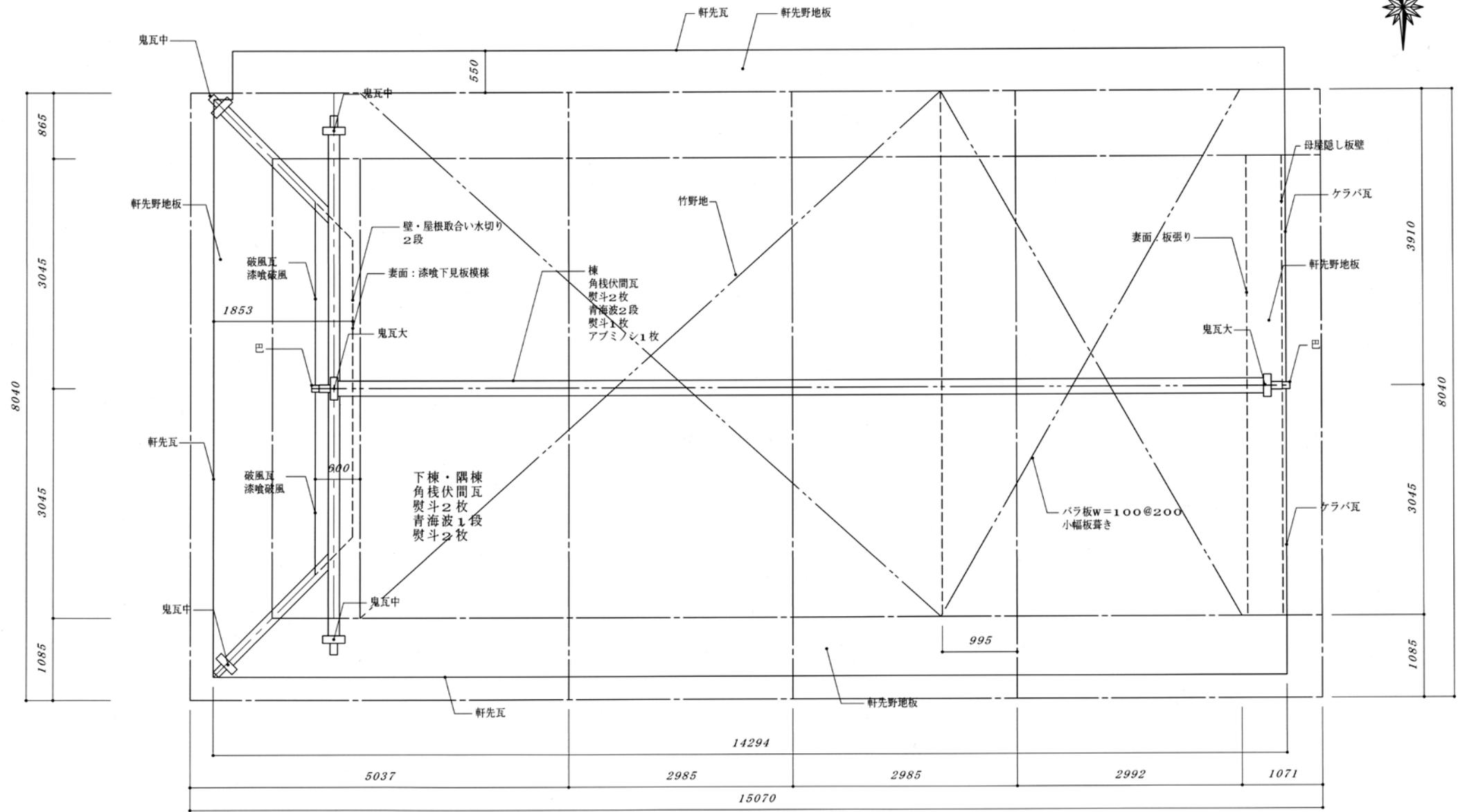
中平家屋敷記録保存調査  
解体時1階平面図 S=1/100  
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会



隅棟  
角棧伏間瓦  
熨斗2枚  
青海波1段  
熨斗2枚

中平家屋敷記録保存調査	
解体時下屋平面図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



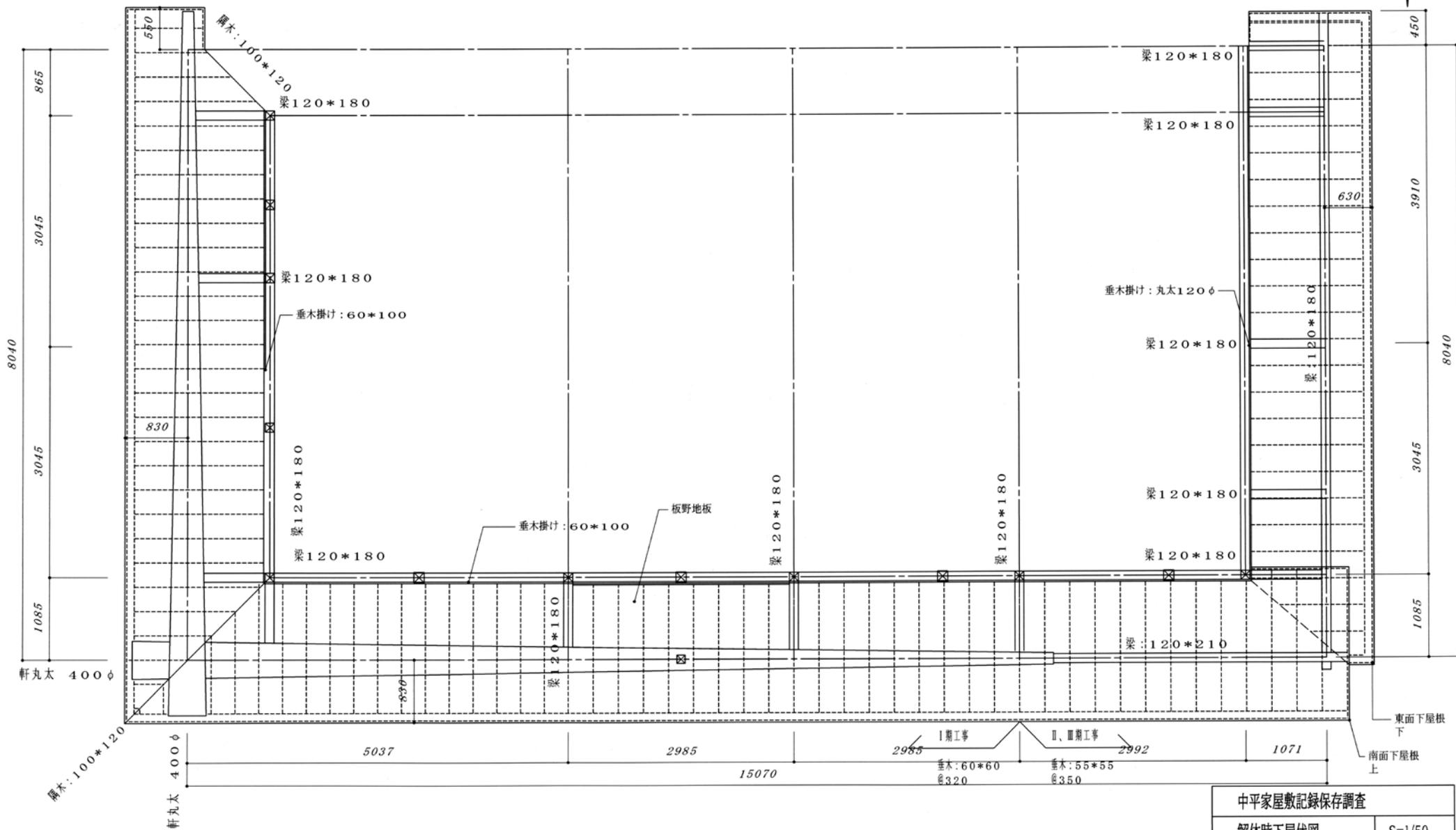


中平家屋敷記録保存調査	
解体時 屋根平面図	S=1/50
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	





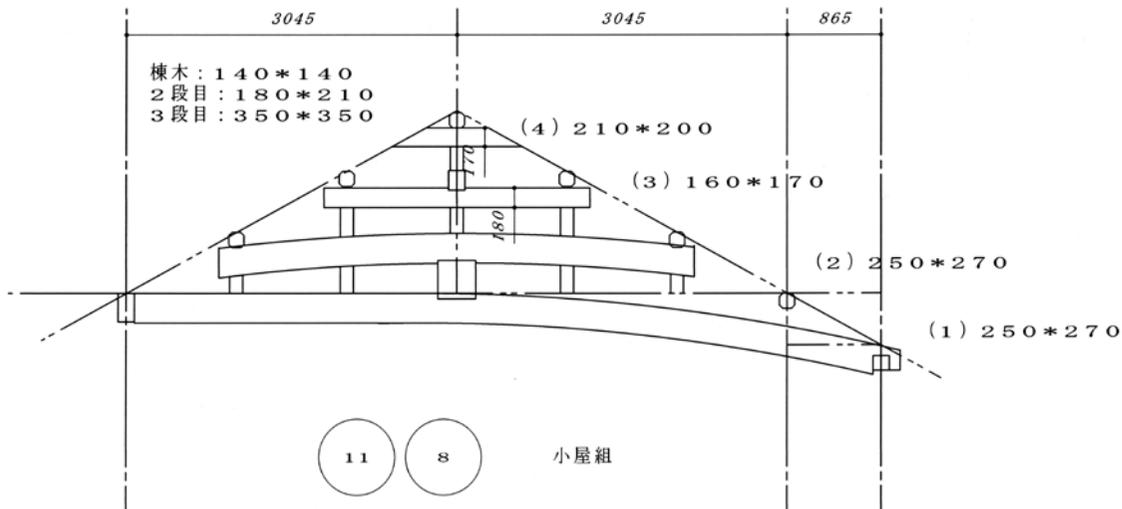
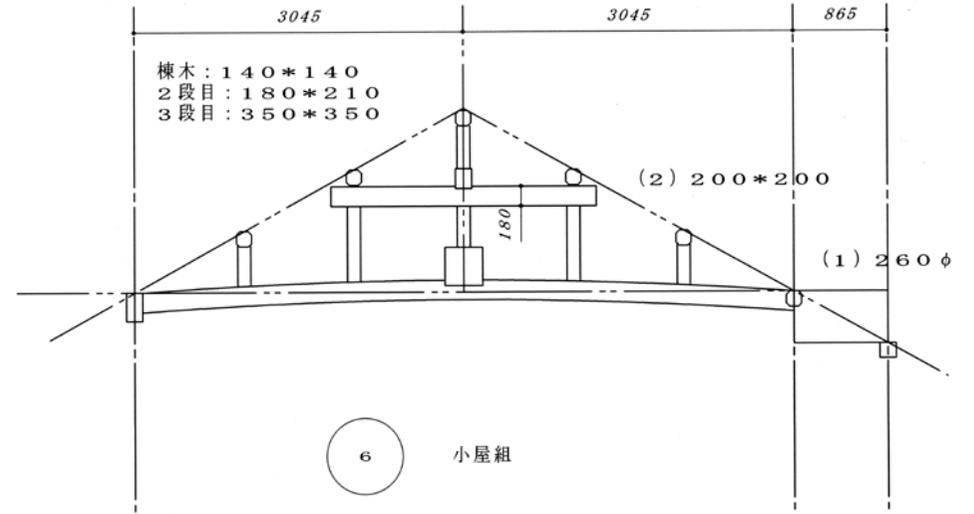
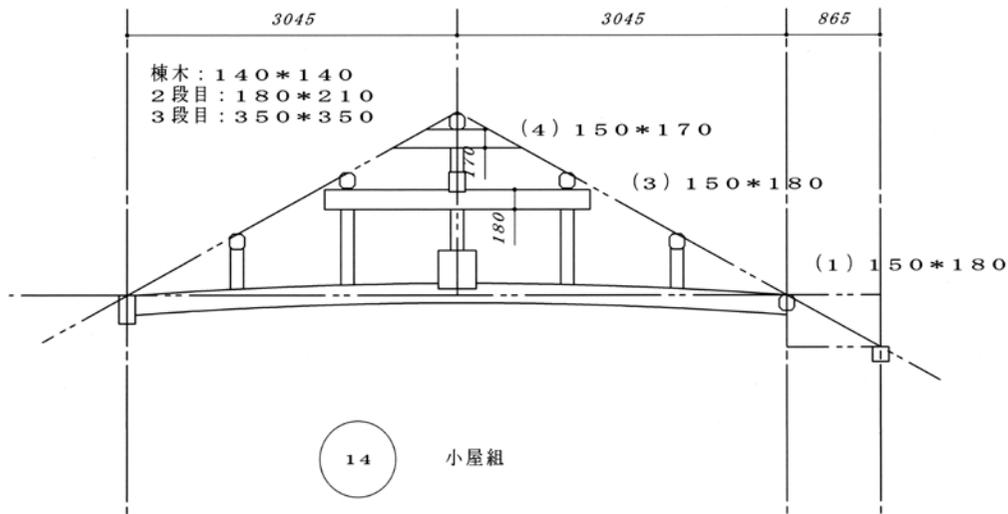




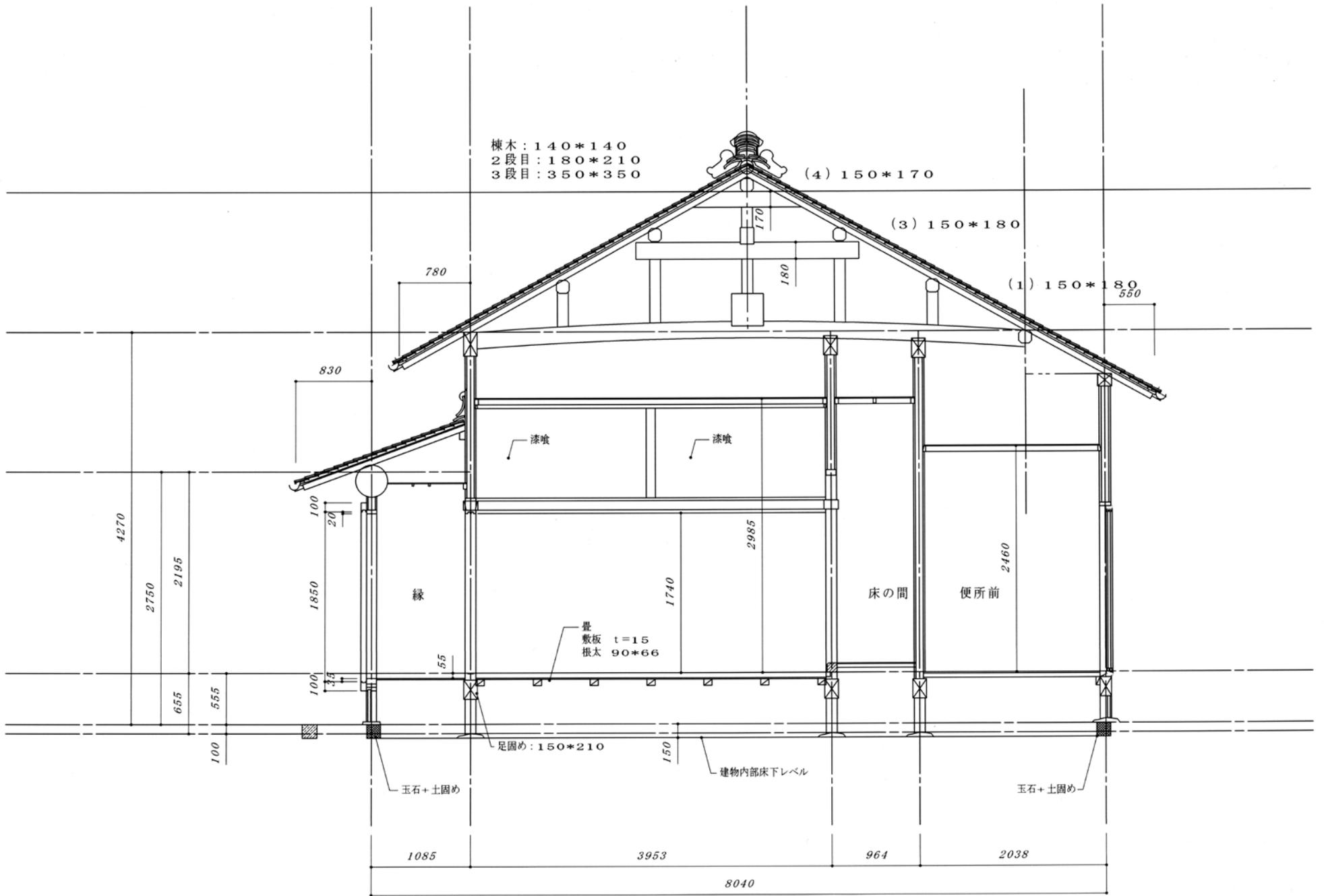
中平家屋敷記録保存調査	
解体時下屋伏図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	





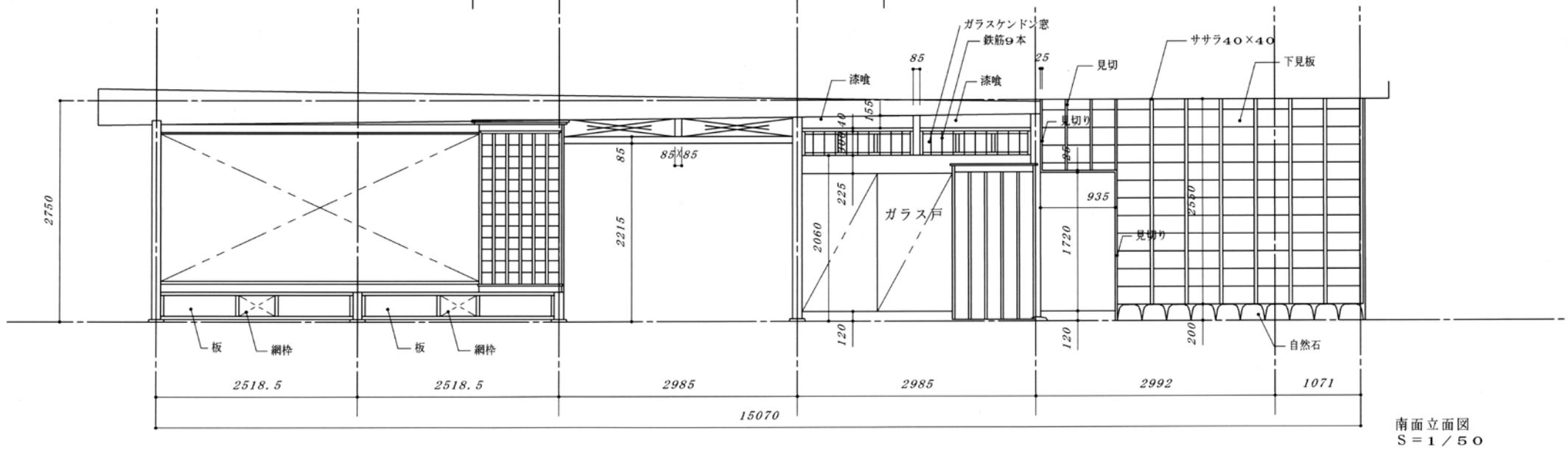
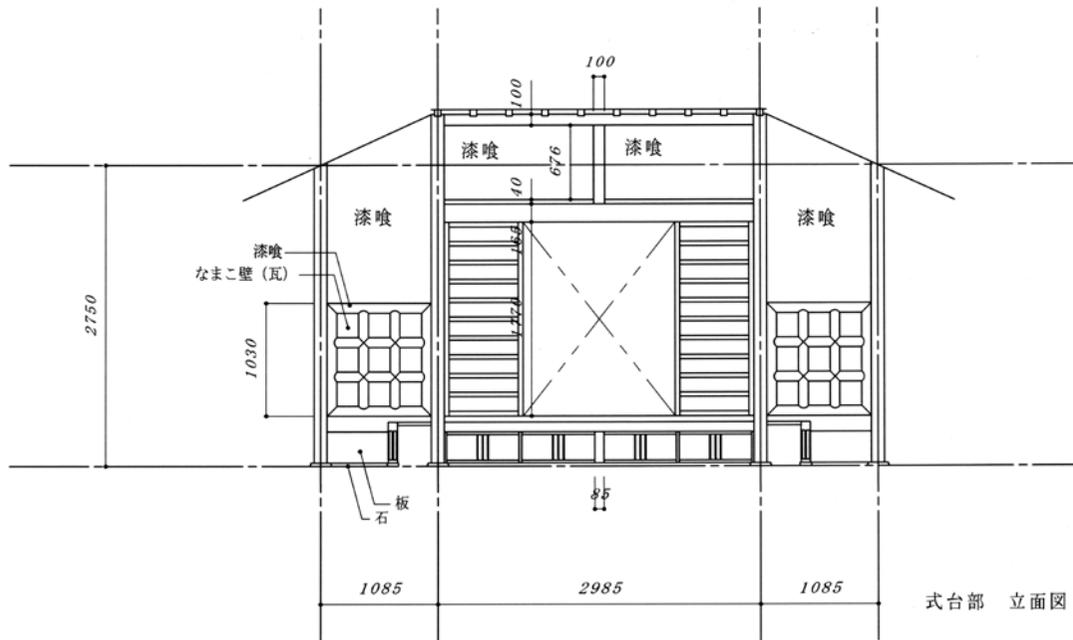


中平家屋敷記録保存調査	
解体時 小屋組	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	

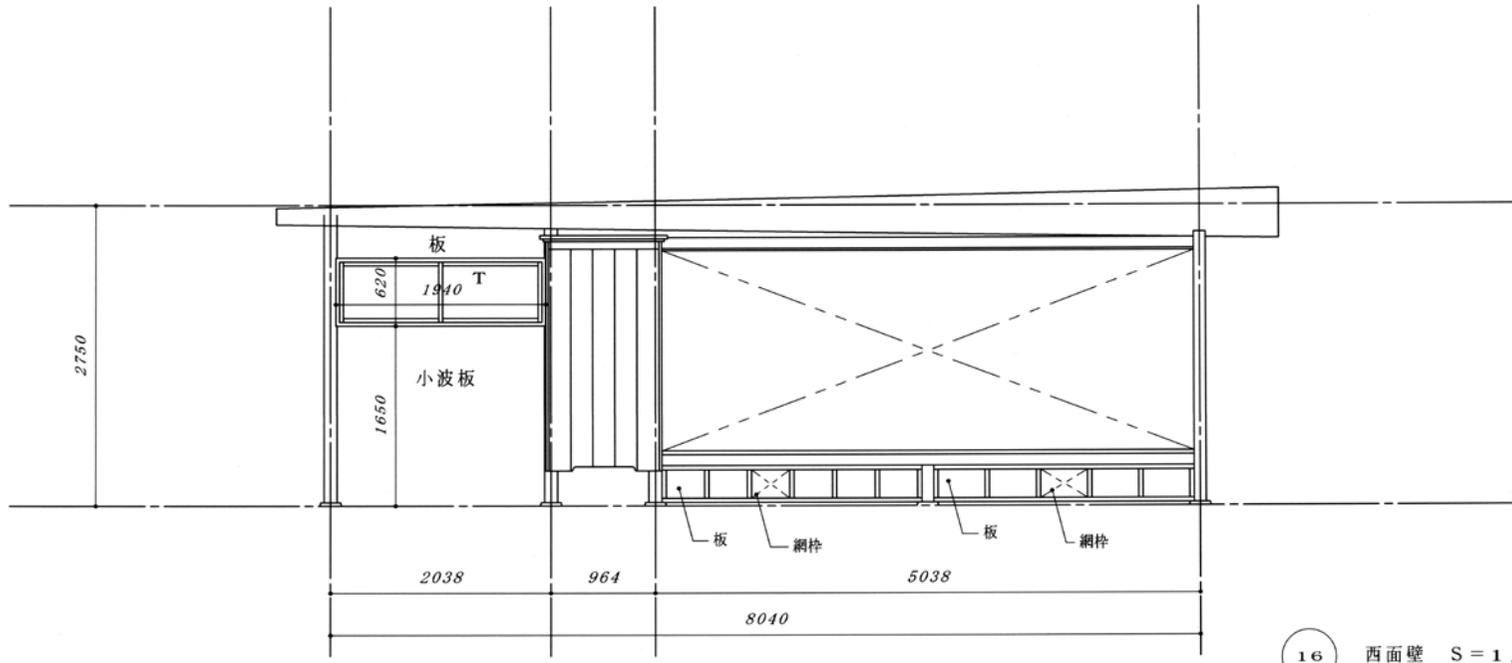


中平家屋敷記録保存調査	
解体時・矩形図	S=1/50
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	

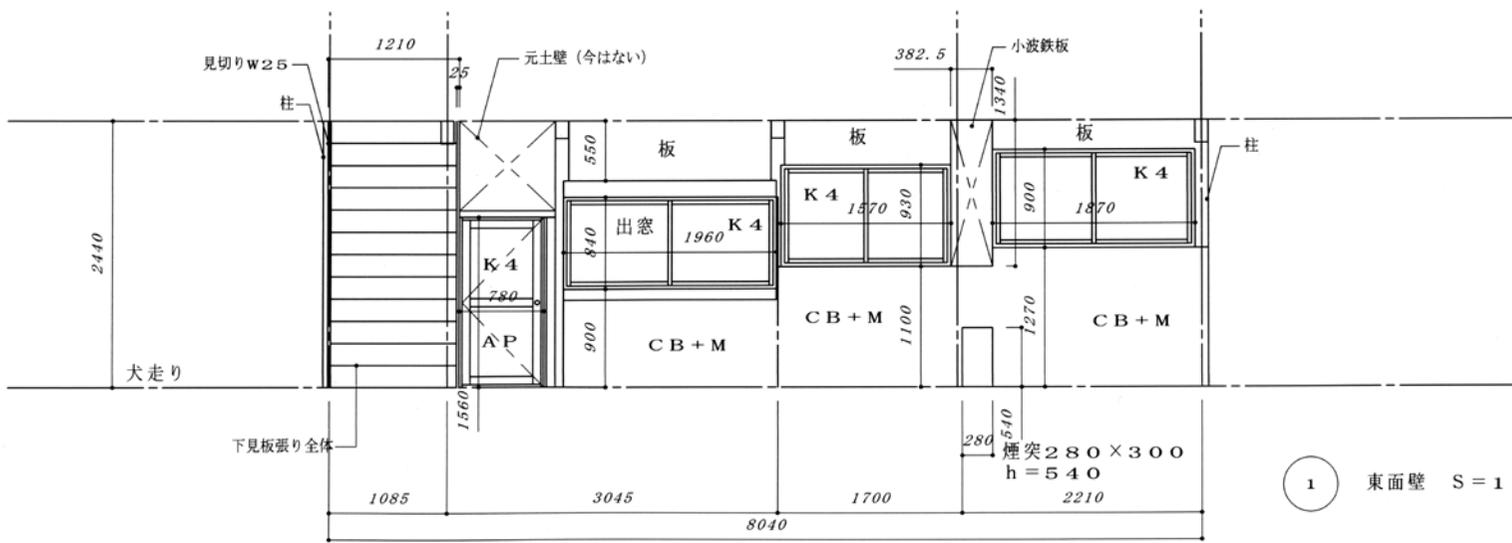




中平家屋敷記録保存調査	
解体時 南面壁立面図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



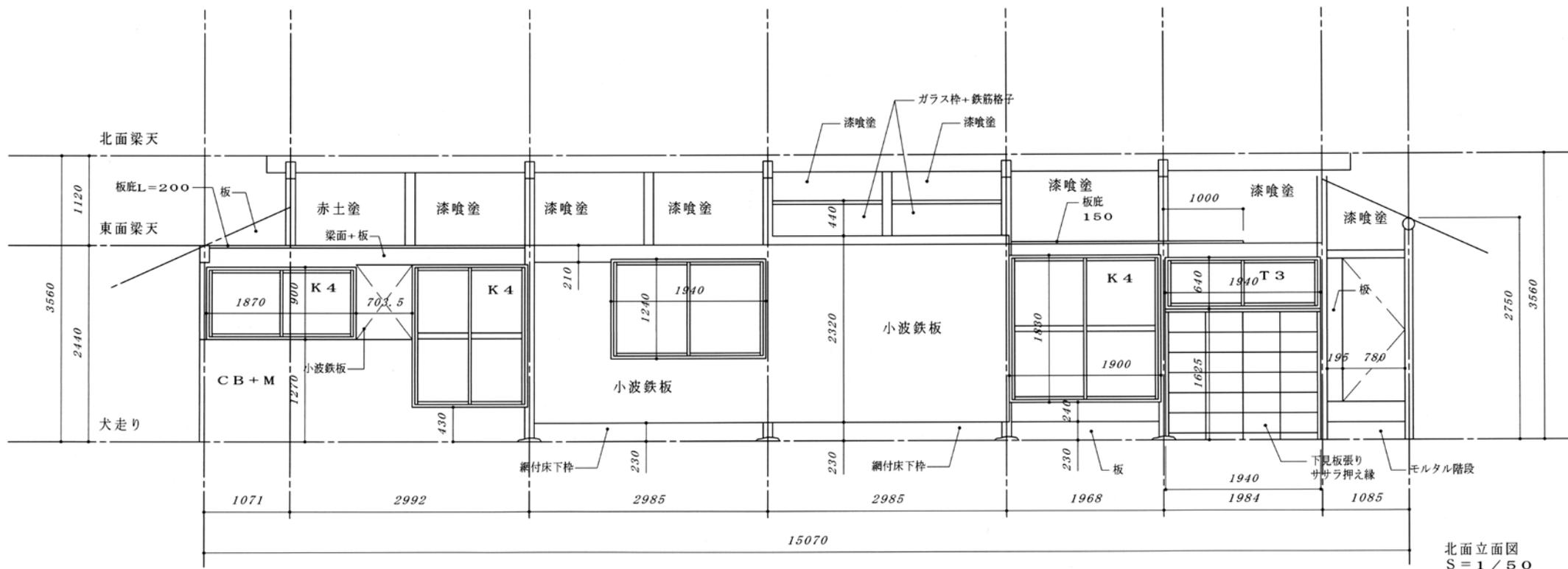
16 西面壁 S=1/50



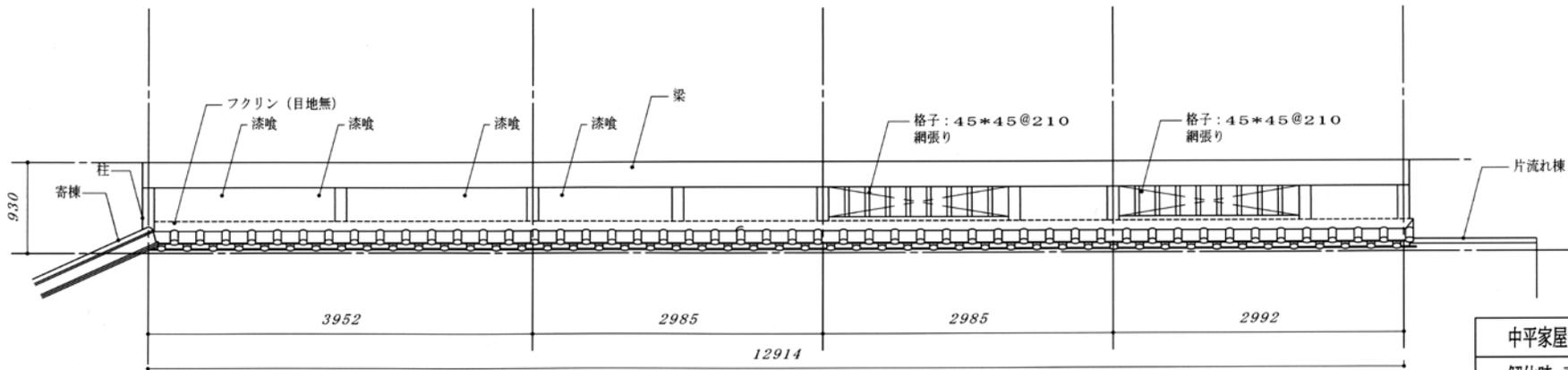
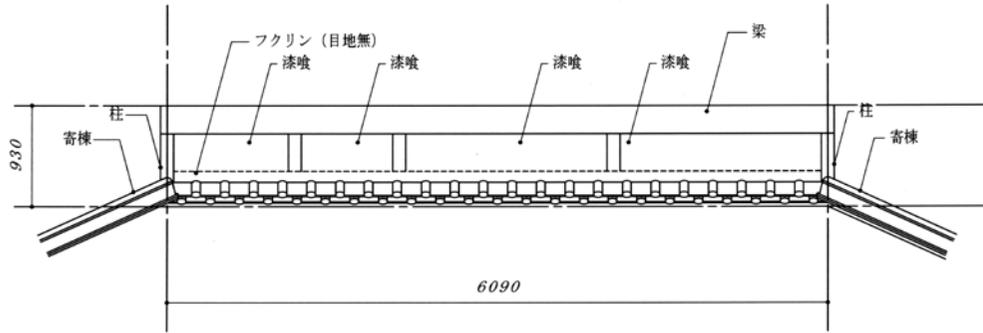
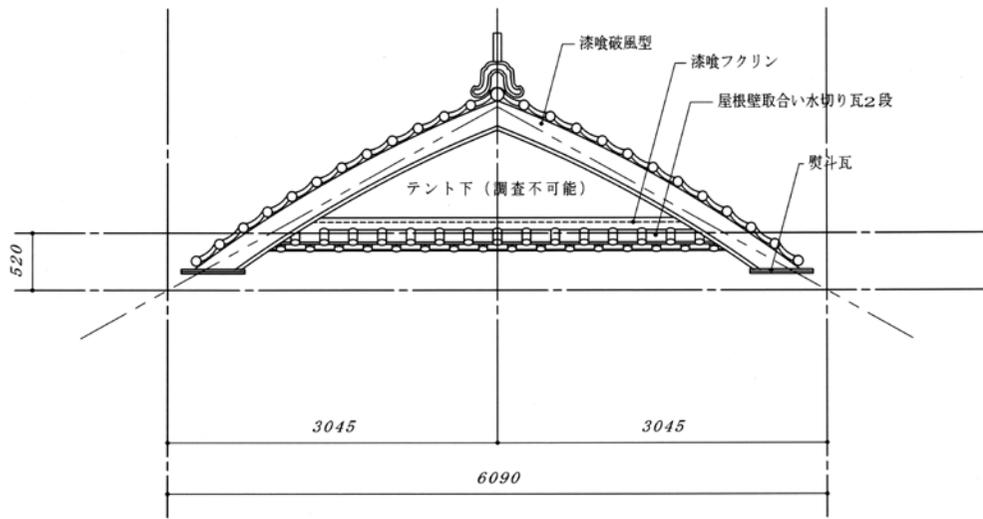
1 東面壁 S=1/50



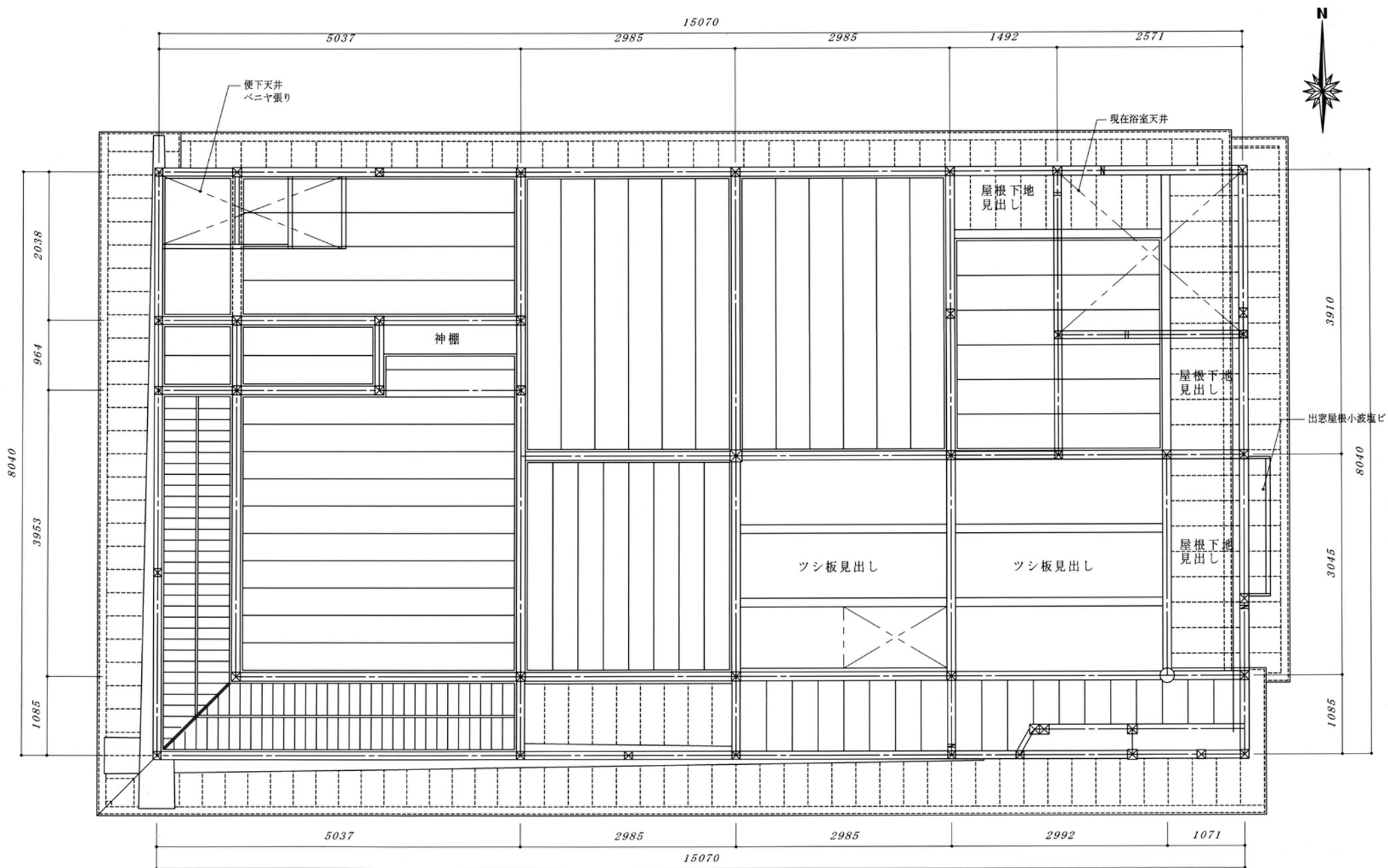
中平家屋敷記録保存調査	
解体時 東西壁立面図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



中平家屋敷記録保存調査	
解体時 北面壁立面図	S=1/50
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	

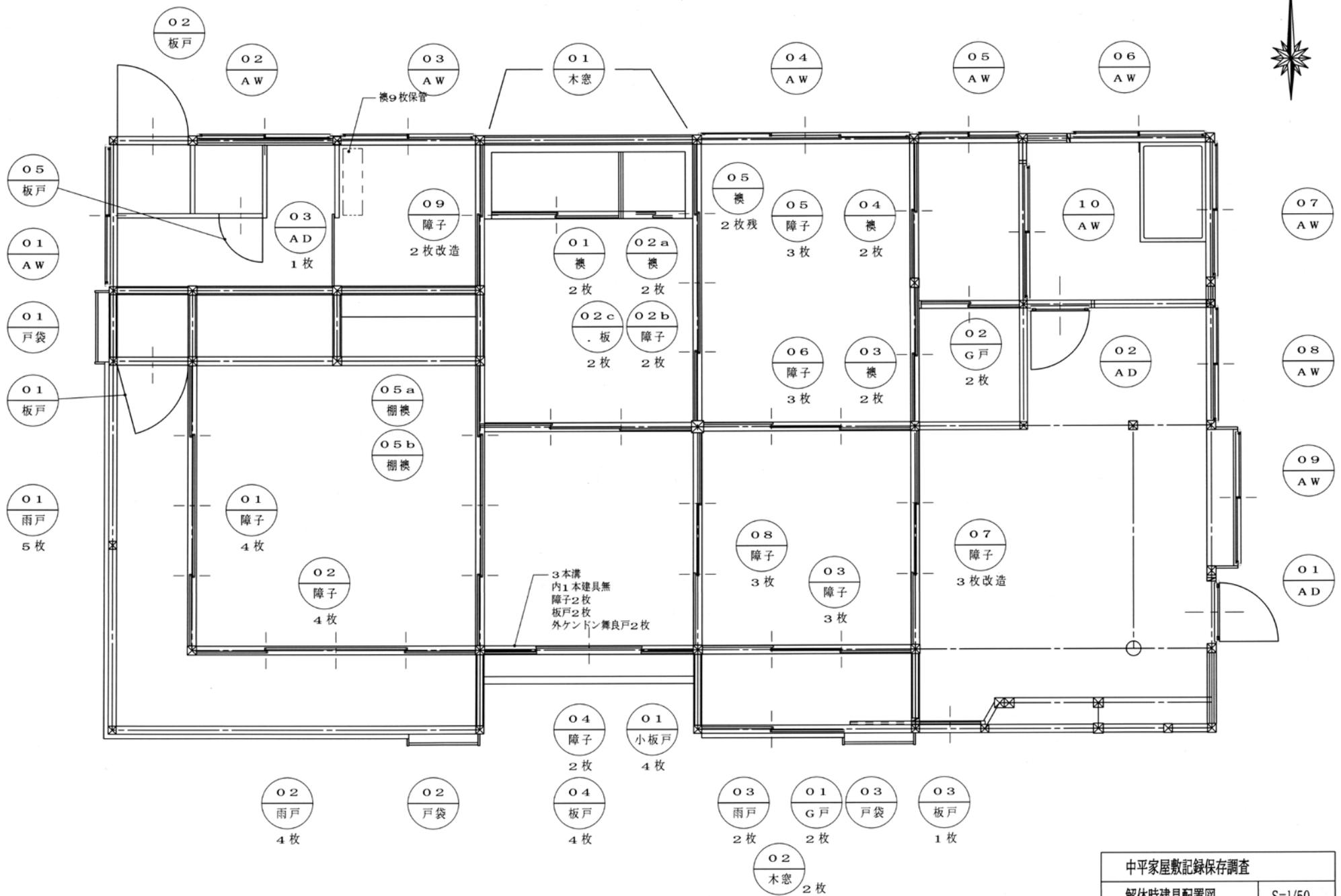


中平家屋敷記録保存調査	
解体時 妻下屋壁立面図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



中平家屋敷記録保存調査	
解体時・天井伏図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	





中平家屋敷記録保存調査	
解体時建具配置図	S=1/50
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	

記号	障子枚数	寸法 W*H 見込み	仕上げ	ガラス 仕上げ	記号	障子枚数	寸法 W*H 見込み	仕上げ	ガラス 仕上げ	記号	障子枚数	寸法 W*H 見込み	仕上げ	ガラス 仕上げ
○1 雨戸	5枚	995*1850 33	板	生地	○1 障子	4枚	973*1740 30	和紙	梓漆内外 障子棧生地	○1 G戸	2枚	975*1725 30	生地	透明2段 スリ2段
○2 雨戸	4枚	990*1850 33	板	生地	○2 障子	4枚	970*1744 30	和紙	梓漆内外 障子棧生地	○2 G戸	2枚	745*1780 30	生地	透明1段 スリ2段
○3 雨戸	2枚	960*1700 28	板	生地	○3 障子	3枚	970*1798 30	和紙	生地					
○1 戸袋	1	1070*2100 220	板	生地	○4 障子	2枚	730*1770 30	和紙	梓漆内外 障子棧生地					
○2 戸袋	1	1090*2050 210	板	生地	○5 障子	3枚	975*1192 30	和紙	生地 模様スリ・透明3	○1 木窓	2枚	1390*302 30	生地	透明3 鉄筋格子
○3 戸袋	1	1045*1950 55	板	生地	○6 障子	3枚	970*1744 30	和紙	生地	○2 格子窓	2枚	1390*302 30	生地	透明3 鉄筋格子
○1 板戸	1	960*1700 30	板	梓・棧漆	○7 障子	3枚	970*1744 30	和紙	生地	○3 格子窓	1	1390*300	網張り	鉄筋格子
○2 板戸	1	780*1750 30	板	生地	○8 障子	2枚	970*1775 30(改)	和紙	生地	○4 格子窓	1	1390*300	網張り	鉄筋格子
○3 板戸	1枚	935*1720 27	板	生地										
○4a 板戸	2枚	732*1770 30	板	梓・棧漆	○1 襖	2枚	890*1760 24	襖紙	梓黒漆					
○4b 板戸	2枚	730*1770 30	板	生地	○2 襖	2枚	530*1010 20	襖紙	梓黒漆	○2b 障子	2枚	338*570 20	障子紙 梓漆	仏間
○5 板戸	1	800*1760 27	板	生地	○3 襖	2枚	935*1760 21	襖紙	梓黒漆	○2c 板	2枚	675*155 20	生地 梓漆	仏間
					○4 襖	2枚	935*1760 21	襖紙	梓黒漆					
○1 小板戸	4枚	700*320 25	板	全体黒い	○5 棚襖	4枚	1840*277 21(全体)	襖紙	梓黒漆 脇棚天袋	○5b 棚襖	2枚	460*910 21	襖紙	梓黒漆 脇棚下

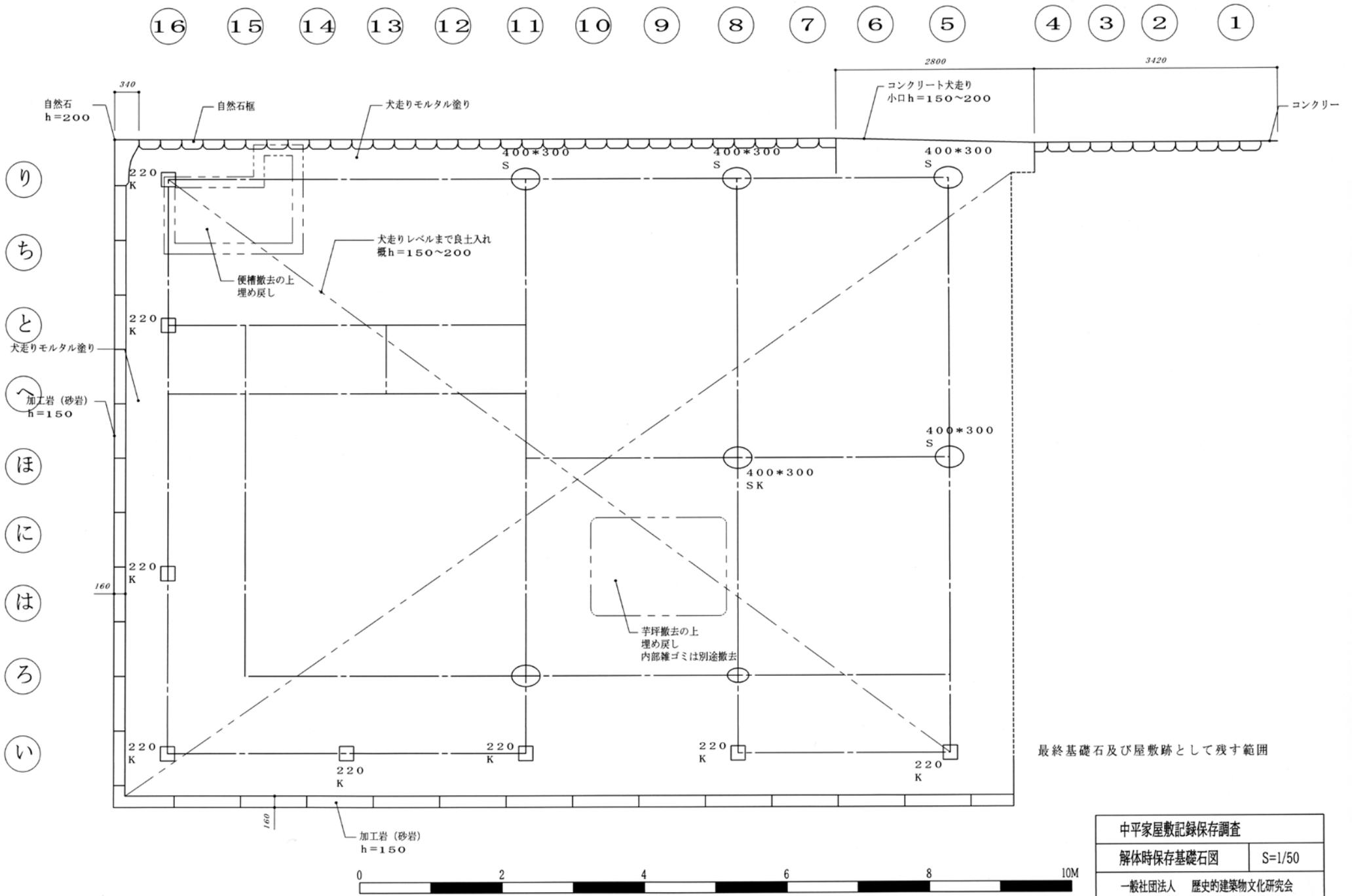
中平家屋敷記録保存調査

解体時 建具一覧表その1

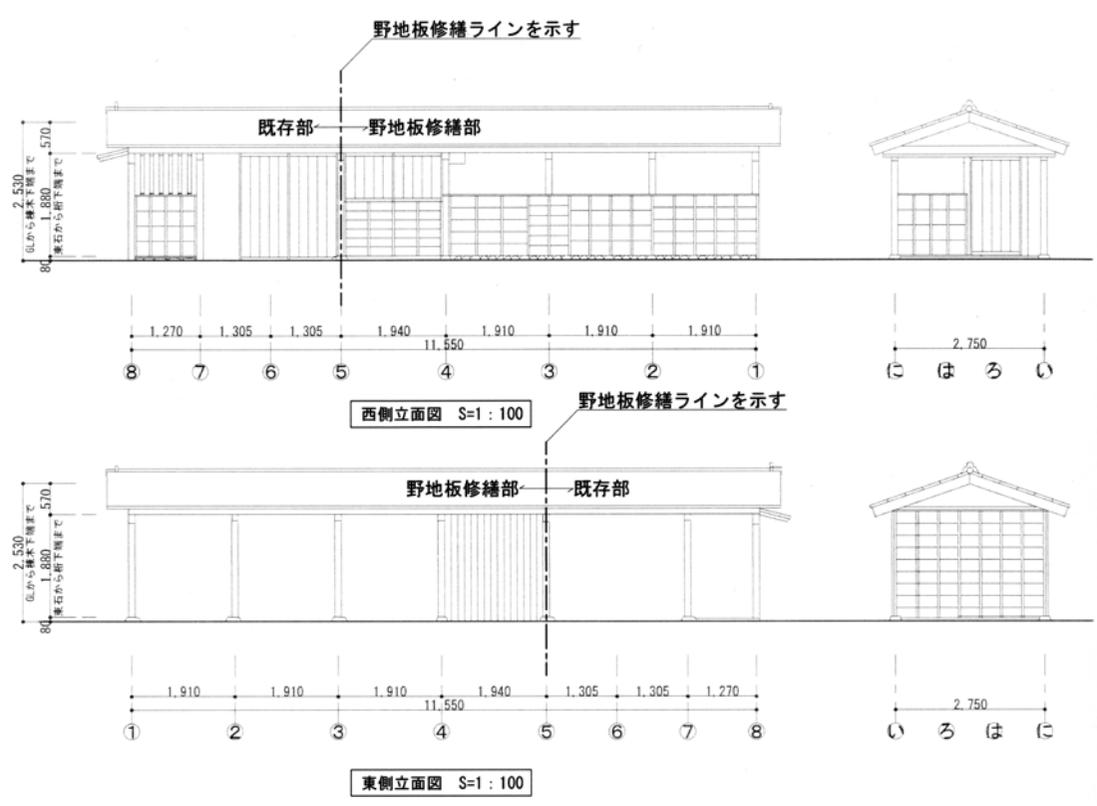
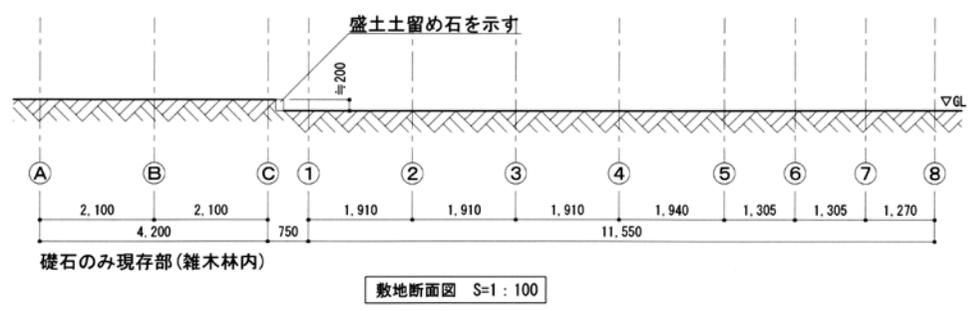
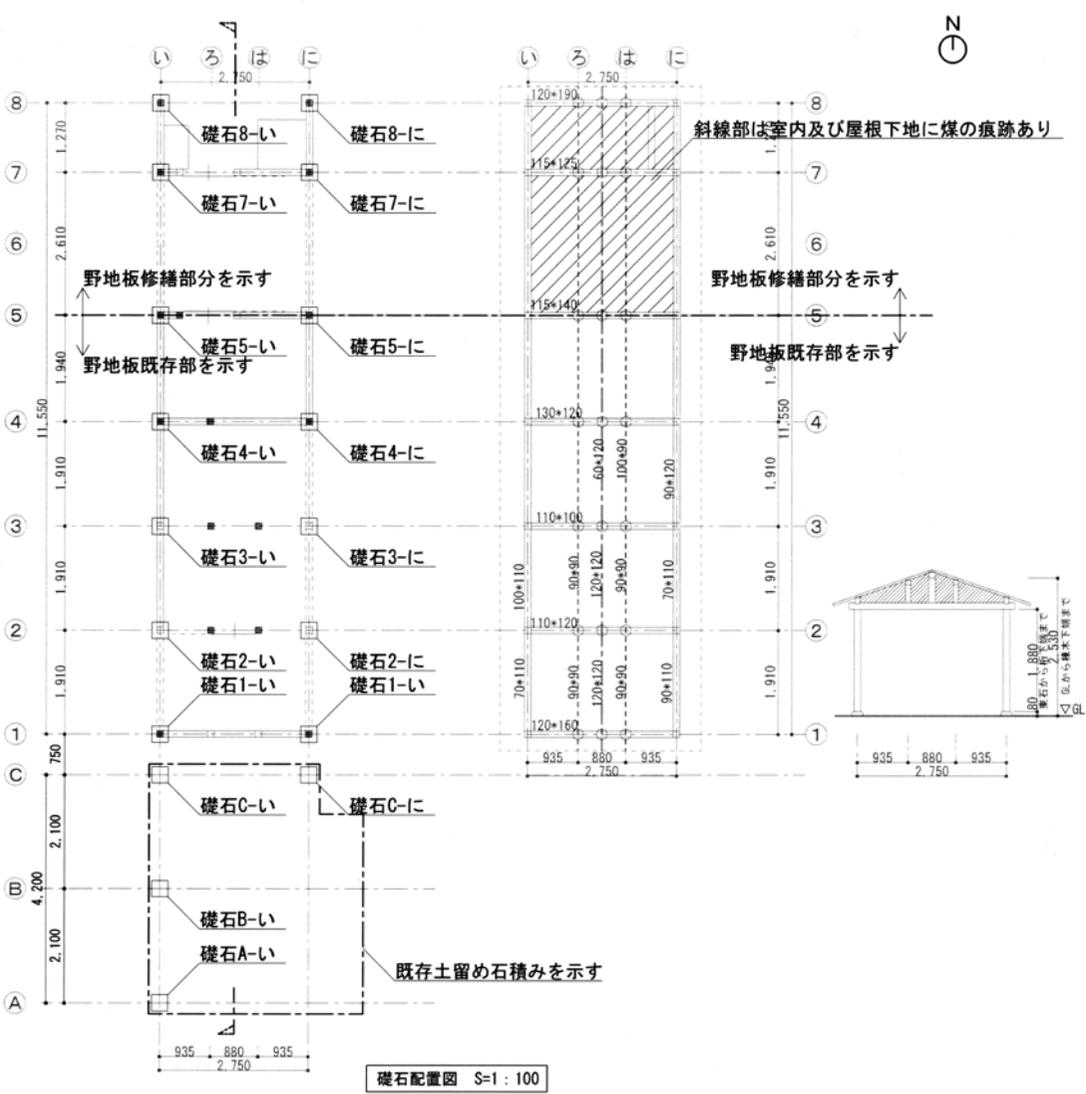
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会

記号	箇所	寸法W*H	ガラス	種類		
○1 AD	1	780*1560	型4	住宅用	腰アルミパネル 上ガラス	
○2 AD	1	790*1840	型4	住宅用	腰アルミパネル 上ガラス	
○3 AD	1	800*1760	型4	住宅用	腰アルミパネル 上ガラス	
○1 AW	1	1940*620	透明3	住宅用		
○2 AW	1	1940*640	透明3	住宅用		
○3 AW	1	1900*1830	型4	住宅用	上下共型4	
○4 AW	1	1940*1240	透明3	住宅用	下部スリ加工	
○5 AW	1	1400*1770	型4	住宅用	上下共型4	
○6 AW	1	1870*900	型4	住宅用		
○7 AW	1	1870*900	型4	住宅用		
○8 AW	1	1570*930	型4	住宅用		
○9 AW	1	1960*840	型4	住宅用		
○10 AW	1	1680*1770	型4	住宅用	上下共型4	

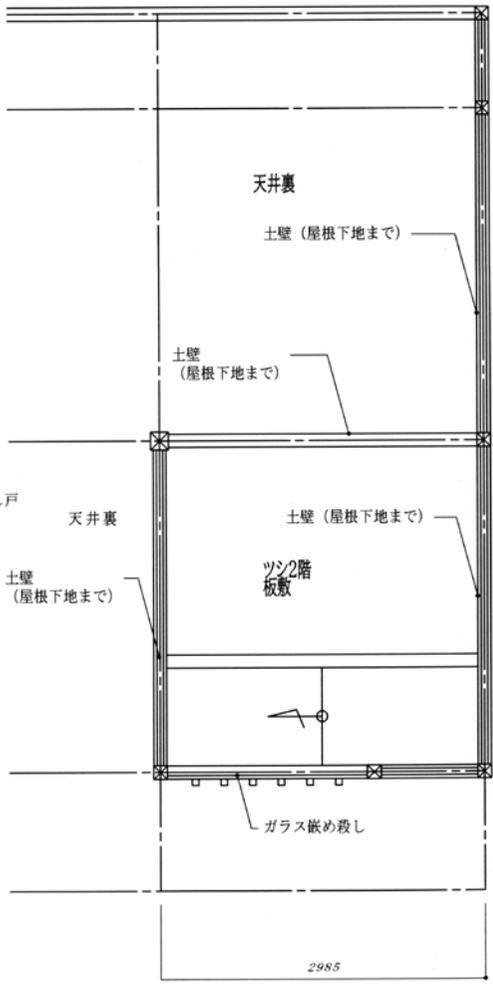
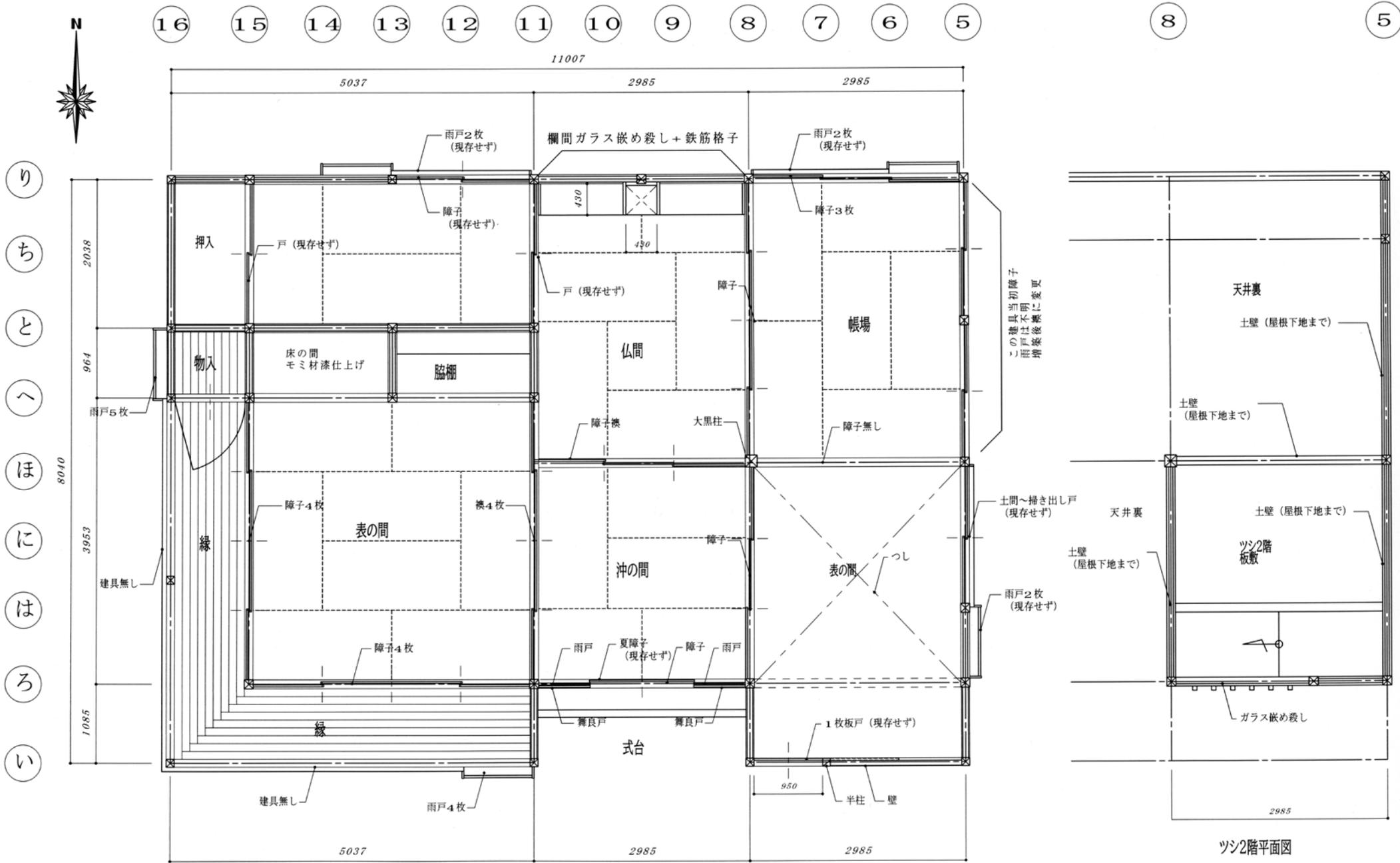
中平家屋敷記録保存調査	
解体時 建具一覧表その2	
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	





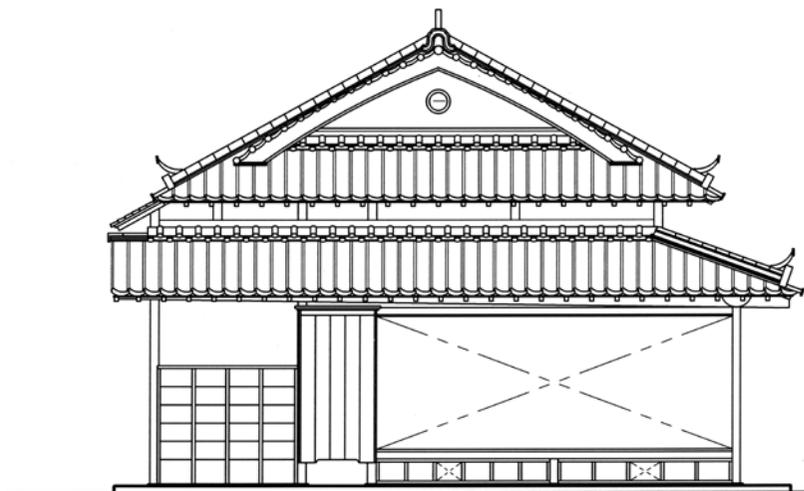


中平家屋敷記録保存調査	
解体時 木小屋調査	S=1/100
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	

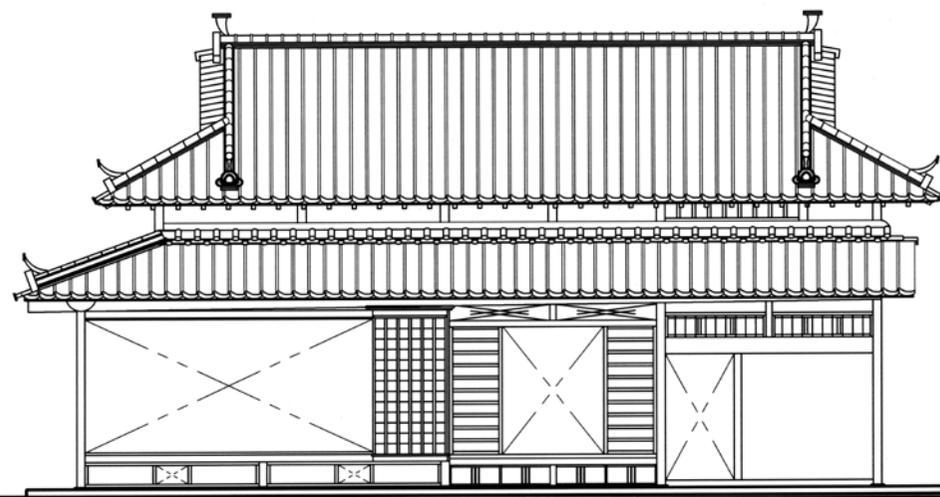


ツツ2階平面図

中平家屋敷記録保存調査	
当初建築・平面図	S=1/50
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	



西面立面图



南面立面图



中平家屋敷記録保存調査	
当初建築 立面图	S=1/75
一般社団法人 歴史の建築物文化研究会	



<p><b>A</b> 襖</p> <p>表の間 襖 4 枚</p> <p>漆仕上げ D = 30 引手 : 75 × 90 楕円</p>	<p><b>B</b> 襖</p> <p>沖の間 北面障子襖</p> <p>漆仕上げ D = 30 引手 : 75 × 90 楕円 組子 : 6 × 13</p>	<p><b>C</b> 仏間</p> <p>仏間片開襖、両開き障子、嵌め殺し欄間</p> <p>漆喰 漆喰 漆喰 漆喰 ガラス嵌め殺し 欄間保管品 奥行が不足したか、柱を欠損 中柵 蔵に保管</p>	
<p><b>O5</b> 障子</p> <p>帳場北面 3 枚</p> <p>D = 26 組子 : 6 × 13 ガラス透かし模様 板横木目 ガラス中棧詳細図 S = 1 / 5</p>	<p><b>O1</b> 板戸</p> <p>表の間縁物入 1 枚</p> <p>漆仕上げ D = 30 板 : 銘木素地 板の継ぎ目</p>	<p><b>O1</b> 雨戸</p> <p><b>O2</b> 雨戸</p> <p>表の間縁 雨戸 5 + 4 枚</p> <p>目板 : 21 × 3 O1 : 995 × 1850 O2 : 990 × 1850 D = 33 裏宛 : 35 巾 × 20 厚</p>	<p><b>骨</b> 襖</p> <p>帳場東面襖 (大正期)</p> <p>漆仕上げ 釘打ち 引手板 骨 : 12 × 15 (縦、横)</p>
		<p><b>O1</b> 障子</p> <p>「木小屋」北から3ブロック西面</p> <p>D = 30 組子 : 6 × 15 腰板横目</p>	<p><b>O1</b> 雨戸</p> <p>「木小屋」北から3ブロック西面</p> <p>D = 30 目板無 裏宛 : 35 × 15 裏宛 : 30 × 15</p>

中平家屋敷記録保存調査	
当初建築 建具図	S=1/50
一般社団法人 歴史的建築物文化研究会	

—— 参考資料 ——

十和村村史 高知県十和村  
大正町誌  
幡多郡誌  
日本の瓦屋根 玉置 豊次郎監修 坪井 利弘著  
高知県の教育史 山本 大・千葉昌弘 共著  
近代教育史  
土陽新聞アーカイブ（オーテピア）  
土佐の民家 高知新聞企業 出版部  
中世古城址調査図 岡本邦雄編 十和教育委員会  
門脇家御山控帳 蕨川正重 十和教育委員会  
地検帳が語る 幡多の歴史 上巻 上岡正五郎著  
図解 木造建築伝統技法辞典 深谷基弘・鈴木絃子著  
明治前期、後期産業発達史資料 鉄道省運輸局  
西土佐村史  
宿毛市史

—— 協 力 ——

株式会社 上田建築事務所  
解体設計 シンクタンクスタジオ株式会社  
四万十町大井川地域の皆様

—— 中平家住宅記録保存調査主任 ——

一般社団法人歴史的建築物文化研究会 代表理事 島田 晴江

—— 調査協力 ——

小林建築設計事務所 小林 照征  
コウセイアーキテクトデザイン有限公司凸凹設計事務所 吉田 孝生  
コウセイアーキテクトデザイン有限公司凸凹設計事務所 吉田奈津子  
一般社団法人歴史的建築物文化研究会 島田 智一  
桔梗建築 宮大工 須賀大輔

—— 中平家住宅記録保存調査報告書 ——

一般社団法人歴史的建築物文化研究会 島田 晴江  
一般社団法人歴史的建築物文化研究会 島田 智一  
コウセイアーキテクトデザイン有限公司凸凹設計事務所 吉田 孝生  
コウセイアーキテクトデザイン有限公司凸凹設計事務所 吉田奈津子

中平家住宅記録保存調査報告書

令和4年3月

発行／四万十町

報告書作成／（一社）歴史の建築物文化研究会

編集・CD製作／川北印刷